

平成29年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成29年3月13日
開会 10時00分 閉会 17時24分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出 席 者

① 委 員 (17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	東口隆弘	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
乾 邦廣	藤原 孟			

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	企 画 総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田井啓一	住 民 福 祉 部 長	境谷美智子
建 設 部 長	須田明彦	札 内 支 所 長	坂井康悦
忠類総合支所長	伊藤博明	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
政 策 推 進 課 長	山端広和	地 域 振 興 課 長	小野晴正
総 務 課 長	武田健吾	住 民 生 活 課 長	山本 充
都 市 計 画 課 長	吉本哲哉	経 済 建 設 課 長	川瀬康彦
土 木 課 長	寺田 治	経 済 部 参 事	廣瀬紀幸
農 林 課 長	萬谷 司	監 査 委 員 事 務 局 長	石野郁也
商 工 観 光 課 長	岡田直之	会 計 課 長	坂口惣一郎
保 健 課 長	合田利信	福 祉 課 長	新居友敬
こ ども 課 長	杉崎峰之	防 災 環 境 課 長	天羽 徹
税 務 課 長	川瀬吉治	保 健 福 祉 課 長	金田一宏美
農業委員会事務局長	高橋宏邦	防 災 環 境 課 参 事 (消 防 担 当)	佐藤 繁

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

- 4 欠席者 寺林俊幸
- 5 審査事件 平成29年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 岡本眞利子

議事の経過

(平成29年3月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（岡本眞利子） ただいまより、平成29年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに諸般の報告をいたします。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 寺林委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（岡本眞利子） 審査に入る前に一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において設置された本委員会の委員長として、私が大任を仰せつかることとなりました。

何分にも、ふなれな点があるかと思いますが、新年度予算の十分な審査と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っております。特段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、審査の進め方について確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より14款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思っております。

その後、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入、歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査してまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ番号と目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算から議案第9号、平成29年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 初めに、お手元に配付いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成29年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

合計欄にありますように、平成29年度当初予算総額は238億1,864万5,000円となりまして、平成28年度の当初予算額と比較いたしますと、4.3%の減となっております。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明いたします。

初めに、一般会計であります、147億9,334万6,000円で、前年度と比較いたしまして4.1%の減であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思っております。

次に、国民健康保険特別会計は36億1,264万7,000円で、前年度比5.6%の減となっております。

これは、被保険者数の減に伴う保険給付費の減が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は3億8,329万9,000円で、前年度比3.5%の増であります。

被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は24億3,751万円で、前年度比0.8%の減となっております。

過去の実績に基づきます保険給付費の減であります。

次に、簡易水道特別会計は3億6,790万1,000円で、前年度比12.4%の減であります。

配水管布設工事費等の減が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は11億62万4,000円で、0.9%の減であります。

主な要因は、浄化センター設備更新工事などの減であります。

次に、個別排水処理特別会計は1億9,490万5,000円で、2.7%の増であります。

整備済み浄化槽の維持管理経費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります、6,856万8,000円で4.4%の減であります。

公共ます設置工事の減によるものであります。

次に、水道事業会計は8億5,984万5,000円で、前年度比較では15.7%の減であります。

下の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては3.5%の増であります、消費税の増などによるものであります。

また、4条予算である資本的支出につきましては38.2%の減となっており、配水管布設工事費の減が主な要因であります。

続きまして、2ページ、3ページの平成29年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明を申し上げます。

初めに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比0.1%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、右側の3ページの下の表に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

1項の町民税につきましては、台風被害による農業所得の減など個人町民税の減などを見込み、前年度3.3%の減で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、新規償却資産の増を見込み3.8%の増で計上しております。

3項の軽自動車税は課税台数の増などにより6.1%の増を見込んでおります。

これら合計いたしまして、町税全体で0.1%の増、前年度とほぼ同額で計上したところであります。

2ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、2款地方譲与税から10款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や過去の交付実績等を勘案の上、見込んでおりますが、7款のゴルフ場利用税交付金は台風10号により被災した札内川ゴルフ場分の減により26.3%の減で計上しております。

次に、11款の地方交付税は4.5%の減で計上いたしておりますが、そのうち普通交付税につきましては、地方財政計画や合併算定外の特例措置の終了に伴う影響を勘案いたしまして、前年度交付決定額との比較では4.9%の減、また特別交付税につきましては2億5,000万円を計上しております。

19款の繰入金は18.1%の増であります、財政調整基金から3億円、減債基金から1億円、まちづくり基金から約3億1,500万円、庁舎建設基金からの繰り入れを約5,500万円計上しているところであります。

22款の町債は22.4%の減であります、糠内分遣所建設事業など普通建設事業に係る町債の減が主な要因であります。

次に、歳出であります、3ページをごらんいただきたいと思っております。

主なものにつきましてご説明させていただきますが、2款の総務費につきましては1億229万2,000円、9.7%の減であります。町有林管理費、町有林造成費の6款農林業費への組みかえ、新庁舎建設事業費の減などによるものであります。

3款の民生費につきましては7,178万5,000円、2.1%の減であります。

これは、28年度にありました年金生活者等臨時福祉給付金の皆減などによるものであります。

6 款の農林業費につきましては1億1,341万5,000円、9.9%の減であります、東西線の整備に係る旧緑資源公団営事業の償還金の減によるものであります。

8 款の土木費につきましては3億805万7,000円、14.7%の減であります、道路新設改良事業や公園施設整備事業の減が主な要因であります。

9 款の消防費につきましては1億4,853万9,000円、20.2%の減であります、糠内分遣所建設事業の減によるものであります。

10 款の教育費につきましては4,566万3,000円、3.4%の増であります、学校施設の石綿飛散防止対策工事の増などによるものであります。

13 款の災害復旧費につきましては1億円の皆増であります、昨年の台風被害に係る札内川河川緑地、十勝川エコロジーパークの復旧工事の皆増であります。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、2 の扶助費につきましては2.6%の減となっております。障害者支援費は増となっておりますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金の皆減により減となっております。

8 の貸付金につきましては7.1%の増、忠類振興公社への貸付金の増によるものであります。

9 の積立金につきましては25.0%の増であります、ふるさと寄附に係るまちづくり基金への積立金の増によるものであります。

12 の投資的経費につきましては5億215万円、20.0%の減であります。

内訳は、普通建設事業の補助、単独道営事業負担金、災害復旧事業、それぞれ記載のとおりであります、普通建設事業につきましては札内コミュニティプラザ関連事業、新庁舎建設事業、糠内分遣所建設事業の減などにより約6億円の減、災害復旧事業につきましては札内川河川緑地ほか1公園災害復旧工事、1億円の皆増となっております。

次に、積算基礎の5 ページ以降についてであります、歳入の説明などのほか、歳出につきましては10 ページから具体的な積算基準等を掲載しております。

次に、19 ページから22 ページまでは、主な投資的経費について一覧にいたしております。

個々の事業の説明につきましては省略をさせていただきますが、ご参照いただければと思います。

また、23 ページからは地方債の借り入れ状況、それから36 ページ、37 ページは債務負担行為、38 ページ以降は各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、一般会計予算書の1 ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計予算書の1 ページになりますが、平成29年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,334万6,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることとし、次の2 ページから8 ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条は、債務負担行為について定めるものであります、詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

第3条は、地方債について定めるものであります、これも詳細につきましては後ほど説明させていただきます。

次の第4条では、一時借入金の借り入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次に、9 ページをお開きいただきたいと思います。

9 ページ、第2表、債務負担行為であります。

初めに、消防団員防火衣購入であります、本年度購入を予定しております消防団員の防火衣を北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、平成30年度から33年度までの4年を期間とした

しまして、元金とその利息の合計額 860 万 3,000 円を限度に、債務負担を設定させていただくものであります。

2 番目の町内の学校に導入する教育用 ICT 機器購入、3 番目の百年記念ホール予約システム購入についても同様で、平成 30 年度から 33 年度までの 4 年を期間とし、それぞれ 4,029 万 9,000 円、799 万 6,000 円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

次に、第 3 表、地方債であります。

本年度は、一番上の忠類コミセン改修事業から 12 ページの一番下の臨時財政対策債まで合計 58 事業、14 億 5,410 万円を限度といたしまして地方債を起すものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、1 款議会費の説明に入らせていただきます。

43 ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、1 款議会費の説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費、本年度予算額 1 億 104 万 7,000 円、本目は 1 節議員報酬ほか、9 節の旅費、11 節需用費など、議会運営に係る各種経費となっております。

以上で、1 款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、予算積算基礎並びに 1 款議会費をあわせて質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 予算積算基礎並びに 1 款議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

45 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 9,470 万 8,000 円であります。

4 節の共済費、7 節賃金は事務補助などの臨時職員に係る経費、11 節需用費は法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12 節役務費は、郵便料、電話料などであります。

次のページになりますが、13 節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び庁舎宿日直等委託料などであり、細節 11 は、ファイリングシステム構築指導委託料であります。導入から定着まで 4 年をかけて文書管理の見直しを行っていくもので、本年度が最終年になります。

14 節使用料及び賃借料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2 目広報広聴費 922 万 6,000 円、本目は 11 節需用費の町の広報誌に係る印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費 243 万 6,000 円、11 節需用費、細節 30 は予算書の印刷製本費であります。

13 節委託料は、国が推し進めております地方公会計の整備について、行政コスト計算書などの財務書類を作成するに当たりまして、既存の財務会計システムからのデータの取り込みや決算仕訳などのシステム構築業務を委託するものであります。

次のページになりますが、4 目会計管理費 144 万円、本目は出納室に係る費用で、11 節需用費の決算書の印刷製本費、12 節役務費の指定金融機関である北洋銀行への派出業務取扱手数料が主なものであります。

5 目一般財産管理費 2,873 万 5,000 円、本目は役場庁舎及び旧緑資源公団事務所などの管理費用であります。前年度と比較して大きく減額となっておりますのは、昨年度実施いたしました白銀町分

譲地関連の整備工事費などの減によるものであります。

11 節需用費は、札幌中央会館及び日本パークゴルフ協会などが入居しております共同事務所に係る光熱水費など、次のページの 12 節役務費は、細節 23 の町村会の総合賠償保険料など、13 節委託料は、細節 1 役場庁舎の清掃などの管理委託料などが主なものであります。

次のページになりますが、6 目札幌内コミュニティプラザ管理費 2,418 万 6,000 円、本目は 4 月 1 日からオープンいたします札幌内コミュニティプラザの維持管理経費で、新設の目であります。

11 節需用費の電気料などの光熱水費や 13 節委託料の管理業務にかかわる委託料が主なものであります。

7 目近隣センター管理費 8,777 万円、本目は 46 カ所の近隣センターと 5 カ所のコミセンの管理運営に係る費用であります。

次のページ、一番下になりますが、13 節委託料は、各コミセンの管理業務にかかわる委託料など、次のページになりますが、15 節工事請負費は、泉町近隣センターや忠類コミセンの改修工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8 目庁用車両管理費 978 万 2,000 円、本目は役場本庁の集中管理車両 22 台、忠類総合支所管理車両 8 台の合計 30 台の車両維持管理費用であります。

18 節備品購入費では、庁用車両の更新として、軽自動車 1 台に購入に係る経費であります。

次のページになりますが、9 目企画費 799 万 7,000 円、本目は町の施策の総合企画、広域行政に係る費用であります。

前年度と比較して大きく減額となっておりますのは、本目で計上しておりましたマイホーム応援事業補助金やコミュニティバス運行費補助金などの地域公共交通に係る経費を、それぞれ、協働のまちづくり支援費、交通防犯費に組みかえたことによるものであります。

主なものは、1 節報酬では、細節 3、本年度策定いたします総合計画に係る審議会議員の報酬や 11 節需用費、細節 30 の印刷製本費、19 節負担金補助及び交付金では、細節 4 十勝圏複合事務組合負担金ほか、広域行政に係るもの、次のページになりますが、細節 10 は、30 周年を迎えます日本パークゴルフ協会への交付金であります。

10 目協働のまちづくり支援費 8,336 万 8,000 円、1 節公区長報酬や 19 節負担金補助及び交付金で、先ほど 9 目企画費で説明いたしましたとおり、この目に組みかえました細節 7 のマイホーム応援事業補助金、細節 8 の 114 公区に係る公区運営費交付金、細節 9 の協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

次のページになりますが、11 目支所出張所費 195 万 2,000 円、本目は札幌内支所及び糠内、駒島各主張所に係る費用で、11 節需用費のほか、12 節役務費の電話料など事務用経費が主なものであります。

12 目総合支所費 7,023 万 6,000 円、本目は忠類総合支所に係る運営経費等を計上しております。

1 節報酬につきましては、地域住民会議委員 15 名の報酬、7 節賃金は 4 名の臨時職員に係る賃金であります。

次のページになりますが、11 節需用費や 12 節役務費などの事務的経費に係るもの、19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は忠類インターチェンジ開通を機に発足いたしました忠類魅力発信事業実行委員会に対する補助金、細節 4 は忠類地域の定住対策として民間賃貸住宅の建設に対して助成するものであります。

13 目防災諸費 1,724 万 3,000 円、本目は新設の目ではありますが前年度までの交通防災費を防災関連経費に係る本目と交通安全対策、防犯対策関連経費に係る次の目の交通防犯費に区分したものであります。

次のページになりますが、11 節需用費では細節 4、5 の防災対策や防災訓練に係る消耗品費、13 節委託料では細節 7 ハザードマップの修正等、防災のしおりなどの更新業務の委託料、18 節備品購入

費はバルーン型投光器などを購入するものであります。

次のページになりますが、14目交通防犯費1億1,009万9,000円、交通安全対策、防犯対策関連経費に係る新しい目であります。

1節報酬は、交通安全指導員33名分の報酬、7節賃金は交通安全推進委員1名に係る費用であります。

11節需用費は、細節4交通安全啓発用消耗品費のほか、細節21の防犯灯の電気料、細節42の防犯灯等修繕料が主なものとなっております。

13節委託料、細節6は防犯灯のLED化に係る調査委託料であります。

次のページになりますが、14節使用料及び賃借料、細節6はLED化した防犯灯のリース料、19節負担金補助及び交付金、細節7はコミバス運行に係る事業者への補助金、細節8、9は予約型乗合タクシー駒島線、古舞線の運行に係る事業者への補助金、細節10は地方バス路線維持費補助金であります。

次のページになりますが、15目職員厚生費1,119万円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。

9節旅費、細節3は職員の研修に係る特別旅費であります。自治大学校や北海道市長村職員研修センターでの研修、民間企業研修などを実施する予定であります。

12節役務費は、人間ドック174人及び健康診断手数料は延べ349人分を計上しております。

16目公平委員会費につきましては3万2,000円ですが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

17目諸費5,547万2,000円です。1節報酬の各種委員会開催に係る報酬や、次のページになりますが、8節報償費では細節4のふるさと寄附に係る記念品、13節委託料はふるさと寄附に係る記念品の配送業務等に係る委託料、19節負担金補助及び交付金では、細節3の十勝町村会負担金が主なものであります。

次のページになりますが、18目基金管理費1億5万円、本目は各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれ基金へ積み立てるもので、25節積立金の細節3はふるさと寄附金に係る積立金であります。

19目電算管理費6,780万4,000円、本目は電算管理及び処理業務に係る費用ですが、11節需用費は、各種納付書などの印刷製本費が主なものであります。

13節委託料の主なものは、細節6の総合行政システムに係る業務用ソフトの保守点検、次のページになりますが、細節9の電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているもので、細節12は情報セキュリティ対策の強化のため北海道と市町村が協力して構築いたしましたセキュリティクラウドの保守点検に係る費用であります。

18節備品購入費は、細節2の財務会計システムに係る経費が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節5中間サーバー利用負担金は、マイナンバー制度にかかわって、国と地方の情報授受の仲介の役割を担うシステム、中間サーバーの運用に係る共同利用負担金を地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

20目新庁舎建設事業費1億1,127万円、本目は本庁舎建設に関連する経費で、本年度は駐車場の整備など外構工事を実施するものであります。

次のページになりますが、町有林管理費、町有林造成費は農林業費への組みかえに伴い廃目、交通防災費は先ほど説明いたしましたとおり分割により廃目、合併10周年事業費は事業終了により廃目です。

2項徴税費、1目税務総務費156万6,000円、1節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係る事務用経費、次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節4の十勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構への負担金、細節9地方税電子化協議会運用関係費負担金は電子申告の運用、維持経費に係る負担金が主なものであります。

2目賦課徴収費3,224万3,000円、本目は賦課徴収に係る費用であります。

12節役務費、次のページになりますが、細節19のコンビニ収納手数料につきましては、コンビニ

に対し1件60円の手数料を支払うものでありますが、平成29年度は延べ3万4,800件の利用を見込んでおります。

13節委託料は、細節7収納管理システム保守点検委託料、細節10路線価算定委託料が主なものであります。

次のページになりますが、23節償還金利息及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

3項1目戸籍住民登録費1,628万9,000円、本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13節委託料は、細節6戸籍電算システム保守点検委託料、細節8マイナンバー制度に係る個人番号等の作成委託料が主なものであります。

次のページになりますが、14節使用料及び賃借料は、細節20戸籍総合システムブックレスソフト使用料が主なものであります。

18節備品購入費では細節1、26年度に更新いたしました戸籍電算システムの備荒資金組合への支払い経費が主なものであります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費51万1,000円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係る費用であります。

参議院議員選挙費は廃目であります。

次のページになりますが、5項1目統計調査費88万7,000円、本目は各種統計調査にかかわる事務的経費であります。本年は工業統計調査などが実施される予定となっております。

次のページになりますが、6項1目監査委員費248万7,000円、1節の監査委員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(岡本眞利子) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員(内山美穂子) 5点お伺いします。

1点目がページ数で言いますと54ページ、総務費の10目協働のまちづくり支援費で、協働のまちづくり支援事業交付金、10節の負担金のところですか。

まず1点目が、執行方針で協働のまちづくりの推進について公区の自主的な活動を一層支援するというので、拡充と見直しの文言が出ておりましたけれども、もう少し詳しくお伺いします。

2点目が、同じく55ページなのですけれども、55ページぐらいでちょっとどこの項目に該当するかわからないのですけれども、札内駅のJRのトイレの件なのですけれども、昨年JR札内駅で和式トイレを使った男性が立ち上がれなくて転んでしまって、救急車が出動するというようなことがありました。幸い、事故にはつながらなかったのですけれども、確認したところ、そこは古いトイレ、旧式のトイレしかなくて、そこは結構JRの利用者だけではなくて散歩途中のお年寄りも途中でトイレを使用するというところなので、そういうところでちょっと危険ではないかなというふうに感じました。地域の不特定多数の方がこのトイレを使用するというところなので、安全面から早急に整備をする必要があると思います。町が負担金を払って手すりをつけるなどといった改善策というのはできないかどうかお伺いします。これが2点目です。

3点目がページ数で言うと56ページで、総合支所費のところ、忠類地域魅力発信事業実行委員会補助金についてです。合併から10年が過ぎて、来年度から忠類地域の観光振興のため、アルコと道の駅につきましては指定管理料を増額し、さらに民間に業務委託をして新たなスタートを切りました。今後の活性化に大いに期待しているところであります。

今年度は、商工費からも地方創生交付金を利用した新たな観光振興の補助金が出ていますが、この魅力発信事業については来年度も計上されています。どのような内容になっているかお伺いします。

4点目が58ページです。58ページの14目交通防犯費のところ、細節で交通安全指導員報酬のところなのですけれども、実は先般、北小校区で指導員の欠員が出まして募集したところ、なかなか見

つからなくて、かなり苦労されたという話を聞いています。やっと見つかったということなのですから、今どこの業界も人手不足でこういった深刻な状況はこれからも起きるのではないかなというふうに思っています。

それで、ここで提案なのですけれども、協働のまちづくり支援事業のメニューに、対象事業として公区コミュニティ支援事業というのがあるのですけれども、その中に地域で登下校の子供を見守る事業として加えるといったことは有効ではないかということをお伺いします。

最後、同じく 58 ページなのですけれども、交通防犯費のところなのですけれども、信号機の設置についてなのですけれども、公安委員会への要請数と実績についてお伺いします。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 私からは 1 点目のご質問にありました平成 29 年度における協働のまちづくり支援事業のメニューの拡充等の内容についてご説明させていただきたいと思えます。

まず 1 点目といたしまして、公区活動支援事業の中の公区案内板整備についてですけれども、改定前については新設、もしくは更新の費用及び案内板に係る原材料費を対象としておりましたものを、改定後につきましては、修繕に係る費用についてもこの事業の対象とするということで、交付率、限度額等については今までと変わらないのですけれども、修繕についてメニューに追加いたしました。

続いて 2 番目といたしまして、公区コミュニティ支援事業ということで、地域のコミュニティ活動に係る支援をしておりますが、その中でお祭りとか、公区の運動会等の備品の購入等に係る経費を交付対象としておりますけれども、今まで単一公区で実施する場合は交付率 2 分の 1、限度額 5 万円、それを改定後につきましては、交付率 3 分の 2、そして限度額 6 万円ということで引き上げております。続いて、その中のもう一つ、複数公区で実施する場合の交付率につきましては、従前 2 分の 1、限度額 4 万円だったものを、交付率を 3 分の 2、限度額を 5 万円ということで引き上げております。

それと 3 点目、公区助け合い活動支援事業の中の地域内除雪機械の導入についての支援ですけれども、改定前については交付率 2 分の 1、限度額 25 万円でしたけれども、それを交付率を 1 分の 1 ということで率を上げております。

以上 3 点を拡充しております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 2 点目の JR 駅の和式トイレの改善の関係ですけれども、状況はちょっと確認しておりませんでしたので、今後どのような状況なのか JR のほうと協議もいたしまして、委員がおっしゃっておりますように、公共性が高いというところではどのような状況なのか、まず確認させていただきたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 私からは 3 点目の忠類地域の魅力発信事業のことについて説明いたします。

魅力発信事業の実行委員会は、忠類地域における新たな地域振興策を検討実施するとともに、観光資源などの魅力発信をすることにより、道央、札幌圏などからの交流人口の拡大、地域経済の活性化に寄与することを目的として 27 年度から実施しております。

29 年度で 3 年目になるのですけれども、活動の実施内容といたしましては、今現在考えているのは、イベント部会、それから花と環境部会、食の充実部会の 3 部会で構成されておりますが、イベント部会につきましては 27 年、28 年も実施いたしましたナウマンぞうり卓球大会の実施を考えてございます。

また、追加でサイクルイベントの実施も取り組んでいきたいと考えてございます。

花と環境部会につきましては、道の駅忠類の東側にガーデニングを整備してございますが、そちらの拡大について実施していきたいと考えてございます。

それから、食の充実部会につきましては、観光と食の連携による PR を高めていきたいということで、本年度もスキー場と連携したプランを実施したのですが、引き続きそのようなプランを実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 私のほうからは4点目の交通安全指導員の欠員の状況のお話ですが、委員おっしゃったとおり1名なかなか見つからなくて、やっと何とかやっていただける方が見つかっているような状況でございます。

今後もやはりそういった状況が、来年も再来年ももしかしたら出てくる可能性も高いのではないかなというふうに危惧しているところでございます。委員がご提案していただきました、協働のまちづくりの支援事業のほうにつきましては、今後担当部署と検討して、やはりそういった対策も今後考えていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから5点目の現在公安委員会に要望しております信号機の要望数でございますけれども、平成27年度の要望数といたしましては44カ所要望しております。今年度につきましても同数要望をしているような状況でございます。

設置数につきましては設置にはいたっておりません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） まず順番からいきます。

1点目なのですが、結構いろいろ使いやすいように工夫もされているかと思えますし、看板の修繕についてはやはり1回つけたときにお金がかかって、助成があったのですが、その後そのままになってちょっと見づらいというのがありましたのでとてもよかったと思います。

去年の一般質問のときに、公区内で除雪機を所有している方々に、所有者を調べて公区長を通じてお願いして、何とかその助成できないものかというお話もあったのですが、その点のところはどうなったかというのをお聞きしたいということです。あと、協働のまちづくり検討委員会で諮られたかどうかということです。

2点目はJR札内駅なのですが、公共の安全性といった観点から考えてくださるという、調べて検討してくださるということなのですが、実際に私が見に行きましたところ、JRの中でもスペースを少し広くしたりとかはしているのですが、なかなかトイレを洋式にするとか、手すりだけでもつけるとかなり和式で立ち上がる時にすごくつかまって上がるので、少しは危険を防げるかなと思うので、その辺のところをちょっと考えていただきたいと思います。

3点目なのですが、ぜひとも忠類、有効活用してくださるようお願いいたします。

4点目です。4点目に関しましては、実はこれも今後考えていかなければいけないことというふうに回答をいただいたのですが、北小校区にはこの交通安全指導員のほかに地域で子供たちを見守っている町内会が実際にあるのです。それはもう何年もやっているのですが、やっぱりそういう町内会組織で、協働のまちづくりという、これからやっていく中で、交通安全指導員というのは助成で、例えば時間も朝と午後からに制約されるし結構なかなか条件が厳しくなってくる中で、そういったところに指導員一人分くらいの補助をして、助成をしてあげると活動のためにいいかなというふうに思っているのですが、ぜひ検討していただきたいと思います。

5番目なのですが、平成28年、ことし44カ所申請がある中、まだ1カ所もかなっていないということで、きっと全道的にもかなり厳しい状態ではないかなというふうに思うのです。事故になってからだったら遅いと思うのですが、ここでまた一つ提案があるのですが、町の中を歩いていると何かほとんど使われていない信号機があるのです。ほとんど使われていないとか、押しボタンなのですが、きっと昔は児童とかがたたくさんいたので使っていたと思うのですが、

も、一つ目幕札線に東10号踏切があります。白人小学校から真っすぐ南側に行くと、東10号線のところの踏切で自動車学校に行くほうなのですがすけれども、踏切を越えたところの信号機がほとんど使われていないということを知ります。

また、反対にもう少し西側に寄ると江陵高校生の通学している踏切のところの交差点がありますよね。踏切交差点、春日橋手前なのですがすけれども、あそこは手押しの信号機も横断歩道も何もなくてすごく危険なので、何とかしてほしいという声を聞くことがあります。

それで、例えばこういう今余り使うことがなくなったものを撤去して、そちらのほうに移設するというようなそういう考えで要望を強く、ぜひともということにはならないのかどうか。

二つ目が、道道幕別帯広芽室線のファーマーズマーケット前の信号機なのですがすけれども、ここはファーマーズマーケットがなくなってしまって、あそこを通るときに結構なかなか使わないで、信号があっても押さないでお年寄りが渡ったり、子供もなかなか使っていないという状況を見たり聞いたりしています。

反対に、吐月橋から坂を下ったところの信号機のある交差点わかりますか、あそこの交差点はバスも通るようになっているのですがすけれども、西側から来てその一時停止でとまって左に行くなり右に行くなりするのですけれども、坂から下ってきた車が見えづらくて事故が起きているようなのです。だから、あそこはもう手押しの信号がついているのですがすけれども、一時停止のところ近くにセンサーとかつけるということなんかを、例えばそういうことを移設するかわりにこっちのほうを何とかというような積極的な要望はできないものかということのを思いましたので、質問させていただきました。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 1点目の地域内の除雪機械の導入の関係だったのですけれども、検討委員会の中ではまずは利用が少ないということで、交付率等を改定してその状況を見ようということで、その活用される状況と、それで一般質問等でありました個人からの除雪機費の助成とかの活用についてはまだ協議はしていない状況です。

今後、この補助率等を上げましたので、その活用状況を見ながら今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 2点目については状況を確認いたします。

それと4点目、交通安全指導員の関係ですがすけれども、北小のボランティアの方たち、校区の方たちのことは承知しております。お話もよくさせていただいておりますが、ただ、指導員に関しては仕事として、ちょっと言葉がわからないのですがすけれども、きちんと毎日、絶対にその場に立っていただかなければいけないというところでは、ボランティアで対応していただくものとは一線を画さなければいけないというふうに考えています。

ただ、ボランティアはとても重要なことではありますので、今後のあり方について、その確保ができない場合についての考え方については、もっと検討しなければいけないと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 5点目の委員がお調べになった、ほとんど使われていない信号機ということで、現在設置されているところをもっと危険なところに動かして、何かそういった交通安全対策をされてはどうかということでございますが、設置者が警察、公安委員会でございますので、そういったことも今後こちらからもお聞きしながら、何かいい方法があればそういった方法も取り入れて、これ相談してとられて、今度新しいところもつかないという可能性も、そういうことにはならないようにうまくこちらのほうから相談していい方法を見つけてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 4点目と5点目だけもう1回お伺いしたいのですがすけれども、4点目は、やはり勤務としてするとボランティアとしてするというのは本当に違うというのは、私も認識しています。

とてもわかる面もありますが、現状なかなか見つからないという状態なので、また今後そういったことも頭に入れながら考えていただきたいと思います。

あと5点目なのですが、そういう状況の中で今後あり方を考えていく中で、せめてもし信号がつかない場合、横断歩道だけでも踏切、交差点のあそこに、横断歩道も何もないのでそれだけでもつけることができればよいと思っています。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 信号機の移設がかなわない場合でも、横断歩道につきましても、これ、公安委員会の権限でつけられるものですから、危険なところについてはこれまでも、ただ、委員おっしゃった春日橋から踏切のほうに向かってくる交差点については要望していたかどうか、今ちょっと手持ちに資料がないので申し上げられませんが、その辺も含めまして、今後、町としても危険なところをピックアップして、そういった横断歩道の要望もあわせてしてまいりたいというふうを考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（ありの声あり）

審査の途中ですが、この際11時10分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 10:55

再開 11:10

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方は。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 協働のまちづくりについて、2点お伺いいたします。

幕別町の、今、内山委員のほうからお話もあったとおり、幕別町の協働のまちづくり事業が6事業17メニューございます。事業の項目によっては、公区の全世帯の承認をいただかないと交付ができないという中で、大変厳しい条件が中にはあるので、この辺の改善のほうはされなかったかどうかお伺いしたいと思います。

それともう1点、除雪、排雪についての事業がございます。それで、高齢者、障害者の方であれば1世帯、1戸で5,000円の補助を出しているのがあるのですが、やはりなかなか使われていない。去年、平成27年でも4件しか使われていないという中で、多くのところではやはり高齢者の方は自分でお金を払って周りを排雪しているというところもあります。やはりこれについて、広報でお知らせしているというふうに思うのですけれども、民生委員さんとも連携をとるなどして事業内容をお知らせするという必要性もあると思うのですが、2点についてお伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 協働のまちづくり支援事業のメニューの関係で、その公区全員の実施の希望がないとできないメニューと、その辺のメニューについては使いやすいようにということで日々公区長さんの代表の方と検討しておりますので、その辺についてはそういうご意見があったということで、また検討議会の中で協議を諮らせていただきたいと思います。

それとあと2点目の除雪の関係、これにつきましては、やはり高齢者の方で除雪ができない方というのは潜在的に多いと思いますので、これにつきましては、この助成金のあり方とか対象が公区となっておりますので、対象者等もボランティアとか、そういうものが活用できないかということ、今年度中にちょっと協議をさせていただきたいというふうに考えております。で、より除雪に困らない高齢者ができるように検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点目だけもう一度お聞きします。

やはり全公区になると現実的になかなか集まらないとか、なかなかそこに伺うことができないという中で、ほぼ不可能な状態というお話があるのです。やはり班会で諮っていただいて、それを総会で細かく承認をいただければ利用をしてもいいですよというふうに、ちょっと緩和していただくような措置をとっていただかないとなかなか前進しないのではないかと思います。ちょっとわからないですかね。公区の総会、班会、要は一つの公区の中に班が分かれていますよね。で、班でお話ししていただいて、そこで承認をいただければさらに総会で承認いただけましたということで、さらに承認をもらおうと、そうすれば全体の総意とはなりませんけれども、大体の総意になって事業が受けられるというようなことをしていかないと、なかなか前進しないのではないかと思います。その辺についてご協議をいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 基本的には、公区にお任せしている部分もあります。公区から提案してくるたびに、公区が総意でこういうことを公区でやりたいというふうに、公区名でうちの了解がとれば、それに対して全公区の承認をとりましたかという確認をうちですとか、そういうふうには考えておりません。

きっとおっしゃっていただいたように、各公区もその取り扱いについては、それこそ一軒一軒全員の承認をとるという形ではなく、班でおおむね合意だったら総会でとか、きっといろんなやり方をしていると思うのです。もしそこに、公区的全員の承認なんてなかなかとれないからこれは無理だみたいな意見は、申しわけないのですけれども、今まで余り聞いたことがなかったので、そういうふうに考えている公区があるのであれば、その辺については協議をさせていただきたいと思えますけれども、だから、公区の中でその反対をどのように捉えるかということについては一定程度公区にお任せしたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1点お伺いをしたいと思います。

（関連の声あり）

（関連ではないよ」の声あり）

（「関連」の声あり）

○委員長（岡本眞利子） はい、失礼いたしました。

（「いいですか」の声あり）

○委員長（岡本眞利子） では、関連で。失礼いたしました。

では、若山委員。

○委員（若山和幸） 私のほうからもお聞きしたいことがあります。

58 ページの交通防犯費でありますけれども、時期的に春になりますと交通安全の旗がこれから新しく更新されて町内を旗がなびくようになるのですけれども、子ども 110 番ののぼりのことなのですけれども、その維持管理というのはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 子ども 110 番の件につきましては、防災環境課と共同して教育委員会としてもやっている事業でございますが、旗の管理につきましては、基本、旗であれば風なんかで破れたり何かした際には、言っていただければ私どものほうと防災環境課との中で対応しているといったところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 若山委員。

○委員（若山和幸） 大変いいのぼりだと思いますし、子供たちの通学においてでも安心して学校へ通えるという意味でも大変すばらしいのぼりだと思うのですが、もうのぼりが立ってからかなり時間がたつておると思うのですが、かなり町内の子ども 110 番ののぼりが傷んでいますし、旗以外にも傷ん

でいるところがたくさんあります。これから新学期4月から始まりますし、その点をよく維持管理をしていただきながら、点検をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） では次に千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それでは1点お伺いしたいと思います。

52 ページの8 目庁用車両管理費にかかわってお伺いいたします。

先ほどの説明では、ここでは30 台ということであります。それで、これ全款にかかわることなのですが、昨年3月30日現在の27年度の決算の資料でありますけれども、全体で、特殊車両も含めてでありますけれども157台という台数を有しているということでもあります。

その中で特殊車両、オートバイですとか、それから重車両、あるいはバス、これは別といたしまして、通常、普通乗用車、小型乗用車、あるいは軽自動車、商用車、これはバンも含めてですけれども、要するにそういう部分にかかわってなのですが、全体で約七、八十台はあろうかというふうに思っております。

それで、その各車両の管理の仕方、あるいはその利用に当たっての何というのでしょうか、お互いどういう方法で利用し合うというのでしょうか、かなり台数がありますから部で縦割りに管理しているのでしょうか、それとも横もまぜながら管理をしているのでしょうか、まずその辺からお聞きをしたいと。

それともう一点でありますけれども、18 節備品購入費、これ軽自動車ということでもありますけれども、七、八十台ある中で1台買うということなのですからけれども、それ自体は否定しませんけれども、その買う根拠というのでしょうか、買うに当たったプロセス、その辺についてはどういうことがあって、今回、これは増車なのでしょうか入れかえなのでしょうかも含めてなのですが、お伺いをしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 車両の管理の仕方についてでございます。委員おっしゃいますように、共有車両として先ほど幕別22台、忠類8台というふうに説明をさせていただきましたけれども、29年度見込んでおります台数としては総台数で161台ございまして、この中で例えば小型特殊ですと6台、大型特殊20台、そのほか特殊車両16台というふうに40台近くの特特殊車両がございます。

また、普通乗用は18台、小型乗用は29台といった形で、総務課のほうで管理しております共有車両以外にも乗用車はございます。

これにつきましては、それぞれの共有車両については総務課、例えば保健などで使われている保健の車両については保健課というふうに課の単位でもってそれぞれ車両を管理している形になっております。

あと備品購入費で軽自動車を1台更新しております。これは1台廃車しての更新でございますけれども、更新の目安といたしましては15年経過、または20万キロの走距離数、これを超えた場合につきまして3カ年計画の中で計画的に更新に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 総務のほうで共有車両として管理しているものにつきましては、全庁的に使える車両として総務で一括管理をいたしまして、どこどこ課の職員が何号車を使いたいということであれば、パソコンで予約をいたしまして全庁的に使えるように、共有車両として使えるような形で管理をしております。

あと、先ほど総務課長からもお話がありましたように、それぞれの担当課なりで所属している、所管している車については、そこそこの課で管理をしている状況にあります。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 利用に当たっては、要するに課をまたいで、部をまたいでシェアし合うということは、特殊車両は別ですけれども、通常の乗用車、軽も含めて、そういうシェアはし合っていないと

いうことですよね。その総務部で管理している 30 台、これについては全体で使うよと、使ってもいいよと、ただ、ほかのものについては、ほかの部で持っているものもあると思うのです。それは何があってもとは言いませんけれども、あいていてもそれは貸しませんよということですよ。

それで、管理の仕方なのですから、想像するにそれぞれの車にキロ数ですとか、それぞれ書いて、1 台の車にそういう 1 冊の管理ノートみたいなものがあるのだからと思うのですけれども、ただ、そういうことであれば非常に車に対する責任というのでしょうか、例えばオイル交換の時期ですとか乗っていて、多少、大きな事故ではなくてちょっとこすったとか、いろいろなことがあると思うのです、たくさんあるわけですから。そういったことで非常に、特に今若い人というのは車に対するそういう知識というか、全部ではありませんでしょうけれども、非常に我々の世代と違って希薄だということを言われています。私はやはり庁有車両というのは町の財産ということは、市民の財産ですから基本的に長く大事に使って長持ちさせるということが大事だろうというふうに思うのです。

それで先ほど、これ特殊なものは別として、やはり七、八十台あるわけですから管理のあり方として、私はやっぱり一元管理をしていく必要があるのだからと思うのです。

ということは、正職員でなくてももちろんいいわけですから、嘱託でもパートでもいいですけども、やはりそういう車の整備というのでしょうか、そういう知識を持った方を一人雇って、そこできちっと一元管理をしてオイルの交換時期、あるいはまたウォッシャー液ですとか、いろいろ点検あるわけですから、大きな修理はこれはやっぱり町場で民間の業者がいるわけですからそこはいいですけども、そこはするべきではないと思いますけれども、やはりきちっと一元管理をして適切な維持管理というのでしょうか、これはしていくのとしていかないのとは長い目で見たら物すごい差になってくるのだからと思うのです。

ですから、今年度をかけてそうした場合、もちろん人件費が 100 万円か 200 万円かわかりませんが、かかるとは思うわけですから、そうしなかった場合、した場合のデータをとって、やはり私は前向きにそうしていくべきだというふうに思っております。

それと、軽車両ということですから、基本的にこの台数も書いてありますけれども、昨年は軽自動車 23 台ということになります。昨今、軽自動車も非常によくなってきて、私はやっぱり維持管理費を少なくしていくという意味ではやはり軽自動車、場所によりますけれども、軽自動車ではだめな場面はそれはそれであれですけども、ただ人が乗って行くだけのことであれば私は軽自動車で十分だと、ですから、これから軽自動車のもちろん性能だとかいろいろ調べて、それで十分なものについては極力軽自動車に振りかえていくという流れをつくっていくべきだというふうに思っております。これ、何ていうんですか、補助事業や何かでついてくる場合や何かもあると思いますので一概には言えませんけれども、やはり極力維持費を少なくするという観点に立って軽自動車をふやしていくべきだというふうに思います。

この 2 点ですけども、答えられる範疇で結構ですけれどもお答えをいただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） まず一元管理といいたいでしょうか、管理の関係でございますけれども、先ほどはちょっと説明不足だったのですけれども、例えば総務課で管理しております共用車両については、基本的には総務課で一元管理をしているわけなのですけれども、例えばタイヤ交換ですとか、そういったものについては何号車はどこの課に、何号車はどこの課にとかというようなそういった分担といいたいでしょうか、そういったこともやっております。その担当課については千葉委員言われますように、オイル交換ですとか、そういったものも配慮しながら、使用に当たってはそういった管理も含めて配慮をするにはしているのですが、なかなかうまくいっていない部分もあるかと思っておりますので、今後においても、即、専門職を配置してということはなかなか難しいというふうには考えておりますけれども、車両センターにいた職員等もおりますのでそういった職員の知識をおかりするだとか、そういった面も含めて管理については意を用いていきたいというふうには思います。

それと軽自動車をふやしていくべきではないかということでもあります。軽自動車に限らず、低燃費車、あるいはハイブリッド車の台数も更新時にはふやしている状況にございます。こうした時代にありますことから、維持管理費用をなるべく抑えるよう努めて、今後もそういったことに意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そういう方向で検討をぜひしてもらいたいと思いますし、また私も違う場面で質問したいと思いますが、いずれにいたしましても、一つは先ほど申し上げたように、車を大事に乗って長持ちさせる、そして経費をなるべくかけないようにするということです。故障だとか、そういうものを前もって察知をして早期発見、早期修理ということですよ。

それともう一つは、やはり公用車ですから余り汚い、だらしのない格好でというわけにはいきませんので、もちろん洗車もしなければならぬと思います。そういったいろいろな手間暇、これやっぱり職員が分担するというか、そうやって担当してやっているのでしょうか、やっぱり職員の本来の仕事に集中させてあげられるような環境をつくるということも大事だと思うのです。

ですから、日中、ひなたというか、日中、洗車場に行って職員が車を洗っていたら、職員が見ると自分の車を洗っているのではないかという誤解をしないとも限らない。ですから、やっぱり本来の仕事に集中させてやって、こういったものは、僕はもちろん役場の職員の方、OBの方でもいいと思います、誰でもいいのです。そういう知識を多少持った人がやっぱり一元管理していくと、そして職員は職員の仕事に集中してもらおうと、そして車を長持ちさせるという観点から、ぜひそういった方向で検討して欲しいというふうに思います。何かありましたら。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 車を長持ちさせる、それと維持管理費をなるべく抑えていくというようなことについては、常にやっぱり今後においても意を用いてまいりたいというふうに考えております。

ただ、やはり専門職を配置するという意味合いでは、ちょっと現段階では難しいかなとは思っておりますけれども、適正な公用車の管理については引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 部長がどういう受け取り方をしているかわかりませんが、専門職を配置するとかというそういう言葉ではなくて、ですから再雇用でもいいではないですか、今、盛んに再雇用しているわけですから、そういう人たちを、適当な人がいればそういうところに充ててもらって、そして一元管理をして先ほど言ったような効果が見込まれるわけですから、そこは新たに職員を、正職員を雇うとか、そういうことではなくて、そういう方法があるわけですから、そこはそういうふうに柔軟に考えて検討してほしいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 4点について質問させていただきます。

まず45ページ、1目一般管理費、11節需用費、細節21電気料について、50ページ、6目札内コミュニティプラザ管理費、11節需用費、細節21電気料、14節使用料及び賃借料、細節5玄関マット借り上げ料、63ページ、20目新庁舎建設費、15節、細節1新庁舎外構工事について質問させていただきます。

まず初めに、11節需用費、細節21電気料でございますけれども、新庁舎の電気料をとということで、燃料費、これ重油代、灯油代については画期的に減ってございます。さすがに自然環境に配慮した低炭素な庁舎であるということとは実証されると感じております。

しかしながら、電気料金が2倍以上になっている点がこれ、気になります。当初の想定内であるかどうかも含め、どのように分析しているのかお尋ねいたします。

2番目、50ページの5目札内コミュニティプラザ管理費、これ新しい項目でございますけれども、11節の細節21これも電気料でございます。この電気料は札内コミュニティプラザのみの電気料であるのか、その後に近隣センター5カ所の電気料というふうに出てございますので、多分札内コミュニティプラザのみの電気料だと思うのですけれども、隣接している東コミセンと合わせた電気料なのか、それとも単独なのか、その確認と昨年度の福祉センターと旧施設の電気料の実績、これちょっと探してみたいのですけれども、予算では1,800万円というふうに予算づけられていたと思うのですけれども、実際のかかった、近々の27年度の決算でもよろしいのでその実績をお尋ねいたします。

次に、細節5の玄関マット借り上げ料なのですけれども、ここだけ玄関マットも借り上げ料が出てくるのです。これは何カ所に何枚の借り上げ料をしているのか、例えばほかの施設、新庁舎とかそこから辺の玄関マットはどのようなことで予算づけされているのかお尋ねします。

4番目、外構工事なのですけれども、新庁舎の建設、外構工事をもって終了だと認識しております。主に駐車場の計上されている金額だと思うのですけれども、確認したいのはこの工期、できあがる時期及びその外構工事の内容について、駐車場以外の内容についてお尋ねします。

4点でございます。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私から初めに、新庁舎の電気料についてでございます。

委員おっしゃられますように、重油、灯油については旧庁舎で使用していた額より格段に落ちているところがございますけれども、電気料につきましては平成27年度旧庁舎での電気料が487万円程度ございましたけれども、今回、新庁舎に移りまして平成28年度決算見込みではありますけれども、1,000万円を少し超える額の電気料を見込んでいるところがございます。29年度につきましても同様程度の電気料を見込んでいるところがございます。28年度の実績ベースで29年度は予算組みしているところではございますが、委員おっしゃられますように2倍以上の電気料ということで旧庁舎よりは電気料が多くかかっていることになっております。

要因といたしましては、新庁舎において保健福祉センターにいた職員をこちらのほうに集約しまして、窓口部門を集約するという形もあるのですけれども、そういった人数の割合の増、また暖房の方式も旧庁舎はボイラーを主にやっていたけれども、こちらではヒートポンプですとか、また補助暖房としてはボイラーも使っているのですけれども、そういったことで電気料が発生しているところがございます。これら、こういった要因がございまして電気料が旧庁舎と比べますと多くなっているというふうに分析しているところがございます。

○委員長（岡本眞利子） 札内支所住民係長。

○札内支所住民係長（金田恭之） 私のほうからコミプラ分の電気料についてご説明させていただきます。

コミプラ分のほうで電気料を見ておりますのは、コミプラ施設分といたしまして935万1,000円ほどです。あと、東コミセン分といたしまして100万2,000円分という形になっております。コミプラにつきましては、ヒートポンプを使った電気料の部分がほとんどになるかと思っております。

こちらにつきましては、建築部門のほうから電気料の試算をいただきましてこの金額を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 私のほうから新庁舎の建設事業についてご説明させていただきます。

来年度におきましては、ほぼ外構工事ということでございますが、内容につきましては、1点は委員おっしゃいましたとおり旧庁舎解体後の駐車場の整備、それとそれに付随いたします歩道部分の整備というのが主な事業内容となっております。

現在の予定でございますが、今のところ4月、年度明けまして発注いたしまして最終の外構工事が終わるのが大体10月下旬ぐらいをめどに計画をしております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 札内支所住民係長。

○札内支所住民係長（金田恭之） 先ほどありました玄関マット借り上げ料につきましては、現状札内福祉センターのほうでも玄関マットを借り上げておりまして、その流れで、今度新しくなります札内コミュニティプラザにつきましては入り口が東側、西側と分かれておりましてその分の、4週間に1回の交換の割合で玄関マットを借り上げておりまして、札内コミプラ分につきましては13回分の予算を計上しているものでございます。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 今の玄関マットについてでございますけれども、庁舎に関しましても正面玄関とあと電算室で玄関マットを借り上げているところであります。

これにつきましては、一般管理費の14節使用料及び賃借料、清掃用具借上料の中でこれを見ているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） まず庁舎の電気料でございますけれども、これにつきましては庁舎建設にかかわる部分からエコボイド、地中ヒートポンプですか、いろんな議論がされてきたところでございます

このエコボイドについては、これを利用する利用しない、建設する建設しないで本当にけんけんがくがくやったところなのですけれども、試算では年間40万円ぐらいの効果があるだろうと、エコボイドがあるかないかで、そういうところが出てきた記憶がございます。

旧庁舎のちょっとランニングコストを調べてみたのですけれども、平成23年から27年近々の決算まで、およそこれ平均して灯油代、重油代合わせて大体880万円ぐらいの金額です。庁舎が、平成28年度予算が1,200万円計上されていて、その今までの実績を酌んで今回29年度の1,100万円という電気料を積算されたということでございますけれども、旧庁舎の延べ床面積が大体3,819平米、新庁舎の延べ床面積が5,217平米、大体1.36倍でございます。で、旧庁舎の平均のランニングコストと、この延べ床面積の大きさの比率を掛けますと、ほとんど変わらないです、1,100万円ぐらい。これで本当にエコというふうに、自然エネルギーを使ってやっているわけですからエコなのでしょうけれども、ちょっとランニングコストが非常にかかりすぎるのではないかと。

このエコボイドなのですけれども、手動で閉開できるということで、夏場暖かいときにあけて自然の寒気を取り入れると、またナイトページと言って、夜冷たい空気を入れると庁舎の熱を放出できると、その閉開の管理というのはどこの課でやられているのか、それとそのマニュアル、例えば外気が何度になったらあける、外気が何度になったら閉める、そういう管理方法はどのように行われているのか。

それとエコボイドの夏の電気料です。エコボイドによってエコボイドの付近から採光、光を取り入れることができるというあれなのですけれども、夏場の電気料と冬場の電気料の比較についてされているのかどうかをお聞きします。

それと2番目の札内コミュニティプラザの電気料なのですけれども、コミュニティプラザ単独では935万円、東コミセン102万円ですね、ということで試算されているということでございますけれども、このコミュニティプラザ1,713平米、地中熱ポンプを使ってやると。だけどこれ庁舎と同じくらい電気料かかるのですよ。そうすると今度、この庁舎が1,100万円という庁舎はそんなにかからないのかなという感じもこう出てくるのです。何か調べてみて何かおかしいなという感じがするわけなのです。その辺をどう評価しているのか。

それと、玄関マットについてはわかりましたけれども、リースということで、ここだけ玄関マットが出てきたのでちょっと聞いたわけなのですけれども、実は所沢市とかほかの市で、玄関マットに広告料を掲載して広告主を募集して、このリース代はその広告主に払ってもらおうと。で、広告料はリースメーカーから町に入ってくると、市に入ってくると、ということはリース料がかからなくて外から

お金が入ってくるというのをちょっと見つけたのですけれども、そういう考えはないのかと。

それと最後の外構のことについてはわかりました。ただ1点、職員玄関のところなのですけれども、例えば農林課さんがこう外に出て来て帰ってくると、現場に行って泥だらけの長靴で帰ってくると。そういうときに外の職員玄関のところに排水施設を兼ね備えた水道、それは必要ではないかなと思うのです。見たところ洗車用の洗う機械で外に出てやっているみたいなのですけれども、これ防災や何かの観点からも、例えば今回の台風被害であるとか、そういうときは、相当職員も汚れて来るわけです。防疫体制を図る上でも外の排水と水道あたりは必要ではないかなというふうに感じていたわけなのですけれども、その辺をお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からエコボイドにかかわる部分でございますが、委員おっしゃいますようにエコボイドにつきましては夏の暑い時期に昼間あける、また夜はナイトパーズで冷たい外気を取り入れて温度を一定に保つというような管理方法、これについては承知しているところでございますけれども、初年度ということもありまして、実際、今、何度かというふうな特に設定は、マニュアルを持って管理しているところではなく、エコボイドに近い職員の感じ方ですとか、あとその日の室外の温度ですとか、そういったことを総合的に考慮しましてあけ閉めを行っているところでございます。

あと、夏、冬の電気料金の比較についてでございますけれども、これはまだちょっと年度途中ということで詳しい比較は行っていないところですが、やはり冬の電気料のほうが夏よりは多くなっているという状況でございます。

あと、職員玄関の排水施設、水道についてでございますけれども、農林課等々の職員が現場に行き汚れてきて、外で水で少し落として入ってきているという状況にはございます。これは衛生管理という面もございまして、これについては当然汚れを落として入ってきてもらうというのが本来であると思っております。排水施設、水道につきましても今後どうしていくか検討してまいりたいというふうにご検討しております。

○委員長（岡本眞利子） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） 2点目の本庁舎の電気代と札内コミュニティプラザの電気代が、さほど変わらないのではないかという関係でございます。

札内コミュニティプラザにつきましては、冬の暖房は今のところ100%地中熱ヒートポンプで対応の予定であり、ボイラー等の暖房は考えておりません。

ただ、灯油代として計上しておりますのは、旧東コミュニティセンター部分の暖房として灯油代を計上させていただいております。ちなみに、本庁舎のほうといたしましては、暖房、ボイラーと地中熱ヒートポンプの併用ということになりますことから、多分電気代にさほど差が生じていないかなと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 玄関マットの広告料の関係でありますけれども、きょう、私初めてそういったことがあるというようなことを知りまして、今後それら手法について調査、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 3番目の玄関マットと外構工事についてはわかりました。

1番目のこの庁舎の電気料なのですけれども、先ほどの答弁の中で保健福祉課、民生部が庁舎に来た人数分の話をしていましたけれども、それを見たとき旧保健福祉センターの電気料は変わっていないのです。その人数が来ることによって当然保健福祉センターもこれ電気料減るはずなんです。けれども、それを見てないのです。科目が違うのでちょっとあれなのですけれども、それは理由にならないのかなという感じはします。

その管理方法なのですけれども、やはりこれしっかり庁内でマニュアルをつくったほうがいいのではないかなと思っております。

それとやはり久米設計さん、あるいはアドバイザー会議の大学の講師等をお願いして、庁舎のランニングコストについて研究されたいかがかと思うのですけれども、それと一般質問の関係で、この残業代が十勝一多いという関係で、この残業代とこの電気料の相関関係はないのか、それも含めて検討していただきたいと思います。

2番目の札内の関係でございますけれども、冬場はもうヒートポンプだけだということでございます。これは決算来てみないと札内については多分分析できないと思うのですけれども、やはりこれ新しくなって50年、多分耐用年数50年使うわけですから、ランニングコストという維持管理費というのは大きなウェートを占めてくるわけでございます。しっかりしたこの管理をお願いしたいと思えます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 答弁はよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（岡本眞利子） ほかにございますか。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、小島委員。

○委員（小島智恵） 札内コミュニティプラザ管理費、50ページなのですが、藤谷委員の電気料とは違う内容ではあるのですが、4月から名称が変わるということで、現在、札内福祉センターということなのですが、施設内の部屋を各種団体や物品を販売する会社等々にもお貸ししているかと思うのですが、民間に比ばまして比較的安価な使用料でお貸ししているとは思いますが、中には巧妙な手法を用いて高額な健康に関する物品を販売しているといった情報がありまして、町が所有する公共施設でありますから、そういった会社に貸すのはおかしいのではないかとというそういった疑問の声が上がっております。

そのところの実態、また貸す貸さないといった判断基準やチェック体制はどのようになっているのか、また消費生活センターとの連携はどのようになっているのか、今後も貸す予定なのかお伺いしたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 札内支所長。

○札内支所長（坂井康悦） 今ご質問にございました札内コミュニティプラザ、新しく名称は変わりましたが、今後とも部屋を多岐にわたって貸し出す予定でございます。

まず、物販と一般利用者の違いですけれども、通常、町民の文化協会等に参加されている団体については、全て使用料は無料でございます。その他、個人的な使用だとかというのは条例規則にのっとって料金を徴収しております。

また営業活動で使用する場合には、通常料金の1.5倍でもって料金を徴収しております。

また支所でもって物販、物を販売する場合には通常料金の2倍の使用料をいただいております。

それともう一点、今お話にありました、高額な商品を売っているのではないかとのお話ですが、今のところ旧福祉センターの時代では条例等に具体的な使用制限等が余り盛り込まれておりませんでしたけれども、新しいコミュニティプラザの条例につきましては事業の目的も新たに明示されておりますので、使用する業者、個人に関しまして、特に物販目的の借り入れに関しましては支所、私のほう、役場といたしまして、どういうものをどのような形で販売するのかという聞き取りをできる限り行いまして、また同じ建物に消費生活センターもございまして、北海道条例に違反するような販売方法を行っていたのが確認されれば、直ちに使用の不承認ということでいきますけれども、お話のありましたとおり確定するのが非常に難しいような販売方法も見受けられますので、その辺はうちのほうから小まめに情報を業者さん個人に情報提供を求めて、消費生活センターと連携をとりながらやっていきたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） これまできちんとその条例等にも盛り込まれていなかったようなのですけれども、今後きちんと条例のほうで確定的なものが見られましたらきちんと対応していくと、貸す貸さないといった判断もきちっとしていくということなので、本当に町民の利益を、最近、詐欺被害やさまざまな被害をこうむっている方が格段に多くなっている状況なのですけれども、やはり町民の利益を守る観点、消費者保護の観点ということで、これまで貸してきたと思うのですけれども、これからは本当に慎重に行っていただきたいように思います。

答弁は要りません。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 質問していいですか。

○委員長（岡本眞利子） 質疑がまだあるようなのですけれども、審査の途中ですが13時まで休憩をとりたいと思います。

12:01 休憩

13:00 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 5点質問をさせていただきます。

初めに47ページ、3目財政管理費の13節委託料、細節5地方公会計整備支援委託料であります。

先ほどご説明もありましたが、これは初めて出された事業であります。

事業の目的といいますか、国が進める決済にかかわるシステムなどを取り込んで行う事業だという程度しかわからなかったものですから、この事業の目的、メリット等についてお答えください。

57ページ、13目防災諸費の13節委託料、細節7防災のしおり更新委託料、ハザードマップをつくりかえるということですが、いつまでに完成をさせて、年度内いっぱいということではないと思いますので、計画等についてお尋ねしたいことと、昨年の台風被害を受けまして、洪水地域というのが今まで示されていたハザードマップの地域を外れるといいますか、違ったところが避難命令が出たり、危険箇所が生まれたりということがありました。

そういったことで、今回更新をされるということは、そういうことを全部反映されてつくりかえられるものだと思うのですが、こういったところに委託して、前段申し上げました完成はいつになるのか伺います。

59ページ、14目交通防犯費の19節負担金補助及び交付金の細節7コミュニティバス運行費補助金。

昨年度よりも300万円程度増額されております。幕別本町につきましては、停留所が2カ所ふえるということで改善が図られることになりました。

札内については、そういった提案はないのですが、確かに幕別から比べて利用は高いのですけれども、決して相対で見るとまだまだ高いとは言えない状況にあると思います。

それで、ことは特にどのぐらいの利用を見ておられるのか、予測して予算を立てられたのか、住民の声の反映はどのようにされていくのか伺います。

61ページ、17目諸費の8節報償費の細節4ふるさと寄附記念品、ここにかかわって、同じくふるさと寄附にかかわっては、このページで4点出ておりますけれども、関連はしてきますが、ふるさと納税にかかわって返礼品、記念品の予算になるかと思えます。

ここで記念品の納税額に対する返礼品の金額の割合、それから諸経費、あるいはもっと言えば町の方が他の自治体に寄附をした場合には、税については幕別町の税が納入が少なくなるということになっております。その影響額はどのように見ているのか、ことしの計画を伺います。

最後であります。総務費の納税総務費 65 ページ、19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合負担金の滞納整理機構であります。

毎年伺っておりますが、ことしは 30 万円の減額になっております。ことしの滞納整理機構に引き継がれる予定の件数、金額、お伺いたします。

○委員長（岡本眞利子） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 初めに、1 点目の地方公会計整備支援委託料の部分でございます。

目的とメリットという部分でございますけれども、まずこれまで総務省のほうで総務省方式の基準モデルですとか、総務省方式ですとか、財政書類をつくる際の示す指標が統一的なものではなかったということで、まず全国的な統一を図るということで、26 年にマニュアルが作成されまして、27 年の 1 月に各全国自治体のほうに対しまして、そういった財務諸表を作成するよう通知があったところでございます。

このメリットといたしましては、まず現在は現金主義であります、いわゆる単式簿記というものから発生主義であります複式簿記という形に変わるということで、いわゆる現金主義に加えて発生主義という観点を入れることで、コストの情報が見える化するということと、資産のストック、いわゆる複式簿記に取り入れることで資産の状況がわかるということで、見える化が図れるといったことで、あくまでも今後の決算等に示される部分につきましては、一般会計ベースの補完的な資料としての位置づけということになっております。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 3 点目のハザードマップ、防災のしおりの関係でございますけれども、国のほうから浸水区域の変更に伴いまして、ハザードマップの変更が行われるわけなのでございますが、町内に国営直轄河川が 4 河川ありまして、それが発表されたところでございます。

春早々に委託業者、コンサルでございますけれども、発注をいたしましてハザードマップの作成を始めていきたいというふうを考えておりまして、今のところ出水期前にはハザードマップにつきましては完成させて、それと同時にしおりにつきましても、1 月に避難情報の読み方が変わったりしましたので、それを住民の皆さんに意味も含めて知っていただくような形でレイアウト等を変えまして、わかりやすい形に変更していきたいというふう考えているところでございます。

ハザードマップにつきましては、現在、国で発表されました浸水区域を見ますと、やはり今まで浸水エリアとなっていなかった部分も、例えば北栄町だとか、そういった部分も少し冠水エリアに入ってくるようなことというふうに見えますので、それがハザードマップに今後載っかっていくという形になるということでございます。

4 点目のコミバスについてでございますが、コミバス運行費補助金ということで、前年度から比べまして 208 万 1,000 円増額となっているところでございます。

この大きな要因といたしましては、国庫補助金、運行事業者であります十勝バスが申請して交付を受けるわけなのでございますけれども、その補助金がいろんなところでコミバスのこの事業をやることによってだというふうにお聞きしておりますけれども、補助金の額が減ってきたことが大きな要因の一つでございます。

今回、昨年、幕別線の沿線住民の方に訪問調査を行いまして、ことしの 4 月からバス停 2 カ所ふやしまして、ダイヤも一部改正して利便性を図るということで取り組んでいくのですけれども、その訪問調査のときに PR もあわせて行いましたことから、今月、冬場、乗車率も少し上がってきている状況があります、多少でありますけれども。これが PR 効果かどうかはちょっと今後検証していかなければいけないと思うのですけれども、今後さつバスにつきましても、沿線住民の訪問調査ということはちょっと範囲が広いものですから、現実的に難しい部分もございまして、方法を変えて住民の意見だとかを吸い上げて、今後のコミバス運営につなげていきたいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 失礼しました。

ことしの利用者の見込みでございますけれども、現在、幕別線、札内線あわせまして、幕別線ですと、今年度2月までですけれども1日平均18.9人、札内線ですと1日平均30.8人というような状況で、幕別線につきましては先ほども申しましたとおり伸びているところでございます。札内線につきましては微増ではありますけれどもこちら伸びているような状況でございますので、まだまだ空席が目立つところでございますので、今後この乗車人員を少しでもふやすべく、いろんな対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 私からは、ふるさと寄附についてでございます。

ふるさと寄附でございますが、28年度につきまして申し上げますと、1月末現在でございますけれども、2億4,700万円ほどの寄附をいただいております、これから返礼品を伴わない災害支援にかかわる寄附を除きますと、2億4,300万円ほどの寄附をいただいている形になっております。

寄附に対しまして主な支出といたしましては、委員おっしゃられましたように返礼品の代金ですけれども、これにつきましては寄附に対して4割相当、また送料を入れますと5割相当、これを委託業者を介しまして協力事業者のほうに還元するような形になっております。

また、クレジット決済、ホームページ上で決済をしておりますので、これに係る手数料、また委託業者がありますので、その包括プランの委託料、これらの代金がかかっておりますけれども、今現在で申し上げますと、寄附に対しましてこれら支出を除きますと7割程度の金額が残っております。

ただ、12月に1億8,500万円、これだけの支出がありまして、これに対する返礼品が2カ月、3カ月後ということになりますので、返礼品は実際に返礼品をお送りしてから請求行為が発生しますので、結果といたしましては、この事業始める当初から考えております3割、4割程度が手元に残る形になるのかなというふうに分析しているところでございます。

また、ふるさと納税にかかわります町民税への影響額なのですけれども、平成28年度課税分で町民税への影響額が約290万円となっております。

今、ふるさと納税がこういった部分であることを考えますと、これ以上大きな影響額というのはなかなか考えにくいところかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 滞納整理機構への引き継ぎの現在予定している件数は10件、滞納金額にしまして約1,600万円程度となっております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 再質問です。

公会計につきましては、資料程度、つまり見える化が進むというようなことで、活用できるものはこういった改善はされたほうがいいなというふうに思います。

初めて出てきたものですから、そもそも地方自治における会計のシステム、形というのは統一されているはずなのに、なぜあえて出てきたのかなという疑問を持ったものですからお尋ねをいたしました。

単式から複式になる、どのぐらいそういうふうに見えるのかは結果を見ていかなければわからないので、決算のときと推移をし評価をさせていただきたい、このように思います。

お答えいただいた順番に申しますと、ハザードマップの関係なのですけれども、コンサル会社4社に発注ということですね。マップそのものは最終的にはその4社で協議ということではないと思いますので、どんなところが最終的にはつくり上げて成果品として出されるのかということをお尋ねしたいと思います。

前回のハザードマップも、こんな大きな台風がある前でしたから、そのときはそのときでそれなりの調査がされて、多くは河川管理を責任とする国が示す中でマップがつくられてきたのだというふうに思うのですよね。

それで、今回も同じことだと思ひまして見ているのですけれども、実は今回お答えにもありましたけれども、ハザードマップの中では全く浸水しないのだという地域、北栄町から南ですね、ここは新興住宅街でどんどん宅地が進んで張りついています。避難情報を出されましたときに、避難をするかしないかという中で聞き取りをすると、北栄は避難されなかった方たちがたくさんいらした地域なのです。そして、その中でどういうことがその判断基準になったか、いろいろあるのですけれども、その一つの中にやっぱりハザードマップを参考にしたというのがあるわけです。

臨機応変にやるのが大事なのですけれども、しかし新しい住民の方たちですので、そういった対応もいたし方なかったのかなというふうに思いますが、そういった点で対応が急がれると思ってお尋ねをいたしました。

特に3段階で表示されておりますよね、0.5メートル、それから0.5メートルから3メートル未満、3メートル以上ということで、3メートル以上というのはもうほとんどわずかで、多くは0.5メートル未満、西町、桜町というようなところなのですけれども、こういったところの色塗りも、きのうも新聞報道で開発局のデータ出ていましたけれども、大きく変わってくるのではないかというふうに読み取るので、その辺はいかがでしょうか。

次、コミバスです。国庫補助金が減った分、町の負担がふえたということでもあります。

これ、いろいろ地方のローカルのバスの補助金も減って、負担がどんどんふえていくということもありまして、関連するのだなというふうに思っておりました。

それで、コミバスにつきましてはこれまでもデータ出していただいているのですけれども、今回幕別平均18.9人と、それから札内は30.8人。平成27年度が、札内30.1人、幕別14.5人というこの結果ですね。

補助金をもらって、たしかこれ5年間でしたか、補助のそのときの決まりに従った運行しかできないのだということですが、特にこれまで改善の声が出ている中には、一つには幕別と札内がつながらないとか、あるいは往復で利用しようとする待ち時間が非常にかかるとか、帯広への乗り継ぎ、つなぎがなかなか難しいとかということがありました。

また、免許返戻したときに、1年間だけ無料になるという制度もつくられているのですけれども、これもなかなか浸透していないというような状況がありまして、特に人口の多い札内でこそ抜本的な改善が必要ではないかなというふうに思っております。

これ、もうちょっと発展させて、今は循環だけしているのですけれども、ずいぶん幕別はことしも観光に力を入れるというようなことも政策の中に出てきておりますよね。そういった活用の仕方、単なる移動だけではない活用の仕方というのでも可能なかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

それから、住民の方になかなか全体沿線聞くのは難しいのだということでもありますけれども、では具体的にどんな方法を考えてられるのか示してください。

ふるさと納税なのですけれども、幕別は今回も補正で納税額がふえたということでも出されておまして、それはそれで町の財源が潤うわけですから、ふえたことはよかったなというふうには思うのですけれども、このふるさと納税そのものの性格といいますか、いろんなひずみが出てきています。

つまり、自治体間の格差ですね、返礼品にかかわれば、返礼品を大いに出せるところは頑張れるのだけれども、そういう特産品が少ないところは頑張れないとか、あるいは十勝管内でも当初予定していた返礼品が自然の状況でなかなかとれなくなってしまっただけで返せないでいるとか、金額が大幅に上がってしまっただけで赤字になるとか、いろんなこと出ています。

私は、やはりこのふるさと納税という表現そのものも本当に適切なのかと、ずっと思ってきました。税というふうには言えば、本来的には違うものだと思うのですよね。それぞれ収入に応じてきちんと町の必要な財源を支える、つくるというのが税だと思うのですけれども、ふるさと納税というふうにな

ってくると、実はそういうひずみが出てくるということになります。

しかし、活用できるということでもありますから、こういった事業に対する基本的な考え方ですね、やっぱりきちんと整理をされながら、課題になっていかないようにしていくことが大事ではないかというふうに思うのですけれども、お答え願いたいと思います。

滞納整理機構のほうであります。ことしの予定が、10件の1,600万円というお答えでありました。予算も減っておりますので、これまでの実績よりは最初から引き継ぎ件数も少なくなってきていると思います。

平成25年度から27年度までは13件ありました。金額も1,100万円、1,200万円、そして平成27年度は1,976万円ということでありましたが、1,600万円ということでもあります。

問題はその収納率、つまりこういった機構を通して仕事をしていく以上は、効果を図っていかねばならないと思います。平成27年度の収納率は21.02%ということでありました。これをどんなふうに見てられるのか、ことしはその点ではどういうことを期待されて、事業に取り組んでいかれるのか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ハザードマップの件でございますけれども、ちょっと私の説明が悪かったのか、コンサル4社というふうには申し上げていなかったのですけれども、コンサルに発注をするということであって、そういった地図作成ができるコンサルに入札をかけて発注をするということでございます。

浸水エリアではなかった住民の方が、今年の台風の避難情報のときにハザードマップを参考にしたということもございますけれども、確かにハザードマップでは浸水エリアとはなっていないのですが、ご存じのとおり、札内川の上流域に500ミリぐらいの雨が降ったものですから、水位も刻々と上昇傾向にあったということで、浸水エリアではない地域ではありますけれども避難情報を出して住民の安全を図ったということもございますが、今回、ちょっとまだ開発局のほうから、直轄4河川の浸水に関するデータにつきましては、まだ詳細なものはいっていないものですから、小さい図面でそういうエリアが少し変わっているという情報はいただいた資料の中で見えているものですから、先ほど北栄の一部も浸水エリアとなるというようなお話をさせていただきました。

ただ、先ほどのお話の中で、浸水が現在のハザードマップで3メートル以上のところはどんな状況になっているのかというようなお話だったと思いますが、それについてもまだ詳細な情報が手元に届いていませんものですから、今後、開発局のほうからそのデータを取得いたしまして、今後、コンサルに委託をかけて発注するという順番になるかと思えます。

今回につきましては、地域特性の整理も行うということで、具体的に申しますと、地域にもたらず水害リスクということをできる限り整理をしていこうと考えております。地域の地形だとか、水害による危険箇所を整理しながら、例えば避難する方向だとか、そういうものを、簡単ではございますけれども、簡単に言えば整理をしていって、ただ色を塗るということではなくてそういった情報もハザードマップに入れて、それでここを通ったらいいのだというのは具体的にはちょっとわかりづらい部分はありますけれども、北に向かったらだめですよとか、東に向かってくださいというような、そういった矢印なども情報を入れながら、ハザードマップを作成していくことを考えているところでございます。

ちょっと話が前後しますが、一昨年ですか、関東の鬼怒川の氾濫を受けて、今回、洪水浸水エリアの見直しが行われております。確率年が今まで150年だったのが、今度1,000年の確率になるということで、今回そういった浸水エリアが広がるというような形になっているところでございます。

あともう一点、コミバスの補助でございますけれども、運行協定が5年間ということでおっしゃったとおりでございますが、今後、5年が平成30年の9月が期限なものですから、新年度から、今後コミバスの運営のあり方について全体を考えていかなければならない時期に来ております。

そういったことも含めて、幕別は、昨年、住民のご意見を訪問調査でお伺いしましたけれども、こ

としては札内地区の住民のご意見もお伺いするというので、先ほどもいろんな方法を考えていきたいというお話でしたけれども、具体的には、例えば郵送でご意見を聞く、アンケート調査みたいな形でご意見を聞く方法を今検討しております。それと地域サロンにお邪魔して、実際にお会いして皆さんのご意見、ご要望などを聞いたり、そういった形で住民の意見をまとめて、これからのコミバス運営に講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） ふるさと寄附についてでございます。

ふるさと寄附に関する本町の基本的な考え方といたしましては、まずはふるさと寄附条例にございますとおり、七つの事業を設けまして、それに対する幕別町に思いを寄せていただく皆様に心ばかりの返礼品をお返しする。また、寄附いただいた方には、税控除等のメリットもあるということで実施しているところでございます。

また、ひいては地域振興、経済振興、幕別町のPR、こういうことにもつながる事業であるというふうに考えているところでございますけれども、お聞きするところによりますと、事業者への還元率を非常に高く設定している自治体があったりですか、また換金性の高いもの、こういったものを返礼品として用意しているところもあるというふうに聞いております。

これにつきましては、総務省の通達で、そういった過度な競争とならないようにというふうに通知もあったところでございますので、これら通知を鑑みながら、また事業内容についても定期的に事業者の皆様と相談させていただきながら見直し、リニューアルを図って行って、進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 滞納整理機構への効果ということですが、過去から効果については費用対効果ということで、分担金に対して税金がどれだけ入ったかというようなお話で説明をさせていただいていたと思います。

平成19年に2倍、198%というところで2倍を切ったところがありますが、それ以降は2倍から3倍の費用対効果を上げております。

それで、本年10件というふうに算定しましたのは、日々滞納整理している中で、やはり困難な事例ばかりになってしまって、滞納整理機構にいても収納率が上がってこないというような状況があります。全体的にも下がってはいるのですが、本町の場合、予算の積算時期の11月には2倍を切るぐらいの見通しだったわけなのです。ですから、決算でいつも費用対効果でお話をさせていただいてまいるので、それに見合うだけの件数を委託するというような考え方で、4件減らして計上しております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ハザードマップは私の聞き違いだったのですね。1社でお願いするというのでありました。

説明はよくわかりました。完成のめどは出水期、つまりそういう被害が想定される時期、去年は8月だったのですけれども、その前にしおりも全部完成される予定なのでしょうか、お答えください。

コミバスは25年の10月から始まっていますから、丸々5年というふうに数えていました。

先ほど、とにかく利用がふえることを望むといいますか、もともと住民の方たちから交通弱者に対する支援が欲しいということで始まった事業でありますから、本当の意味の弱者が活用される事業になっていかなければならないと、ずっとその経過を見てきたのですよね。

それで、ひとつには免許を返戻された人たちなどに優先して活用していただけるようなことということで、うちの町は1年間だけ1回100円のところを無料にするということをやってこられたと思うのですが、なかなかこれも周知されていないのが現状です。もっともっと周知に力を入れてもいいかと、もう少し幅を広げてもいいのではないかと、たった1年かなというように思いもあまして、そ

うこともあります。

それから、やっぱり活用は今のスタイルだけではもう現状のままかなと、札内のほうですけれども、2時間かかって動いて、そして2時間かかって戻るといような感じが固定されてしまえば、これはなかなか利用が上がるというのは困難だろうなというふうに思います。

ぜひ、アンケートあるいは地域サロンということでもありますから、大いに聞いていただくことと、それから補助をいただいてやっていますから、その枠で頑張ることとあわせて、次のステップに向けてもっと発展させた利用の方法、具体的にどうなのだとと言われると、いろいろあるのですけれども、例えば幕別町の場合に観光客の方、これ交通弱者とまた変わってきますからね、全て一緒にできるとは思わないのですけれども、そういった観光客の方たちの足の確保などというのも、ずいぶんタクシー以外にはないというようなこともありまして、例えば歴史の散歩道を歩くにしても何にしても、移動手段といたらなかなかそういういいメニューはあったにしても、では何か交通機関があるのかというとなかなか難しいということもあります。

平成30年の9月までの事業と、それからさらに発展させていくことも考えて、今のような意見なども含めて、ぜひ研究していただきたい、このように思います。

実際に、免許の返戻などは実績どのぐらい見えていますか、お尋ねします。

それから、ふるさと納税のほうであります。

問題は、三、四割程度、当然4割の返礼品を返していくわけですから、残りはお答えのようになっていくと思います。

それで、要はPRしていけば、応えてくれる人がいればどんどんそれに応じて収入がふえていくという、ある意味、自然任せのような姿ではないかというふうに思うのですけれども、先ほど言ったような、全体の全国の自治体間の格差なども考慮しながら、やっぱりここはほどほどの事業に抑えていくことが大事ではないでしょうか。一定のPRなどもされるのでしょうかけれども、そこもほどほどでいいのではないかと、これは私の考えであります。

滞納整理機構であります。課長からお答えいただいたように、全十勝的にも収納率がやっぱり下がっているのですよね。平成27年は37.6%、その前は42%ありましたからね。これ、負担というのは、費用対効果で質問しましたけれども、分担金を支払っていますよね、それを超える金額が回収されていると。これはそうだと思います。

もう一つ、職員の派遣というのも、これ十勝間の自治体職員の中で担当して派遣されているという状況もありますよね。幕別がどこで当番になっているのかはわかりませんが、そういうことも一つは、負担の一つではないかなと思うのです。

それで、全体的に難しくなってきたということを思えば、やはりこれ、一部事務組合の仕事としてやっていただいているのですけれども、一定年数たったところで、この事業そのものを十勝圏全体で評価も含めて議論をして、見直すべきところは見直す、つまり今、複合事務組合も整理されているところありますよね。この時期にそういったことを議論されて、十勝圏で扱っていくべき、将来も扱っていくべき仕事なのかどうか、この辺の検討も必要になってきている時期だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 私のほうから、ハザードマップの完成のめどについてお答えしたいと思います。

出水期までと、昨年の台風は8月30日だったのですけれども、工期の関係ありますので8月いっぱいをめどに考えていきたいというふうに、早ければ早いほどいいと思うので皆さんにお配りしていきたいと思うのですけれども、今のところ8月いっばいをめどに作成を考えております。

それから、コミバスの関係でございます。

交通弱者の交通ということで、今、コミバスを運行しているわけでございますけれども、各種助成制度の中に、委員申されておりました免許返納1年ということ今実施しているわけなのですけれども、

まずこの実績から申し上げます。

平成 27 年度までは残念ながら 1 件のみで、本年度 28 年度につきましては 9 件の返納の実績がございます。合計して 10 件の実績という内容になっております。

次のステップというお話でありましたけれども、観光客の足とかということまでは、ちょっと私のほうから申し上げることはできませんが、先ほども申しましたとおり、5 年の運行協定が、補助事業もこれに絡んでくるわけなのですけれども、30 年の 9 月で終了するというふうに先ほども申しましたが、それ以降のコミバスの運行について、次のステップまで考えられるかどうかちょっと公共交通確保対策協議会にもお諮りをしながら、意見をいただきながら進めて、考えていきたいというふうに現在のところは考えております。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） ふるさと納税に対する、基本的考え方でありますけれども、委員おっしゃられますように、過度な返礼品の関係ですとか、ひずみが出てきているというようなお話もございます。そういったことも踏まえて、うちの町はそういったことはないかなというふうに考えておりますけれども、節度ある対応をもって、なおかつ、先ほど課長がご答弁申し上げましたように、町の収入のみならず地域経済の活性化ということもございますので、節度ある対応で、なおかつ有効活用を図るべく取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 滞納整理機構の今後の関係ですけれども、先ほど私は十勝全体で収納率が下がっているというのは、それは技術的なのか事務的な力量の差というものもあって、年によって数字が変わってくるというお話をしたのですよね。

それともう一つ、うちから引き継いでいる案件がとりづらいというのは、うちはある程度のことはやっていますので、そう簡単にはとれないものが出ていっているということで難しくなっているという説明をしたつもりでした。

それとあと、今後のことについては、平成 28 年度、ことしで 10 年たちまして、検討するべきということで、29 年 2 月ですか、事務組合の中の副町長会でそういう提案をされて、多分、担当課長会議の中で検討する予定になっているのだと思っておりますので、29 年、1 年かけて検討するという事です。

前段、課長会議、年に 3 回ぐらいあるのですけれども、私も機構については見直しはやっぱり立ちどまって一度考えなければならぬのではないのでしょうかというような提案をさせていただきました。ですが、管内的な雰囲気は、あるものを壊さなくていいのではないのかというような雰囲気でしたので、なかなか意見が反映されるかどうかわかりませんが、そういう会議の中には参加していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 滞納整理機構のほうでそういうご議論をされているということ、私はわからないでお尋ねしましたので、ぜひ実態に即した、そして事業として立ち上げる以上は、やっぱりそれなりの法的な根拠と、それからその目的を達成し、効果のあるものということが大前提だと思うのですよね。

私は、各市町村の細かなデータは持ってきていませんけれども、幕別町が出してきてくださっている決算資料をずっと見ていると、十勝圏全体、つまり機構全体の収納率というようなことをどうしても目が行くのですけれども、決して評価できる数字ではないなというふうに思うわけです。

うちの町が、これもずいぶん頑張って、夜間の相談であるとか、あるいは祭日の相談であるとか、そういうことを積み上げた結果として機構に渡しているのです、そういうことになるのだろうと思うのですけれども、その辺は機構に加盟している十勝圏 19 全体では温度差あると思うのですよ。

ですから、そういったところも十分ご議論いただきながら、私、一部事務組合の見直しはそうそう

あるものでないですよ。ところが、これからくりりんのことも出てくるのでしょうけれども、今回機構の見直しというものが議会にもご相談いただいた経過があるものですから、こういったときがチャンスかなというふうに思いました。そういうことを十分酌んでいただいて望んでいただきたい。このように申し上げて終わります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、小島委員。

○委員（小島智恵） 関連で、ふるさと寄附なのですけれども、お話聞いておられますと、我が町としましては、コスト等々見ましても全体的にプラスということで、自主財源の確保につながっているということでもあります。

事業者の方からは返礼品として商品のご協力いただいているのですけれども、商品が出て出て追いつかないみたいな話も聞いたりして、経済効果としては大きいと思いますので、私としましては継続して取り組んでいただきたいというふうに思っているわけなのですけれども、先日、未来のオリンピック選手を育てる事業という、そういった目的といいますか、項目を一つ追加するというで、条例の一部改正ということで議決されたところなのですけれども、我が町、オリンピック選手を何名も輩出しているすばらしい誇れる町ということで、もっともっとアピールしていてもいいのかなというふうに思います。

それで、以前にも申し上げたのですけれども、2016年から企業版の制度をつくられておりますけれども、個人のみならずそういった企業版についても取り組む姿勢はないのか、またそういった広げていく考えはないのかということですね。

あともう一つなのですけれども、台風の災害支援なんかでは返礼品なしでさせていただいたという経緯もあるので、こういった、例えば純粋にそういったオリンピック選手を応援したいという方も中にはいらっしゃるのかなというふうに思うのですけれども、そういったお礼の品あってもいいのですけれども、選択肢としてなくてもいいという方がいらっしゃるのであれば、そういった選択肢も設けてもいいのではないかなというふうに思うのですが、現状としては設けていないのであろうと思うのですけれども、その辺のちょっと確認のほうをしていきたいと思いますが、お願いします。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 企業版のふるさと納税についてであります。

昨年ご質問いただいたところでございますけれども、これにつきましては地方版の総合戦略、これに位置づけられた事業に対して、法人企業が寄附をしたいという事業があれば、その企業と調整をさせていただいて、企業版のふるさと納税という形でご寄附をいただくということが大まかな内容なのですけれども、これについては、今のところ我が町におきましては、地方版総合戦略において法人からの寄附を受けるような事業は設けていないところでございます。

全国的にも、企業版のふるさと納税というのは低調だというふうにお聞きしているところなのですけれども、今後も企業からご寄附をいただけるような内容の事業が設けられるのか、この辺、担当課とも調整しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、災害の寄附についてでございますけれども、これにつきましては返礼品は設けてございません。寄附だけをいただくという形で、今までいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 返礼品なしの寄附の項目はあるのかというようなことかなと思いますけれども、ふるさと寄附自体がふるさと寄附条例で定められておまして、その使途として7項目がありまして、先般の議会の際に、未来のオリンピック選手を育てる事業についても、ふるさと寄附を用いて行う事業の一つとして加えさせていただいたという経過がございます。

ふるさと寄附については、一応項目はそうやって定まっておりますけれども、それ以外に、通常、

ふるさと寄附を行っていただくときには、ふるさとチョイスといたしまして、パソコン上でインターネットショッピングのような形で、物を選んでからお金を振り込むみたいな形になるのですけれども、それ以外に電話ですとか、直接町のほうにご連絡いただくですとか、そういったものがございますので、そういった中では、返礼品要らないからというようなことで、本当の篤志でご寄附をいただけるような方の中にはいらっしゃいまして、そういったことで返礼品を受け取らない、必要ないよということはお申し出いただければ受けている状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 企業版についてなのですけれども、企業と調整を図らなければいけないということなのですけれども、道内でも何か所か取り組んでおられまして、夕張市では財政再生団体ということもあって、自主財源の獲得に向けてご努力をされて、企業版については2社、5億円と3億円出すことに決まっております。

そういった取り組みによっては、企業さんからもそのようにご寄附いただけるかもしれないので、企業側としましても税の控除になるというメリットもあるのですけれども、取り組んでいくということをちょっと検討いただければなというふうに思います。

あと、返礼品を要らないというその選択肢についてなのですけれども、あえて申し出ればということですね、返礼品なしということもできるということは。どうなのでしょう。今回オリンピック選手の排出に向けてという応援したい方もいらっしゃるのかなと、そういった本当にある意味、ふるさと寄附の本来の趣旨にかなった商品なしなので、本来の趣旨にかなってくるのかなと思いますと、そういう項目が最初から設けてもいいのかなというふうには思うのですけれども、もう一度お伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 企業版のふるさと納税の関係につきましては、先ほど課長のほうから説明もありましたように、地方版の総合戦略に位置づけられた事業を法人が応援したいということで、寄附を受けるというような流れになっております。

現段階で、うちの地方版「まち・ひと・しごと総合戦略」の中では、このふるさと寄附を想定した事業は計上しておりませんことから、現段階では企業版のふるさと納税については想定はしておりませんが、今後、これが有効な施策であるというようなことであれば、取り組んでいきたいというふうには考えております。

それと、ふるさと寄附の関係ですけれども、先ほども申し上げたのですけれども、パソコン上で先に返礼品を選ぶ方が先になってしまっているのが現状なものですから、なかなか、なしというのが難しい状況にはあるのですけれども、先ほども申し上げましたように、中には直接ご連絡をいただいた中で、返礼品は要らないからというようなことで、毎年ご寄附をさせていただいているような方もいらっしゃいますので、そういったことも含めて大切にしていきたいなというふうには思います。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） その返礼品なしという項目についてなのですけれども、手順として考えていくと、最初に返礼品を選んでという、そういう手順であるのならば、返礼品要らない方は何か申し出てくださいとかという説明をちょっと加えとか、そういった工夫についてはお考えなのか、お伺いします。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 今、大多数行っておりますインターネット上の中では、今、部長が申し上げたように、どうしても返礼品を選んでからというふうな形になってしまいます。

あと、先ほど部長も申し上げましたように、別に紙などでご連絡をいただいて、返礼品は要りませんよというふうにいただく方もおりますので、そのお送りいただく紙の中に、返礼品不要とか初めに入れたりとかするような形で、ちょっと工夫をしてその辺取り組んでいけたらなと思います。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 2点お尋ねいたしますが、関連しますので、ページ数から。

65 ページに賦課徴収税、12 節役務費、細節 15 町税通常払込手数料、ここにかかわることだと思えますので、ここにかかわって質問をします。それと、もう一点は 67 ページ、戸籍住民登録費、13 節委託料、細節 8 通知カード・個人番号カード作成等委託料、この 2 点なのですが、まず 67 ページのほうから質問をしたいと思えます。

今、通知カード・個人番号カード、これが発行されておりますけれども、現在、この幕別町で交付されております枚数と、それから未交付のカード数と保管方法はどのようになっているのかお聞きしたいと思えます。

それと、65 ページの町税通常振込手数料の件なのですが、これは事業者の住民税特別徴収にかかわっての質問なのですが、ここの項目でよろしいのでしょうか。

今、特別徴収は、事業者の選択で普通徴収と特別徴収というふうになっているのですが、この特別徴収の場合には、その際、事業者から従業員の給与が町に連絡があり、それに対して町が住民税の通知を事業者に行うということで、その際に従業員のマイナンバーなのですが、事業者によってはその従業員のマイナンバーを記載しないで町に報告するということもあり得ると聞いております。その際に、それを町が事業者に通知する際に、幕別町ではそういう事業者に対してマイナンバーを記載したものを送付しているのかしていないのか、その点 1 点と、その場合に、事業者に通知する方法はどのような方法で行っているのか、その点をお聞きしたいと思えます。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） それでは、先に、通知カードと個人番号カードの交付状況についてご説明させていただきたいと思えます。

まず、通知カードにつきましては、2 月末時点で 1,100 通が返戻されまして、そのうち 869 通を交付しております。転出、死亡等により廃棄したものが 105 通ということで、残りの 126 通について役場で鍵のかかる保管庫で保管をしております。

通常、保管期間については 3 カ月というふうには決まっておりますけれども、期間を過ぎてからでもちよくちよくとりに来る方がおります。枚数も 126 通ということで少数なものですから、町としては期限を定めずに引き続き保管していきたいというふうに考えております。

続いて、個人番号カードについてはですけれども、個人番号カードにつきましては 2 月末現在で 1,162 通を交付しております。人口に占める取得率といたしましては 6.1%となっております。

2 月末時点で、町で未交付、保管している枚数につきましては 134 枚、これも通知カード同様、保管期間は 3 カ月と定めておりますけれども、個人番号カードにつきましても期限を過ぎてからとりに来る方もいらっしゃいますことから、134 枚ということで、これにつきましても少数なものですから、引き続き鍵のかかる保管庫に保管いたしまして保管するというところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 税務課長。

○税務課長（川瀬吉治） 特別徴収についての従業員の方への通知する通知書のことをおっしゃっているのだと思うのですが、前段で、特別徴収と普通徴収は選べるわけではないのですね。特別徴収は義務づけですから、それで何らかの理由がある場合は普通徴収になっているということで、前段お話を聞いていただきたいのですけれども。それと、住基番号については、会社員は年末調整については住基番号出していますよね。ですから、そういう記載のあるものについては、記載して郵送をします。ないものについては記載はしません。出してこない場合ですね、住基番号を記入してこない場合です、それはできません。

以上です。

マイナンバーですね、済みません。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、カード発行の枚数ですけれども、町としては 134 枚、3 カ月保管している

ということですが、このセキュリティはどのようになっているのかというのがちょっと心配になってきます。

保管している場合には、きちんと保管されているのかどうか。

それと、このマイナンバーのカードなのですが、他町村では臨時職員の不祥事などがあってという、そういうことも報道されているところがあるのですが、そのセキュリティの状況、本当に大丈夫なのかというのがひとつ思います。

また、事業所への指導ということで、事業所などでは、やはり管理の徹底などきちんと指導していくということが必要ではないかと思うのですが、例えば何らかの事情でその管理状況が不明瞭になったときなどの心配もあるわけですが、その点はどのような管理をされているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） カードの保管につきましては、一応、鍵のかかるところで保管をして、保管しているカードの枚数については、常時、職員が残数を確認しておりますので、それについてはきちんと職員はモラルに基づいて管理しております。

鍵については、管理されている管理職の方が、管理している者が保管をしているということになっております。

それと、企業等でマイナンバーを取得したときに、その情報が秘密漏洩しないようにということで、これは事業所の務めとして、それはきちんと管理するよう国からも指導がありますし、町としても広報等でそういった管理等を伝えることができれば、そういったことでお知らせしたいと思います、事業所の務めといたしまして、それはきちんとした管理をしなければならないということになっております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） もう一点、前段でお聞きしなければならなかったのですが、町としては、幕別独自でカードの中に個人情報、いろいろ印鑑証明ですとか、それからそのほかの保険に関するですとか記入していける、そういうこともあると思うのですが、町としては今のところどういった項目をこのカードの中に入れていいのか、それが私、前段で漏れていましたので、それもお聞きしたいと思います。

また、この134枚の中に町民がとりに来れないという中には、どうしても自分の居場所がきちんと、例えばDVですとか、そういうものでとりに行くことができないとか、そういう人たちのことを考えますと、これは本当にそういう立場の人たちに対してこのカードが有効なのかどうか、そういう個人情報の関係も非常に問題になる部分があるのですけれども、そういう点はこの制度としてはどういったことになるのかということもちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、特別徴収は事業者者に義務づけられているということでしたが、それを町から事業者者に送付する場合にマイナンバーを記入して送付しますね、そういう場合には、普通郵便なのか、書留なのか。その点も、個人情報の関係で、どの方法をとられているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 現在、マイナンバーカードにつきましては基本4情報ということで、それしか登録はしておりません。

委員申しあげました図書館とか、そういった付加価値に係るそういうサービスについては、現状、今のところは考えておりません。

それとあと、DV等、とりに来られない方もいると思いますけれども、町といたしましてはそういったことでは、本来は3カ月で廃棄しなければならないものは、国の定めではなっているのですけれども、町としましては廃棄しないで引き続き保管するという考えでございます。

- 委員長（岡本眞利子） 税務課長。
- 税務課長（川瀬吉治） 現在、十勝管内で帯広市が調査していきまして、先ほど、私、机に戻ったら結果が出ていましたのですけれども、管内的にははっきりまだ決まっていないうですね。初めは郵送でというような考え方もあったようなのですけれども、帯広市の議会か何かでそういう質問があって、管内的にどうなのだというような調査を今している段階ですので、ちょっと管内情勢を見きわめて考えたいと思っております。
- 委員長（岡本眞利子） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 普通郵便で郵送されているということで、個人に郵送される場合は書留で郵送されていますよね。何らかの形でそれがほかのところに情報が漏れたらだめだということで、皆さん書留で送られていると思います。
- 事業者に対しては普通郵便で郵送するということでは、セキュリティの関係でどうなのか、ここが今一番、事業者にしても、それからそこで働いている人たちにとっても問題になる、懸念されるころだと思っております。
- 管内の状況を見て決めていくというお答えでしたけれども、町独自でもその点はしっかりとセキュリティの問題で考えていかなければならない、町の判断で行うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- 委員長（岡本眞利子） 税務課長。
- 税務課長（川瀬吉治） 特別徴収の個人用の交付通知についてはですね、番号記載は平成 29 年度からになります。ですから、今まではまだ送っていませんので、これからの対応ということですので、おっしゃることもわかりますし、管内情勢も見きわめながら決めていきたいと思っております。
- 委員長（岡本眞利子） 野原委員。
- 委員（野原恵子） 今のところは普通郵便ということで、多分ことしの 5 月ぐらいまでに事業者に郵送されるという、方法はこれから検討中だというお答えでしたけれども、今は 3 月ですから、これからあと数ヶ月ありますよね、その間に送付するということでしたのでというふうには私は押さえているのですけれども、十分その辺は考慮して、セキュリティを確保していくためにそういう対策をしっかりと行っていくべきだというふうに思っていますので、ぜひその点もセキュリティの関係で検討を、住民の情報がきちんと確保される、そういう対策を行っていただきたいと思っております。
- 委員長（岡本眞利子） 答弁はいいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- （なしの声あり）
- 委員長（岡本眞利子） なければ、2 款総務費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。
- 審査の途中ですが、この際 14 時 15 分まで休憩をいたします。

14 : 06 休憩

14 : 15 再開

- 委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ここでお願いを申し上げます。
- 委員の質問並びに説明員の答弁は、簡潔にお願いをいたします。
- では、次に 3 款民生費に入らせていただきます。
- 3 款民生費の説明を求めます。
- 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（境谷美智子） 3 款民生費についてご説明申し上げます。
- 71 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、予算額 3 億 5,451 万 6,000 円であります。
本目は社会福祉施策全般に要する経費であります。

1 節報酬、細節 1 は、社会福祉委員 65 人分の報酬であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、社会福祉協議会の運営及び各種福祉団体への支援にかかわる補助金であります。

細節 4 は、民生委員の活動に対する交付金であります。

72 ページになります。

2 目国民年金事務費、予算額 313 万円であります。

本目は、国民年金事務に要する経費となります。

3 目障害者福祉費、予算額 7 億 9,513 万 1,000 円であります。

本目は、障害者の支援に要する経費であります。

7 節賃金、細節 6 は、障害者の就労に対する賃金で、本年度は札内コミュニティプラザで社会福祉協議会が行われますカフェでの就労を予定しております。

73 ページになります。

13 節委託料は、障害者の自立生活支援にかかわる各種の委託事業であり、細節 6 は、障害者の居場所づくりとして PR 活動を強化し、利用促進に力を入れてまいります。

74 ページです。

20 節扶助費は、障害者の福祉サービス等にかかわる支援費を初めとして、日常生活用具や交通費などにかかわる扶助であります。

75 ページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、予算額 288 万 2,000 円であります。

本目は、十勝東部 4 町で共同設置をいたしております障害支援区分認定審査会の運営に要する経費で、原則毎月 1 回、第 4 月曜日に開催をいたしております。

5 目福祉医療費、予算額 7,006 万円であります。

本目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対します医療扶助及び事務に要する経費となります。

76 ページです。

6 目老人福祉費、予算額 4 億 5,162 万 8,000 円であります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であります。

77 ページ、13 節委託料、介護を補完する各種サービスの委託事業が主なものとなりますが、細節 6 高齢者食の自立支援サービスにつきましては、新たに糖尿病、腎臓病等に対応した食事を提供するとともに、日曜日も利用可能とする切れ目のない食事を提供いたします。

78 ページです。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、老人クラブ連合会の活動に対する助成であり、細節 5 は、公区など地域が主催する敬老行事に対して奨励金を交付するものであります。

20 節扶助費は、細節 2 の養護老人ホーム入所者にかかわります老人保護措置費や、次のページです、細節 3 の社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合の扶助などが主なものとなっております。

7 目後期高齢者医療費、予算額 4 億 2,911 万 1,000 円であります。

本目は、後期高齢者医療制度に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費等にかかわる町の負担分であり、給付費の 12 分の 1 に相当する額となっております。

8 目介護支援費、予算額 1,413 万 9,000 円であります。

本目は、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費となっておりますが、本年度より対象者が一部地域支援事業に移りますことから減額となっております。

80 ページになります。

9 目社会福祉施設費、予算額 283 万 8,000 円であります。

本目は、「千住生活館」の管理運営に要する経費となります。

次のページです。

10 目保健福祉センター管理費、予算額 1,761 万 7,000 円であります。

本目は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であります。

昨年実施の発達支援センター改修工事の終了により、減額となっております。

82 ページです。

11 目老人福祉センター管理費、予算額 774 万 6,000 円であります。

本目は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であります。

83 ページです。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、予算額 3,176 万 3,000 円であります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費が主なものでありますが、84 ページになります、19 節の負担金補助及び交付金の細節 3 につきましては、忠類デイサービスセンターの運営補助となっております。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、予算額 4 億 2,666 万 9,000 円であります。

本目は、児童福祉全般に要する経費であります。

1 節報酬、細節 1 は、次世代育成支援対策地域協議会委員 13 人分にかかります報酬であります。次のページ、20 節扶助費、細節 2 は、延べおよそ 3 万 6,000 人に対します児童手当となっております。

86 ページになります。

2 目児童医療費、予算額 1 億 2,833 万 5,000 円であります。

本目は、中学校卒業までの子供にかかります医療費扶助及びその事務に要する経費となっております。

87 ページです。

3 目施設型・地域型保育施設費、予算額 4 億 3,395 万 5,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものとなっております。

本年度、当初定員 510 名に対しまして、493 人でスタートの予定です。

88 ページです。

13 節委託料、細節 11 及び細節 12 は、札内南保育園及び本年より民設民営でスタートいたします札内青葉保育所の運営にかかわる委託料であります。札内青葉保育所の委託料には、病後児保育委託料 693 万 1,000 円を含んでおります。

89 ページになります。

4 目へき地保育所費、予算額 8,201 万 8,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 カ所、忠類地区 1 カ所のへき地保育所の管理運営に要する経費であります。

本年より、忠類保育所は直営の保育所となりますことから、運営費用が委託料から各費目への振り分けを掲載しております。

91 ページです。

5 目発達支援センター費、予算額 1,260 万 2,000 円であります。

本目は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援などに要する経費となっております。

92 ページです。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、南十勝 5 町村で共同設置いたしております南十勝こども発達支援センターに対する負担金となっております。

6 目児童館費、予算額 6,597 万 4,000 円であります。

本目は、児童館 3 カ所及び学童保育所 6 カ所の管理運営に要する経費であります。

本年度は、学童保育所6カ所、362人でのスタートとなります。

93ページです。

15節工事請負費、細節1やまびこ学童の保育所のトイレの改修に要する経費を掲載しておりますが、今回をもって全ての保育所の学童保育所の洋式化が完了いたします。

7目子育て支援センター費、予算額1,778万4,000円であります。

本目は、幕別子育て支援センターの、また忠類子育て支援センターの運営に要する経費であります。

11節需用費、細節30は、本年度作成いたします子育て応援サポートブックに要する経費であります。

94ページになります。

3項1目災害救助費、予算額550万円であります。

本目は、災害見舞い等に要する経費であり、例年どおりの掲載となります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小川委員。

○委員（小川純文） 88ページであります。

13節の委託料のところ、今、数字は説明されましたが、このように、特に11番12番というのは、委託料が非常に大きいわけでありまして。ここは欄もあいているので、今後は、こういうところは数字をできるだけ入れていただいたほうが適切な説明になると思うのですが、その点よろしくお願いをいたします。

以上です。

88、要するに保育所の関係の委託費のところ。あえて答弁なくてもいいですよ。今後お気をつけください。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） うちの予算書の記載方法ということになろうかと思えます。

幕別町の予算書につきましては、委託料あるいは工事請負費につきましては、予定価格等々の絡みがございまして、細節の数字については記載をしていない状況にございます。

ただ、ほかの町の状況等も確認をいたしまして、今後ちょっと調査研究をしてみたいというふうには考えております。

○委員長（岡本眞利子） 小川委員。

○委員（小川純文） 今、予算書で確定がまだされていないからまだ載せていないというような感じを受け取ったのでありますけれども、それは工事請負費や何かはあれはありますけれども、委託料も工事請負費の中に全部入ったのでしょうか。ちょっと認識不足で申しわけございません。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） こちらの委託料は、直接入札ですとか、そういったものには影響はないのですが、例えば土木費等の各種事業に係る実施設計の委託ですとか、そういったものについては入札なりに付すわけですから、そういったものの予定価格が類推されるようなことになってしまうのですから、そういったことで記載していないというのが現状でございます。

○委員長（岡本眞利子） 小川委員。

○委員（小川純文） そういうことであれば、こういうものについては、議案議案の特に出てくる場面もあろうかとは思いますが、そうでない場面もあろうかと思えます。こういうのが明確になった時点においては、特にこういう大きい金額については資料として配付していただいたほうが、より一層相互の理解につながると思うので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほど1回目の答弁でも申し上げたのですが、先ほど言いました

ように、入札案件ですとか、そういったものについては類推されるおそれがあるものですから、記載していないという現状がございますけれども、管内状況等を確認の上、今後どうするかについてはちょっと研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） どの項目に属するかちょっとわからなかったものですから、72 ページの3目障害者福祉費、13 節委託料、細節 12 基幹相談支援センター機能強化事業委託料、この部分かなと思って、質問をいたします。

ひきこもり支援の件なのですけれども、今、ひきこもりの方々がふえてきているということで、全国的には15歳から39歳の人たちの中では、約54万人の方々がひきこもりになっているという推計が出ていと言われております。

こういう中で、今、ひきこもりの方を発見と言ったらおかしいのですけれども、そういう方を調査いたしまして、そういう方への支援ということが必要ではないかという立場で私はいます。

このひきこもりには、やはりいろいろな要因があると思うのですけれども、そういう方々に対しまして、今、ひきこもりサポーターという、そういう養成講座もできて、出始めているということで、町でもやはりそういう対策を行いまして、まず調査をしその対策を進めていくことが必要ではないかと思ひまして、そのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○委員長（岡本眞利子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） ひきこもりの方のサポーターということでございますけれども、実際に、今、基幹相談支援センターのほうで、そういった方も実際にはいらっしやいまして、その中で相談、それから今後どうしていくかというような形でやっているケースもございます。

ただ、その方を発見とか、やはりそういう家族の方からご相談をいただいて初めてそういうような状況がわかるということでございますので、ちょっとそういった調査まではしていないのですが、実際にはそういった方がいらっしやれば、基幹相談支援センターが中心になって相談を受けているという現状はございます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 家族の方ですとか、それから本人がそういうところに一歩足を踏み出せば、これは解決の方向に進んでいけると思ひます。なかなかそうできない方のためには、やはりひきこもりというのはいろいろな要因があると思ひますよね。

ですから、そういう方をサポートするための、サポートする側がそういう知識を身につけるということが大事だと思ひまして、まずそういう方々を養成するということが第一歩だと思ひまして、そういうサポーターの講座ということも必要ではないかと思ひまして、質問してあります。

そのサポーターの養成というところまで、一歩足を踏み出していただきたい。このことはいかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 帯広のほうに、ひきこもりサポートセンターというものがあまして、そちらの方ともいろいろお話をさせていただいたこともございます。

今後、やはりそういった方と協力いただきながら、そういったサポート体制について検討していきたいというふうに思ひます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 87 ページの施設型・地域型保育施設費についてお尋ねをいたします。

いわゆる常設保育所という形で、これまで計上されてきてありまして、細かく節の区分には入らないのですけれども、先ほど全体の説明の中で、ことしの入所希望者493人が入所されてスタートするという説明でありました。

定員510に対しまして、マイナス17ということでありますから、幕別町では待機者はないのだなど

いうふうに判断するのですけれども、年齢ごと、あるいは保育所ごとはどうであったのか、第一希望で入ることができたのかということが一つであります。

もう一つ、特にいつも入所希望が高く、なかなか空き待ちが多かった乳児保育のほうの実施をことはどういうふうにやっていくかということなのですけれども、乳児保育所、ゼロ歳児からの保育を行っておりますが、このゼロ歳児からの保育というのは、我が町は6カ月をスタートとしているというふうに思います。

昨今、これが働く母親を支援するという点では、6カ月では不十分だという声がありまして、帯広や音更では57日を過ぎたら保育を受け入れるという体制を、帯広は早くから、音更はことしからということを知っております。

幕別のことしの保育の考えを伺います。

○委員長（岡本眞利子） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 大きく3点ご質問ありましたが、1点目の待機児童につきましてであります。先ほど部長が答えていますが、現在493名と言いましたが492名なのですが、済みません、入所予定数が492名で、希望者全員が入所予定となっております。

ただ、現状では、いわゆる限定待機というふうにはなっておりませんが、第一希望の保育所に入所できない児童が何名かおありまして、いわゆる第二希望、第三希望の保育所も入所調整を行いまして、現在1名についてだけ、まだ現在も入所調整中ということでございます。

あと、年齢別については、ちょっと済みません、今、手元に何歳、何人というのがちょっと資料がないのですけれども、やはりゼロ歳児と3歳児と5歳児という年齢が主に多いのですが、現状では入所調整は入っている世帯もありますけれども、数といいますか、年齢ごとのうちの保育所の中で言うと、受け入れ体制としては整っているということでございます。

あと、乳児保育につきましては、委員、今お話ししていただきましたように、新聞等で話が大きくなってもしましたが、帯広市は既にもう、ちょっと今数字はわかりませんが、かなり古い時代から57日超えてからということで行っています。うちの町につきましては、音更もそうでしたが、6カ月からということございました。

最近、そういった報道等も受けまして、うちの町においても担当課としては検討しましたが、現状では今までどおり6カ月ということではしか考えておりません。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ、その検討の中身を示していただけませんか。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） まずは聞き取りとか、そういうことから始めたのと、あと、うちの施設管理状況の中で、57日児から受け入れることがどのような形で可能かということも検討しています。

もちろん57日から預かりますよと標榜したら、もしかしたらたくさんいるのかもしれないのですけれども、今どのような形で進められるかという検討の中では、今来ている、保育所通っているお母さんたちから、いかがですかとかということで聞いた中では、今通っているお母さんたちの中には、今のところ多くの方の希望がなかったのも事実です。

ただ、これは取り組まなければいけない課題であるということでは十分認識しておりますので、その施設の、今、例えばゼロ歳児と1歳児についても、部屋を分けるのもちょっと苦労しながら分けている状況もありますので、そのあたりも十分検討しながら考えていきたいと思っています。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） たしか幕別町がゼロ歳児の保育所を開始されてから、30年以上経過されていると思います。

当時は6カ月ということ自体も、公設でやるという点では先進的な事例ではなかったかというふうに思っております。その当時も6カ月間の産休保証ということはなかなか難しい現状はあったので

すけれども、しかし年齢が下げられて実施されるということに対して、多くの期待があつて進んできたというのが流れだと思います。

私もこの問題については、実は希望されている方たちの声も聞いてなかったわけではないのですけれども、今、部長おっしゃられるような、この中で何とかなってきたというような安易な思いも自分にも実はあつたのですよね。

ところが、よくよく実態を聞いていくと、その間、当然6カ月産休を保証されない方たちは、その間、別な育児制度を活用する、保育ママさんを活用するというようなことからスタートし、町には6カ月からということ。あるいは、今、帯広ではNPOで預かってくださるところもあつたりして、そういったところを活用して、そして次につなげるというような、多い事例ではありませんけれども、そういう実態があることを知りました。

したがいまして、検討の課題であるということをお答えいただいておりますので、この1年間、十分ご議論をいただいて、保育士の確保、施設の整備、そして周知というようなことをやっていただいて、実現につなげていただければと思いますのですがどうでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 十分検討を重ねて、考えてまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ページが77ページ、6目老人福祉費、13節委託料の細節7外出支援サービス、この委託料を全般に昨年度の予算と比較しますと、200万円ほど減ってございます。

細節はそのままで、200万円減っているのですけれども、それで、細節6の高齢者食の自立支援サービスは、これ日曜日もやると、これはサービスが拡充するわけですよね。それで、どこでこの200万円を削っているのか。

あと、細節7の外出支援サービスなのですけれども、実はこれ、ケアマネージャーとお話ししている中で、札内地区あたりは外出支援サービスが本当に人気で、予約してもなかなかとれないという現状をお聞きした経緯がございます。

この利用率ですね、その辺をお聞かせ願いたいのと、200万円減るのであれば、外出支援サービスを拡充してほしいなど、そういうことでございますけれども、まず1点お聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 老人福祉費、13節で233万6,000円減額になっておりますが、これにつきまして、大きく高齢者食の自立支援サービスで約300万円ほど減額と、7節におきましては200万円増額と、次のページなのですが、細節12福祉バス運行委託料で152万4,000円減額と。

増額と減額でいきますと、減額分が約460万円、増額分が約200万円ちょっとということで、相殺しますと約230万円。ほかの小さい増減はありますので、こういったことで減額が生じているという内容であります。

高齢者食の自立支援サービスにつきましては、サービスは日曜日も広げると。それで、内容につきましても、糖尿病や腎臓病の方につきましては、栄養管理食といったことで、サービスを拡充しております。ただ、この減額というのが、社会福祉協議会に補完事業はおおむね委託しておりますので、そういった中の事務人件費の中の調整がありましたので、食の自立支援事業につきましては減額になっておりますが、外出サービスにつきましては人件費の関係で増というところになっております。

老人福祉バスにつきましては、債務負担が確定して減額になったものと思っております。

それと、外出支援サービスにつきましては、やはりこれから高齢者、これまでも多かったので、高齢者の人口が相当伸びてきます。今後安定した外出支援といいますか、高齢者の足の確保を図る上では、やはりこのままではいけないといいますか、今後もさらに中身を詰めていかないと、このままの制度運営ではもたないということは十分承知しておりますので、この1年の中で、こういったあり方、これ利用者負担も含めてなのですが、検討を進めていかないと、この制度自体が崩壊してしまう、

そういうことにならないように今後詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

95 ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算額5,817万8,000円であります。

本目は、保健衛生全般に要する経費であります。

1節報酬、細節1は、内科医師6名と歯科医師10名にかかります嘱託医師報酬となっております。

96 ページになります。

13節委託料は、妊婦及び乳幼児にかかります健康診査が主なものでありますが、細節9の産後ケア事業につきましては、出産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポートが必要な方を対象に、助産師の個別訪問を実施いたします。

19節負担金補助及び交付金、細節3の高等看護学院にかかわる十勝圏複合事務組合への負担金や、細節9の帯広厚生病院運営費補助金などのほかに、新たに細節11は産婦健康診査に対する費用を、細節13は不育症治療費用の一部を助成するものです。

また、細節12不妊治療費の助成につきましては、特定不妊治療費の所得制限を廃止し、対象者を拡充いたします。

97 ページになります。

2目予防費、予算額6,097万6,000円であります。

本目は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であります。

11節需用費は、細節70の定期予防接種にかかわる医薬材料費が主なものとなっております。

13節委託料は、定期予防接種にかかります委託料が主なものとなっております。

98 ページになります。

3目保健特別対策費、予算額3,466万4,000円であります。

本目は、健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要する経費となっております。

8節報償費、細節2健康ポイント事業記念品は、町独自の健康ポイント事業「まくべつ健康ポイントラリー」を開始いたしまして、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進いたします。

99 ページです。

13節委託料、各種検診にかかわる委託料が主なものであります。

今年度は受診率の向上を目指しまして、委託料を増額いたしております。

100 ページになります。

18節備品購入費、細節2です。

保健事業、保健指導業務にかかります公用車の購入費用となります。

4目診療所費、予算額3,610万2,000円であります。

本目は、幕別地区5カ所及び忠類地区2カ所の診療所の管理運営に要する経費であります。

101 ページですが、13節委託料、細節5及び6は、忠類地区の診療所及び歯科診療所の管理運営にかかわる委託料であり、細節8は博愛会に業務委託いたします日新及び古舞へき地診療所の診療委託料となります。

5目環境衛生費、予算額1億3,962万5,000円であります。

本目は、葬斎場、墓地の管理運営に要する経費であります。

102 ページになります。

11 節需用費、12 節役務費及び 13 節委託料は、葬斎場の管理運営にかかわる経費が主なものとなっております。

103 ページ、13 節工事請負費、細節 1 は、葬斎場火葬路の維持管理工事にかかわります経費となっております。

6 目水道費、予算額 2 億 597 万 8,000 円であります。

本目は、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費であります。

104 ページになります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費、予算額 4 億 4,420 万円であります。

本目は、ごみの収集及び処理に要する経費であります。

11 節需用費、細節 30、こちらはごみカレンダー及び指定ごみ袋の作製にかかわる経費であります。今年度からエアゾール缶の回収において穴あけが不要となりますことから、周知のためのチラシの作成費用を含んでおります。

次のページです。

13 節委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの収集運搬にかかわる経費が主なものとなります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は幕別地区のごみを 1 市 8 町村で共同処理していることにかかわる本町の負担金であり、細節 4 は忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることにかかわる本町の負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

若山委員。

○委員（若山和幸） 101 ページ。

へき地診療所委託に関しての質問をさせていただきますけれども、次年度から古舞、日新のへき地診療所を再開していただくということは大変ありがたいと思っているのですが、以前、診療所が開設しているところと状況が大分変わらしまして、診療所を開設していただけることは大変ありがたいのですが、診療所を開設するに当たって、鍵の問題だとか、火の取り締まりだとか、以前は近所に住人がおりましたいろいろ管理をしていただいていたようなことがあったのですが、現在、診療所近所には住人がおりません。その辺はどのように考えているのかお聞かせください。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 日新と古舞のへき地診療所、ようやく 4 月から再開ということが整っておりまして、この再開に向けては地域の公区長初め役員の方、どういった形で進めるかということは協議してまいりまして、この 3 月にも特に利用される老人会の方に改めて説明会を設けさせていただきながら、これまで以上に利用を図っていきたくと考えています。

また、鍵の件につきましては、運営委員会が今もあるのですが、当時、運営委員会の中で管理人さんを設けていただきまして、鍵の開閉、冬につきましては暖房、それと戸締まりも含めてやっておりますので、今後もそのことにつきましては地域等含めて、これまでどおり対応していただくように地域と話し合っていきたいと思っております。

また、へき地診療所に関しまして、運営交付金の中で、へき地診療所の交付金追加で交付しておりますので、そのことも十分説明しながら地域の中で管理をしていただくようお願いする予定であります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありますか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 96 ページになります。

1 目保健衛生総務費の不育症治療費助成金、不妊治療費助成金なのですけれども、今ご説明にありましたように、不妊治療の所得制限をなくしたということと、あと不育症に関しては新たに治療費の一部を助成するというはとても評価しています。

不妊治療助成金については、特定不妊治療費など国の制度に上乗せしたものと、あと町独自の一般不妊治療費の一部助成分だと思えるのですけれども、内容についてももう少しお知らせ願います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、特定不妊治療費なのですが、これまで国・道の内容に合わせまして所得制限を設けておりました。

所得制限につきましては、ご夫婦の合計所得が 730 万円未満の方ということで対象だったのですが、本年 4 月からは町独自に、この所得制限を撤廃して、対象外となった方に対しまして町の助成金を交付するということであります。

それと、一般不妊治療費につきましては、平成 28 年度から実施を行ってございまして、平成 28 年度 2 月末現在では 14 名の方に申請をいただきまして、係る費用、上限ありますが、5 万円を上限として助成させていただいております。

以上が内容です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

板垣委員。

○委員（板垣良輔） ページは 104 ページ、105 ページです。

清掃総務費、12 節役務費の公共施設等ごみ処理手数料、それと 105 ページの委託料、ごみ収集委託料にかかわってです。

公共施設等ごみ処理手数料が、前回の予算に比べ 200 万円程度上がっております。その理由といたしますか、内訳について教えていただきたいと思えます。

ごみ収集についてなのですが、高齢者のおうちの前まで収集してほしいというふうな住民の声があります。それに応えていただきたい、そういった検討をしていらっしゃるかどうか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ごみ処理手数料の増額分につきましては、札内支所の取り壊しに伴うものと、分遣所の取り壊しに伴うもので増額という形になっております。

あと、ごみの収集の個別回収の件でございすけれども、現在、個別回収に向けて準備を進めてございまして、実は 4 月から 6 月まで受付を開始して、早ければ 7 月から個別回収を始めようかなというふうにご考えているところでございます。

方法といたしましては、町内に住所を有する方で、介護保険法による要支援でありますとか、要介護認定を受けている方、そして障害者の方、そのほか町長が特別に認める者ということで対象としてございまして、既存サービスの中でごみステーションまで出すことができている方だとか、親類の方だとかごみステーションまで出されておられる方は、対象とはできないのですけれども、特に困っている方を対象に収集をしていくという形で始めさせていただきたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 高齢者のほうなのですが、要綱といたしますか、わかりました。

必要な人が必要なサービスを漏れなく受けることができるように、周知徹底に務めていただきたいのと、あとそれを収集事業者が行うのかについて改めて伺います。

○委員長（岡本眞利子） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 個別回収を玄関先まで行う者は、町職員が行うこととしております。
以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。
東口委員。

○委員（東口隆弘） ページ数は、100 ページでございます。

診療所費、これは忠類に関する医師と歯科医師のことですが、先生方もかなりお歳を召されて、まだまだ診療はできると思いますけれども、もしおやめになるというようなときに、今後どのような対応をするか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） これまでも昭和の46年とかから、歯科診療所については医師を確保するのに苦勞してきた経緯がありますので、診療所も含めてですけれども、当然そういったときに備えて、そういったときには切れ目なく診療行為が続くように進めてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 次に、野原委員。

○委員（野原恵子） 97 ページ、2 目予防費にかかわりまして、99 ページの委託料の子宮がん検診委託料、乳がん検診委託料、この件についてお伺いたします。

今、二つの検診以外にも、成人病検診をしっかりと行うということは、早期発見、そして早期治療、医療費も軽減につながるというふうに思っております。

検診の向上というのは本当に大事だと思うのですが、特に今、女性に関しては子宮頸がん、それから乳がん検診、これが子宮頸がんは20歳以上偶数年数、乳がんは40歳以上偶数年齢の女性、このように検診して軽減されております。

今、女性のがんが若年化しているという、そういう傾向もありまして、子宮頸がんは20歳以上なのですけれども、乳がん検診は40歳以上です。

若い方も今本当に多く乳がんを発症されているということで、これを1年ごとの検診、そして毎年の検診、それから乳がんは20歳以上に引き上げていく、このことがやはり早期発見・早期治療につながると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） がん検診につきましては、国のがん対策事業に基づきまして、年齢も20歳、40歳と定めております。

委員おっしゃるとおり、早期発見が将来的にはその方の健康維持につながるというのは、十分町も認識しております。

ここは、ただ、国のがん検診に基づいて実施していることが一つあるのと、あと健康対策につきましては、がん検診も含めて、また健康診断も含めて、やはり若年から実施するということが非常に大切だと思っておりますので、そういったことを総合的に含めまして、研究をしていながら早期発見、そして健康づくりにつながるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） ぜひ、その方向で進めていくことが大事だと思うのですが、20歳、40歳というと、家庭の主婦の方もいらっしゃいますけれども、今働いている女性がふえてきていると思います。そういう中では、職場での健診ということもしっかり啓蒙していく、そして受けていただく、そういう対策が必要だと思うのですが、そのことはどのような対策を今行っているのか伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 職域健診といいますか、職場健診につきましては、協会けんぽを含めて保険者いろいろありますので、保険者のほうで力を入れて健診対策を行われております。

また、町も職域健診、協会けんぽの方も含めて町民の方でありますので、やはり健診の受診率が上がるように、個々のみならず職域健診の方も受診率が上がるように、今後も広報、周知してまいりたい

いと考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 実際に職場ではどのぐらいの健診を行っているのかというのが一つと、やはり毎年健診を実施していくことによって、2年に1回ですと、2年何かの事情で健診できなかつたら、自己負担ですれば別ですけども、4年というふうになってしまいますよね。

ですから、これ国の制度と答弁いただいていますけれども、町としてもやはりそういう助成もきちっとしていくことが必要ではないかと思ひまして、もう一度その点について伺います。

○委員長（岡本眞利子） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 職場健診、職域健診につきましては、ちょっと今、手元に状況がつかめておりません。国のがん検診の対策事業に基づいて必要な健診が受けられていると、ただ、受診率を含めて、今、手元に把握ができていないというのが状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、例えば2年ごとの健診なのですが、奇数年齢で受診されても可能ですので、逃した場合については翌年、奇数年齢で受けていただきながら、健康管理を進めているところであります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 職域なのですけども、幕別町では、乳がん、子宮がんの検診、胃がんとか、その他がん検診もですけども、国保に限ったことではなく、助成対象はその方が受けていただいたときには全ての検診を対象にしています。

また、町がその方への助成をするというのは、全ての職域の方たちもその健診を受けていただいたときには助成をしています。

それから、もちろん2年に1回、国が定めた方針の中で、厚労省のがん対策推進協議会等々の中で標準を決めていますけれども、現場で保健師がお話をさせていただくときには、助成は2年に1回なのですけども、心配だったり希望がある方は毎年受けてくださいねというのを添えた形でのお話はさせていただいています。

助成は2年に1回ですというお話をします。もちろん、そうすると2年に1回しか受けない人は多いかもしれませんが、1年に1回の健康診査しましょうねという形では個々にお勧めして、今も受けていただくときに、助成はないけれども病院健診は自分で行くとかという形で受けていただいている方いらっしゃいます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） それは、自己負担で健診するというのは、私も承知しております。

ただ、町のこのお知らせを見ますと、2年に1回ですよ、偶数年数ですよということを記載されておりますので、やはりそれを毎年というふうに通成すると健診は受けやすくなるのではないかと、そういう立場で質問をしたわけで、本人が希望であればことは助成をして、その次の年は自己負担でというふうな、それは本人の選択ですから承知しております。それを踏まえた上での質問ですので、そういう助成はできないかということの質問です。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今の段階では、費用を助成する指針が国に基づいて町の助成を組み立てておりますので、今の段階では2年に1度のこの助成の方法で、これは子宮がん、乳がんだけではなく、各種検診を町は厚生労働省等々の指針をもとに全体の健診の組み立てをしてしておりますので、その形は今遵守した形でやっていきたいというふうと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、不妊治療の場合には所得制限、町の政策で実施していくというお答えでした。

若い方の健診というのは、本当に若い方は進むのが早いというふうな、私、医者でないからわかりませんが、報道ではそういうことも報道されております。そうしますと、助成があれば余計受

けやすい、そういうふうになると思うのですね。ですから、そのことを質問しているのです。

そして、若い方にも啓蒙をして受けていただく、そういうことが大事だということで食生活ですとかいろいろ言われていますけれども、やはり早期発見・早期治療ということで、若い年代にも毎年助成していくということが大事ではないかということの質問ですが、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） もちろん、そこは承知しています。

ただ、罹患率とか、助成をするということを決定するときの例えば費用の効果とか、国の法で定めるときにはそこも大きな要素ではありますよね。限りなく何でも全部できるのであればいいのですけれども、早期発見のための必要度を関係するときに、今やっぱり若い人にふえているとはいえ、20代、30代、40代の発生の罹患率を見ると若い人が発見される人がふえてきたので、あたかもすごく若い人たちがかかっているように見えますけれども、やっぱり押しなべると、どこの年齢にがん発生が多いか、そこも含めて厚労省等々の、どこに力を入れていくのが適正かというところのきちんとした指針が出ているというふうには考えています。

ですから、私たちも、若い方に関しては、若い人のなる人が多いよとか家族関係が多いよとか、がんになる可能性のリスクが高い人たちにそういうお話もさせていただいていますし、もちろん個人の方の助成があれば受けやすいというのはわかりますけれども、そこは個人の自覚をしっかり持たいただくための周知をきちんとしていくことに力をかけたいというふうには考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 質疑がないようですので、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 106ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,203万1,000円、本目につきましては労働者対策にかかわる経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節5の援農協力会、細節7の幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金につきましては、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2目雇用対策費、予算額921万7,000円、本目につきましては雇用対策にかかわる経費であります。

7節賃金につきましては、新規学卒者等で就職未内定の方を町の臨時職員として雇用するための半年間4人分の賃金であります。

13節委託料につきましては、いずれも季節労働者の雇用対策にかかわるもので、細節5は町道の清掃、細節6は町道の除排雪など、細節7は近隣センターなど公共施設の清掃などを行うものであります。

15節工事請負費につきましては、忠類育苗センター敷地内にあります物置の解体を予定しており、3人、5日程度の雇用を確保しようとするものであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 5款労働費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時25分まで休憩をいたします。

15:13 休憩

15:25 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 6款農林業費について説明させていただきます。

107ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,723万6,000円であります。

本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局経費が主なものであります。

108ページをお開きください。

2目農業振興費、予算額1億5,935万6,000円、本目につきましては、農業振興にかかわる補助金、負担金、各種事務経費が主なものであります。

1節報酬は、本年7月に改選挙を迎えます農業委員の募集を定数24名で3月1日から3月28日まで行っておりますが、定数を超える応募があった場合に、農業委員候補者評価委員会におきまして応募者に対する評価を行い町長に報告することとなるため、その外部員5名、2回分であります。

なお、本委員会の構成は、外部員は農業に関して見識を有するものとして、関係4農協から各1名の4名、十勝農業改良普及センターから1名の計5名、内部委員といたしましては副町長と経済部長の2名、合計7名を予定しております。

19節負担金補助及び交付金は、農業関係団体への負担金のほか、109ページになりますが、細節10、細節11及び細節12は、制度資金等借入金に対する利子補給、細節15は農協と関係の4農協で設立した農業振興公社への運営費補助、細節16は、堆肥、緑肥、種子購入及び堆肥の切り返しにかかわる補助、細節20は、ゆとりみらい21推進協議会内に設置されました鳥獣害対策委員会により行われておりますエゾシカの一斉駆除、わな購入、狩猟免許予備講習費補助などの経費として補助するものであります。

細節21は、経営所得安定対策制度の推進事務にかかわります幕別町農業再生協議会に対する補助、110ページになりますが、細節23はエコファーマー認定の農業者で組織される団体に対し、化学肥料、化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルの5割以上低減する取り組みに対する補助、細節24は、忠類地域における中山間地域等直接支払交付金、細節25は農地中間管理機構への賃借について、農地の出し手に対する協力金であります。

細節26は、3組6名の新規就農者を支援するもので、国費事業であります。

細節27は、町単独の事業で、固定資産税相当額の奨励金を支給するもので、1名の方に助成を行うものであります。

3目農業試験圃場費、予算額326万6,000円、本目につきましては新和の試験圃場の運営経費であります。

本年度は、品種比較試験や施肥試験など18課題の試験のほか、農業体験塾などを実施する予定であります。

111ページになります。

4目農業施設管理費、予算額1,061万5,000円、本目につきましては農業担い手支援センターとふるさと味覚工房にかかわる管理運営経費であります。

7節賃金は、味覚工房で管理指導に当たる臨時職員2名分の賃金であり、利用者に対する指導のほか、みそや豆腐づくりなどの講習会を開催する予定であります。

11 節需用費、112 ページになりますが、細節 40 は幕別地域 5 カ所の地域微気象観測機器の日照計の更新に要する費用のほか、味覚工房の機器等修繕費であります。

5 目畜産業費、予算額 5,601 万 2,000 円、本目につきましては畜産振興にかかわる経費であります。

13 節は、公社畜産担い手育成事業に係る忠類地域におけるパーラー 1 棟の建設工事の受益者負担分の委託料であります。

113 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 13、14、15 につきましては、畜産関係団体に対する運営補助、細節 17 は幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施します特定の伝染病発生農家の消毒、治療、自主淘汰にかかわる経費の一部を給付する補助事業にかかわる補助、114 ページになりますが、細節 19 は、昨年の台風による河川敷地内の草地流出に伴い、緊急的に草地更新を行わなければならないことから、完全更新でヘクタール当たり 6 万 2,500 円を、簡易更新で 4 万 5,000 円を上限に、今年度と来年度の 2 カ年で補助しようとするものであります。

細節 21 は、乳用牛性判別精液購入及び子牛の保護を目的とした産後用温風式保育器の購入に対する補助金であります。

6 目町営牧場費、予算額 5,788 万 1,000 円、本目につきましては幕別地域 1 カ所、忠類地域 2 カ所の町営牧場の管理運営費であります。

7 節賃金、細節 4 は嘱託職員 5 名分、細節 6 は臨時牧夫賃金であり、11 節需用費は、細節 5 の肥料費が主なものであります。

本年度の預託頭数は幕別地域 440 頭、忠類地域 650 頭程度を見込んでおります。

115 ページになります。

7 目農地費、予算額 3 億 1,593 万 6,000 円、本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営事業の償還に要する経費であります。

116 ページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場と幕別ダムの点検などの委託に要する費用が主なものであります。

117 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は国営事業幕別地区の償還金、細節 5 は 1 ヘクタール未満の小規模暗渠整備や明渠床ぎらいの機械借上げなどにかかわる町単独の補助事業、細節 6 は昨年の長雨や台風被害の状況を受け、早急に排水向上対策が必要な農地の明渠や縦孔暗渠を含む暗渠の整備補助で、農家負担を通常の事業の 2 分の 1 から 4 分の 1 に軽減する平成 30 年度までの町単独の補助事業であります。

118 ページになります。

細節 8 は、町内 14 地区、約 1 万 4,600 ヘクタールの農地にかかわる明渠や農道などの基幹施設の維持管理や、植栽などによる景観形成といった活動を行う農業者を含めた組織に対する交付金であります。

28 節繰出金につきましては、忠類地域の農業集落排水特別会計に対する繰出金であります。

8 目土地改良事業費、予算額 2 億 5,793 万 8,000 円、本目につきましては土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 から、119 ページになりますが、細節 10 までにつきましては、道営農地整備事業の負担金であります。

細節 11 と細節 12 は、それぞれ平成 30 年度と平成 31 年度に新規事業着手を目指している地区の計画樹立調査の負担金であります。

120 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額 4,446 万 9,000 円、本目につきましては林業振興にかかわる経費であります。

7 節賃金、8 節報償費につきましては、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除にかかわる経費であります。

本年度におきましては、鹿 660 頭、キツネ 230 匹、ハト・カラス約 1,100 羽を捕獲する計画としております。

121 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 9、10、11 につきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節 9 は森林組合に対する補助、細節 10 は除間伐、細節 11 は造林にかかわる補助といたしまして、一般民有林についてそれぞれの森林整備事業を実施する森林組合に交付するものであります。

細節 12 は、国の事業で、有害鳥獣の捕獲にかかわる経費に対して補助するものであります。

細節 13 は、民間事業者が導入を図るコンテナ内生産基盤施設としてパイプハウスと散水施設及び木質バイオマス利用促進施設としてまき割り機やバックホーの導入に対する補助であります。

122 ページになります。

2 目町有林管理経営費、予算額 5,293 万 5,000 円、本目は町有林の管理経費であります。

15 節工事請負費が主なものであります。

細節 1 は、町有林の下草刈り 72.95 ヘクタール及び除間伐 49.96 ヘクタール、細節 2 は町有林の皆伐 15.67 ヘクタール、細節 3 は、町有林の地ごしらえ 27.94 ヘクタール、植栽トドマツ 16.14 ヘクタール、台風被害跡地の特殊地ごしらえ 3.64 ヘクタールであります。

3 目育苗センター管理費、予算額 5,308 万 1,000 円、本目につきましては忠類育苗センターの管理運営に要する経費であります。

13 節委託料が主なものであります。

また、本年度におきましては、トドマツ 11 万 5,000 本、アカエゾマツ 9,000 本、合わせて 12 万 4,000 本の出荷を見込んでおります。

123 ページになります。

18 節備品購入費は、平成元年に導入した床がえ機 1 台の更新に係る費用であります。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

田口委員。

○委員（田口廣之） 113 ページ、19 節の細節 15、酪農ヘルパー有限責任事業組合補助金に関してです。

昨年、酪農家の方 2 名が、ヘルパー組合に入っていた方です。牛乳を自主販売すると。農協に売らないとか農協を通さないということで、自主販売に踏み切った酪農ヘルパー組合に入った 2 軒の農家の方が、脱退届を出せということで 2 人脱退届を書かされました。書かされたのですね、ヘルパー組合のほうから脱退しろと、そういう事案がありました。これは、町の補助金を出している性質上、違う動きとか、違う活動とか、事業をしているのではないかと思うのですけれども、どうお考えですか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 酪農ヘルパーに関するご質問ですけれども、酪農ヘルパーの責任事業組合の規約がございまして、その規約の中に、組合員としましては農協に生乳を出荷するものという規定がございまして。今回 2 人脱退された方につきましては、農協以外に出荷するという事で脱退届を出されたという状況でございまして。

○委員長（岡本眞利子） 田口委員。

○委員（田口廣之） 出したのではなくて、逆にヘルパー組合のほうから、それは出した形にはなりませんが、ヘルパー組合のほうからそういうことを言ってきて脱退したという経緯です。

それと、町として、そうしたら牛乳を農協に出さないとかヘルパー組合に入れないよということは、もっともだと思っているということですか。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） あくまでも規約にのっとって、そこら辺は判断されるものだというふうに考

えております。

○委員長（岡本眞利子） 田口委員。

○委員（田口廣之） これは、やはり町内の酪農家のために、町は補助金を出していると思うのですよ。違いますか。

いやいや、だから、補助金の使い道に関しては事業組合に丸投げというか、その規約のとおりで、使い道がいいということなのはわかりますけれども、基本的に町内の酪農家に対して補助金を出しているという認識ではないのですか。

○委員長（岡本眞利子） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 酪農ヘルパー組合からは、農家の方から出されたというお話だったものからです。まずは、その事実関係をちょっと再確認させていただきたいと思います。

また、規約上の法的な関係につきましても、改めてちょっと調査をさせていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 田口委員。

○委員（田口廣之） 事実関係もそうなのですから、あくまでも、これは公平に使われるべき税金というか補助金であって、酪農家のために町は出していると思うのですよ。だから、脱退された方は、例えば違う組織をつくってくれと、その方はもう一人でもう 365 日搾乳している方で、誰もその仕事を担ってくれる方がいない方なのです。切実な状況の中で抜けると、それはもう自分から出した書類にはなっているとしても、酪農家の方の本意は違います。事実関係を確かめる前に、酪農ヘルパー組合だけではないかもしれませんが、補助金を出している以上は、町内の事業者、農業者に対して補助金を出しているという大前提のもとに使われるべきだと思われ、それをきちんと使われていなかったら補助金を取り消すだとか、もっと強硬な姿勢をとってほしいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 112 ページの 1 項農業費、5 目畜産業費についてお伺いいたします。

前年度、家畜ふん尿バイオマス導入調査がありました。今年度では継続調査もなく、全く項目からなくなっています。ということは、町としても一定の方向性が見えたのではないかと思うのですが、どのような方向性が見えたのか、お伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 昨年、実施しましたバイオマスの調査の関係でございますけれども、本年度調査した結果、一部地域についてはその可能性があるということで調査結果が出ております。それ以外の地区は、北電の関係になりますけれども、ちょっと変電所の容量が足りなくて、ちょっとそうした改修費がかかるということで、若干、可能性が低いといえますか、できる地域に比べたらちょっと可能性が低いのですけれども、町としましては今年度、実際、予算は計上しておりませんけれども、さらに調査のほうを進めまして、さらに地域の方々も、昨年、調査の中で勉強会ですとか、あと視察等を実施いたしましたけれども、なかなかちょっと参加率が低かったということで、そうした勉強会も今年度、予算をかけないで実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） この循環型エネルギー、大変重要な事業です。その何人かが参加されたというお話なのですが、どのぐらいの方が参加されているのでしょうか。

そして、変電所の問題で難しいというお話でした。これについては、北電さんと協議しなければいけない問題ではありますけれども、やはり十勝圏、十勝推進事業としてバイオマス事業に導入することによって国からの補助が出るという特殊な地域でもあります。ぜひ、そういうことも考えて検討していただければと思います。

○委員長（岡本眞利子） 農林課長。

○農林課長（萬谷 司） 勉強会の参加人数でございますけれども、勉強会につきましては、忠類地域、

それと札内地域、幕別地域で計3回実施いたしております。農業者の方の参加人数でございますけれども、合計で10名ほどだったかと思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 10名というのは大変少ないです。今後も啓発もかねて調査研究をぜひ求めたいと思います。

以上です。答弁要りません。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（田井啓一） 7款商工費について説明いたします。

124ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額4億6,375万8,000円、本目につきましては商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報償費の住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、新築5件分、リフォーム175件分を見込んでおります。

住宅新築リフォーム奨励事業は、昨年度から制度を拡充しておりますが、下限額を30万円に引き下げたことなどにより、平成28年度の登録町内事業者は7事業者ふえ、60事業者となっております。

19節負担金補助及び交付金、細節5は幕別商工会に対する補助金。

細節6、7は、中小企業融資にかかわる保証料及び利息補給補助金。

細節8、9は、昨年8月の台風被害を受けた中小企業に対する早期復旧と経営安定を目的とした、北海道中小企業総合振興資金貸付融資にかかわる保証料及び利息補給を行うもので、対象事業者は1社であります。

細節11空き店舗対策事業で新規開業2件分の補助金を見込んでおります。

細節12は中小企業退職金共済制度の共済掛け金に対する補助金。

細節13は、商工会が行うプレミアム商品券発行业業に対する補助金で、昨年と同様にプレミアム分800万円と事業者取扱手数料のうち1%、48万円分を補助するものであります。昨年度より制度が拡充され、商工会によりプレミアム率は2割とし、総額4,800万円分の商品券を夏と年末の2回に分けての発行がされているところであります。

平成26年度と比較いたしますと、参加事業者は13事業者増加いたしまして148事業所となり、また利用状況では、夏の分ではありますが、飲食店や建設業での利用が伸びている状況にあります。

125ページになります。

21節貸付金は、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額872万9,000円であります。本目は消費者行政に要する経費で、7節の消費生活相談員3名分の賃金が主なものであります。

3目観光費、予算額1億1,598万円、本目につきましては、観光振興にかかわる経費であります。

11節需用費、126ページになりますが、細節30は観光パンフレットの増刷が主なものであり、細節40は、アルコ236及び道の駅・忠類の修繕のほか、音更町と池田町で組織する十勝川中流域かわまちづくり協議会の取り組みとして行っているエコロジーパーク自転車道整備に係る考古館東側通路の整備費用であります。

13節委託料は、細節5のアルコ236及び道の駅・忠類の指定管理料、細節7は道の駅・忠類の公衆

トイレ清掃委託料が主なものであります。

15 節工事請負費は、アルコ 236 の施設設備のオーバーホールやリニューアルに係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、127 ページになりますが、細節 6 の観光物産協会に対する補助金、細節 7 の特産品研究開発事業補助金 1 件分、細節 8 の日新・依田地区における町外の宿泊施設や観光施設、日本パークゴルフ協会、幕別町パークゴルフ協会及び幕別町で組織するプラス 8 プロジェクト in 幕別実行委員会への補助金が主なものであります。

21 節貸付金は、株式会社忠類振興公社に対する貸付金であります。

4 目スキー場管理費、予算額 4,640 万 9,000 円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に関する経費であります。

7 節賃金は、スキー場を管理する嘱託職員 5 人分と臨時職員 8 人分の賃金が主なものであります。

128 ページになります。

13 節委託料は、細節 8 のリフト管理委託料が主なものであります。

15 節工事請負費は、細節 1 明野ヶ丘スキー場のリフト設備のワイヤーロープの更新など、細節 2 は白銀台スキー場の暗渠工事であります。

18 節備品購入費は、平成 28 年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車購入に係る北海道市町村備荒資金組合への償還金であります。

129 ページになります。

5 目企業誘致対策費、予算額 1 億 8,979 万円、本目につきましては企業誘致等に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 4 の企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助で 15 社、投資額補助で 3 社を予定しており、細節 5 は工業用地取得促進補助金が主なものであります。

細節 7 は、平成 28 年度から補助することといたしました本社機能移転に伴う加算補助金が主なものであります。

21 節貸付金は、工業団地取得資金貸付金であります。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小川委員。

○委員（小川純文） 3 目の観光費のところであります。ページ数が 127 ページに行きまして、19 節負担金補助及び交付金という中で、細節 8 のところにプラス 8 プロジェクト in 幕別実行委員会補助金というのが 450 万円ほど載っておりますけれども、これ昨年度から途中で補正がついて始まった関係だと思っておりますけれども、これについてのちょっと中身をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問のプラス 8 プロジェクトの関係でありますけれども、昨年 12 月議会で補正予算の議決をいただきまして、本年 2 月に実行委員会が立ち上がったところあります。そこに対する補助金であります。事業の中身といたしましては、まさにタイトルどおりプラス 8、8 時間、幕別町に対する滞在時間をふやしていただくという取り組みでありまして、それとともに本町発祥でありますパークゴルフを全世界に発信していこうという取り組みであります。

本町を訪れていただきます観光客の方の現状を申し上げますと、どうしても、夕方宿泊施設に来て翌朝早くには次の観光地に向かってしまうということがございますので、今回、これは地域を限定しておりますけれども、モール温泉を持つ宿泊施設ですとか観光施設、そういったところが集約されております日新・依田地区において、パークゴルフを核とした滞在型の観光振興を図ろうというものであります。

しかしながら、課題といたしましては、パークゴルフを例えば観光客の方にやってくださいと言っ

でも、地元の方が数多くやっている中でなかなか入っていけない、どうやってやっていいのかわからないという声もたくさん聞かれています。そういったことから、誰でもできるようにパークゴルフのガイドを養成したり、地域の魅力を発信する、そういったガイドを養成したりということを考えているところであります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小川委員。

○委員（小川純文） 日新・依田地域となりますと、予算の重点骨子の、先月 22 日に発表されましたあれにも若干出ていたかと思えますけれども。ということは、これはあそこの依田公園ですから、あそこのパークゴルフ場だとか、その宿泊施設のホテルだとか、多分日新といえば多分ガーデンのどこになっていくのかなというふうに思えますけれども、この観光プロジェクトという中で進める中で、その一環の依田公園の整備という中で、焼き肉場、町営で持っていて今移管して使ってもらっているはずですが、あの焼き肉場の整備とかそういうものも一体的、また聞くところによりますと、パークゴルフ場も俳句村ですか、芝の張りつきが悪いという問題の中で、周りの木も切るような話を前にされていたかと思えますけれども、そういういろんな現状のところの整備等含めて、この実行委員会というのと、そういうソフトとハードが絡んで、これ両方で 8 時間の観光というものをつくり上げていく内容なのでしょう。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ご質問のハード整備の部分につきましては、またこの次、土木費のほうで説明があるかと思えますけれども、プラス 8 プロジェクトの取り組みとはまた別、関連はするのですけれども、今回プラス 8 プロジェクトの取り組みは、国の交付金を活用してソフト事業として実施をしております。ハード整備の部分につきましては、町の一般財源を用いて実施するというものでありまして、直接この実行委員会がハード整備も行うというものではございません。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小川委員。

○委員（小川純文） 幕別も、毎度、商工になりますと、企業誘致、企業誘致という言葉が結構出てくると思うのですが、観光客が来てもらえるというのも一つの企業誘致でないかなと。それにまつわるソフトということで、これはある面でいけば、知恵を非常に出してやる事業なのかなという感じがしましたので、何とかこれは本当に幕別町も、観光立国まではいかななくても、観光立町ぐらいいけるぐらいの意気込みを持って何とかしていただいて、一つの人に来るとということは、町のにぎわいになりますので頑張ってくださいと思いますし、これは何年間ほど進めていってトータルの目標としているのか、最後にそれだけお聞かせください。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） この事業につきましては、国の交付金を活用して 3 年間の事業で実施をしておりますけれども、この取り組みと合わせまして、町また観光物産協会でもさまざまな観光客の誘致活動を実施しております。3 年後には、今この地域限定のプラス 8 プロジェクト、それを町の取り組み、観光物産協会の取り組みと一体として、もちろん全町的な取り組みに発展させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今のその観光に関する関連なのですが、北十勝 4 町で観光情報を海外発信ということで、外国語サイトで発信するというのが新聞に載ってございました。近年、やはりインバウンドということで、訪日外国人旅行者を取り込もうとする機運が高まっております。

それも含めて、町でのインバウンド対策というか、観光者に対する例えば町のパンフレットである

とか、あと公共施設ですね。ちょっと聞いた話によりますと、ナウマン記念館あたりは中国語、中国の方が来られて、その説明するのに何にも資料がないのでどうすることもできないと。英語はある程度はあるのですけれども、最近、中国、台湾というのが多くなってございます。また、明野ヶ丘スキー場でも、今回、外国人、マレーシアを誘致して、これを積極的に活用するという町としての機運も高まっているところであると聞いております。その辺の研究調査をされることは考えていないのかお聞きします。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） インバウンド対策でありますけれども、観光物産協会のホームページにつきましては、今、外国語表記も実際に行っております。委員ご質問のとおり、ことしの2月には、マレーシアから多くの海外からの観光客が訪れていただきました。私たちも、インバウンド対策、これは重点的に取り組まなければならないというふうには実感しております。また、このプラス8プロジェクトの中でも、海外からの観光客に対してどのような受け入れ体制ができるのか、それも含めてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、中橋委員。

○委員（中橋友子） 今のプラス8プロジェクト in 幕別実行委員会補助金なのですが、この予算の説明資料の中では、今お答えがありましたように、事業の中身、観光ガイドとそれからパークゴルフボランティアの育成、これは説明がありましたから見えたのですけれども、特産品の研究開発も行うと、ここに含められているのですよね。一体、特産品の開発というのは別にありますから、それはそれで理解していたつもりなのですが、この事業の中で位置づけられている特産品開発の事業というのはどんなふうに取り組まれるのか、まず伺います。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） プラス8の取り組みの中で、特産品開発についても計画はしております。この地域の中には、焼き肉ガーデンがございますので、そこを訪れていただく方に対して魅力のある食を提供するというのも考えております。そういったことで、まだ具体的にどういったものとか、これから研究段階ですから具体的にはありませんけれども、何とかこのプロジェクトの中で特産品開発にも結びつけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうすると、この事業における特産品というのは、事業の中だけで行う特産品開発というふうに見ていいのでしょうか。特産品開発というのは、この事業を始める前から町で取り組んでおりましたよね。それは別になりますから、そのことをお尋ねするわけではないのですけれども、プラス8の中で位置づけるということになれば、一体どんなことをするのか、実行委員会の中で特産品の研究にも取り組んで、生み出したものを観光客の人たちに提供するという考えなのかどうか、ちょっと見えなかったものですから、そのとおりのことかということですか。

それともう一つ、観光客の方たちに幕別のオリジナル商品を提供できる場所、今、食べ物の話がありましたけれども、なかなか幕別町の例えば銘菓であるとかいろんなものが、忠類の道の駅では販売していらっしゃるのでしょうか。札幌ですとか幕別の中で、そういったものだけを選んでという場所というのはないのですよね。ですから、こういうプロジェクトの中に織り込んで、特産品もつくり出すし、提供もできる、販売もできるというようなことにつながっていけば、もっと広がるのかなというふうに思うのですけれども、そんな位置づけはお持ちになりませんか。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 特産品につきましては、まさに委員がおっしゃったとおりで、これだけでということではなく、もちろん町でも特産品開発に対して補助金を出していますけれども、もちろ

ん町全体の特産品としていきたいというふうに考えております。それはもう委員と気持ちは一緒であります。

また、オリジナル商品を買う場所が少ないということでもありますけれども、これからは、もちろん町を訪れていただいた観光客の方にそういったものがどこに売っているかとか、そういったこともわかりやすく発信できるような工夫もしていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 同じくするところに無理無理いきたいと思います。それで、その提供してもらうのと同時に、提供する場所をふやさなければいけないと思うのですよ。だって、札内で例えば幕別町の何かオリジナル商品を手にしよと思ったら、本当に大変なのです。そういうところも拡充するようにして行って、8時間いてくださる中に、出会いの機会を多くつくっていただくというのも、プロジェクトの一つの役割になるのではないのかと思って聞いております。

○委員長（岡本眞利子） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 細節8の部分につきましては、あくまでも現段階では地域限定ということで進めてまいります。町内の宿泊施設でいけば、あそこにある、近くにある悠湯館とグランヴィリオ。観光施設ということでいくと、焼き肉ガーデンもそうですけれども、十勝ヒルズもあると。そこにパークゴルフ協会も入っていただいた中で、パークゴルフの普及も含めながら、まずはプラス8プロジェクトの実行委員会の中の枠の中で、いろいろそういったアイデアを出し合って、特産品に向けた調査研究をしてまいりたいという思いであります。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後の質問ですが、実行委員会のメンバー、どういう方たちで構成されて進めていく予定なのか、伺って終わります。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 本年2月に立ち上げました実行委員会でありますけれども、地域の宿泊施設が2社、また観光施設が2事業所、また日本パークゴルフ協会、幕別パークゴルフ協会、それと地元の金融機関並びに幕別町であります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 127ページ、3目観光費、19節負担金補助及び交付金、細節7特産品研究開発事業補助金、今、中橋委員の質問とちょっとかぶるかなと思うのですが、今、予算が150万円計上されております。昨年も150万円計上されております。それで、この特産品なのですが、毎年継続して開発されている商品に適用になるのか、また新規のみなのか、それから1社ということでしたけれども、そのほかの申し込みはあるのかなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 特産品開発につきましては、単年だけではなく、最長3年間まで事業期間は認めております。また、今、予算では150万円1社分見ておりますけれども、これは実際に何社来るかは、まだ現時点では予定が立たない状況にありまして、予算上は1社計上しておりますけれども、また多くなりましたらその都度、補正予算の議決をいただきたいというふうに考えております。

それと、申し込みにつきましては、今、答弁しましたように、現段階では新年度の申し込みはまだございません。相談は何件かお受けしております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 3年間認めているということでしたけれども、今、実際に商品開発されている商品があればお聞きしたいということと、それと、前段の質問では悠湯館とかグランヴィリオということでしたのですけれども、こういう開発された商品は、実際に今どういうところで売られているのか、

また、まだ商品はできていない、開発の途中だということなのですね。まだ答弁いただけていなかったごめんなさい。頭振るものだから、済みません。

どういものが開発の途上にあるのか、もし差し支えなければ、お聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 今年度は2社、お申し込みがありまして、一つ目の商品はオリジナルのチーズになります。また、もう一つの商品は野菜の粉末を使ったお茶、今開発中でありましてけれども、その2品になります。

あと、申しわけありません。先ほどのご質問で、新規の商品だけかということになりますけれども、これはやっぱり新たな商品を対象としているところでもあります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） この特産品、大いに期待したいと思います。

それで、今、1社ということだったのですけれども、やはりいろんな企業にも働きかけてはいると思うのですが、さらに地元の業者に、できれば地元の業者に、こういう研究費用がありますよということをお知らせして、ぜひ特産品の開発を進めていっていただきたいということと、それと、どういうところで売られているかということも、観光客もそれから町民も利用していただけたらと思うのですよ。そういうところもぜひ研究を進めていっていただきたいと思います。

答弁いただいて終わりにします。

○委員長（岡本眞利子） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 基本的に、この特産品開発事業の補助の中身は、新規の特産品の製品をつくることと、あとパッケージと販路拡大というものも含めて150万円補助させていただいております。基本的に、売る場所というのは、その方の事業所の売店なりで売るというのはまずは基本になるかなと思いますけれども、あと先ほど中橋委員がおっしゃられたように、そういったものを1カ所で集めてということも、これからは研究してまいりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点だけお伺いいたします。

126ページの1項商工費、3目観光費、15節工事請負費のアルコの整備工事費に1,000万円上がっています。アルコのリニューアルに係る費用だと思うのですが、どういったところを直されるのか、細かいところをお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） アルコ236の整備工事についてですが、工事の内訳といたしましては、アルコのホテルの館内のWi-Fi、インターネット環境の整備、それからレストランカウンターの内部とそれから厨房の設備増設工事、それから温泉脱衣場の壁床の補修とロッカーの補修工事、それから分煙室の設置工事、屋外看板の照明の設置工事、室内換気扇の設置工事、それから温泉水の熱交換器の、これは温泉水ですから配管上の工事になりますけれども、最後に、停電時対応といたしまして電源の切りかえ盤の設置工事、以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） わかりました。設備、本当にかかわるものであるのかなというふうに感じております。

やはり忠類地域、今後、幕別町の観光の中心地になるのではないかなというふうに思っております。そうした中でも、マウンテンバイクのサイクリングコースとか整備されてきました。しかし、入り口にある、マウンテンバイクがただ飾ってあるだけで、何なのかわからないような状態でしたりとか、やはりやり方というか、整備するのはすごく大事なのですが、ほかにももうちょっと整備していただきたいところもあるのではないかなというふうに思っております。そのところもぜひ検討して、

忠類の協議会と一緒にやっていただければと、忠類の新しく来る民間さんのところとやっていただければと思うのですが、その辺については、別ですからあれですけれども、それについては一緒にやっていくということになるのでしょうか、お伺いいたします。観光地の整備については。

○委員長（岡本眞利子） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） 今回、アルコの工事ということで計上していますものは、ホテルの改修部分がほとんどですが、アルコそれから道の駅それから記念館、ナウマン公園等含めて、全体としてあそこの魅力を高めていきたいと。その場合に、今度の指定管理者及び委託業者と連携しながら魅力発信に努めていきたいと考えております。

○委員（野原恵子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、7款商工費の質疑を終わらせていただきます。

この際、16時30分まで休憩いたします。

16:19 休憩

16:30 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 8款土木費について説明いたします。

130ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額2億2,961万円、本目は町道の維持管理に要する経費であります。

13節委託料、細節1は幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道管理委託料、細節2は植樹ますなど除草作業などに係る就労センターへの委託料、細節6は札内駅人道跨線橋のエレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、除排雪に係る民間の除雪機械40台及び排雪用ダンプなどを借り上げる経費であります。

新雪の一斉出動のほか、幹線道路の路面整正や拡幅作業などの2次除雪及び排雪作業や吹き込み除雪などの経費を想定しております。

なお、平成29年度の除雪は、町道1,024路線882キロメートルのうち、車道除雪は915路線651キロメートル、歩道除雪は134路線110キロメートルを予定しております。

16節原材料費は、町道維持管理の切り込み砂利や舗装合材などの資材購入費であります。

131ページになります。

2目地籍調査費、本年度予算額5,623万8,000円、本目は地籍調査に要する経費で、13節委託料、細節6は、字弘和、字勢雄、字駒島、字中里の各一部、36.2平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節7は、土地の異動に伴い、地番図データを修正するための費用であります。

132ページになります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額581万円、本目は道路河川の経常的な管理に要する費用であります。

7節賃金につきましては、107カ所の樋門樋管を管理するための62人の管理人賃金であります。

133ページになります。

2目道路新設改良費、本年度予算額1億8,741万3,000円、本目は町道の改良舗装など道路の整備

に要する経費であります。

13 節委託料、細節 6 及び 7 は来年度以降に事業を実施する路線の調査設計に係る委託料であります。

15 節工事請負費、細節 1 から 10 までの事業内容につきましては、道路改良舗装工事や歩道の新設、再築工事並びに車道オーバーレイ工事などであります。

平成 29 年度の道路整備は、継続事業 5 路線、新規事業 4 路線を予定しており、地域別では幕別地区 6 路線、忠類地区 3 路線の整備を予定しております。

なお、工事ごとの事業量は、延長で申し上げますと、道路改良舗装工事が 341 メートル、道路改良工事が 137 メートル、歩道の整備が延べ 1,007 メートル、車道オーバーレイ工事が 956 メートルを予定しております。

134 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、工事及び業務の積算に使用する北海道士木積算システムを使用するための負担金であります。

3 目道路維持費、本年度予算額 5,365 万円、本目は町道維持補修に係る経費であります。

15 節工事請負費は、舗装及び縁石さらに雨水ますなどの補修のほか、区画線の引き直し、突発的な復旧工事に要する経費であります。

4 目橋梁維持費、本年度予算額 5,330 万円であります。

本目は、町道に係る橋梁の維持補修費及び音更町と共同で管理している十勝中央大橋の管理費負担金に要する経費であります。

13 節委託料、細節 5 は、幕別町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、法律で 5 年に 1 度実施が義務づけられている橋梁の定期点検のうち、40 橋の点検に要する委託料であります。

15 節工事請負費、細節 2 は、相川 20 号橋のほか 1 橋の橋梁補修工事であります。

135 ページになります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 4 億 6,077 万 9,000 円、本目は都市計画に関する経常的な費用であります。

1 節報酬は、都市計画審議会 4 回分の委員報酬、13 節委託料、細節 5 は、都市計画の変更に係る資料作成、各種調査検討に係る費用であります。

136 ページになります。

2 目都市環境管理費、本年度予算額 1 億 2,346 万円、本目は公園及びパークゴルフコースの維持管理に要する経費で、11 節需用費のうち、細節 21 から 25 は、主に公園照明やトイレに係る光熱水費であり、細節 40 は、公園施設、草刈り機などの修繕料であります。

137 ページになります。

13 節委託料、細節 5 は、パークゴルフコースや公園緑地などの芝刈り及び清掃の委託料のほか、フラワーガーデンや果樹の管理委託料であります。

細節 11 公園施設管理委託料は、公園やパークゴルフコースの日常管理、遊具の定期点検などの業務委託料であります。

細節 12 公園環境整備委託料は、主に就労センターに委託する公園トイレの清掃や公園花壇の草取りなどに要する費用であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、春先の遊具の点検後に行う補修、細節 2 は、各種施設の維持補修に要する費用であります。

16 節原材料費は、公園の花壇に植える花の苗やパークゴルフコースの芝生、肥料などの購入費用であります。

3 目都市施設整備費、本年度予算額 1 億 1,788 万 6,000 円、本目は公園施設の整備に要する経費であり、138 ページになります、13 節委託料は、公園施設長寿命化計画の策定に係る費用であります。

15 節工事請負費は、街区公園 2 カ所と猿別川河川緑地、新田の森、依田公園、ナウマン公園の公園施設整備に係る費用が主なものであります。

依田公園につきましては、焼き肉ガーデンの改修を予定しており、平成 29 年度の営業期間の終了後に工事を予定しております。

また、ナウマン公園の親水施設につきましては、夏前に供用できるように進めてまいりたいと考えております。

4 目都市防災施設整備費、本年度予算額 2 億 3,108 万 1,000 円、本目は防災まちづくり拠点の都市防災施設の整備に要する費用でございます。

13 節委託料は、札内南コミセン敷地内に設置する防災備蓄倉庫の実施設計に係る費用、15 節工事請負費は、札生北通整備工事、札内コミプラ敷地内に設置する耐震性貯水槽整備工事、さらに札内コミュニティプラザ外構工事、旧札内福祉センターの解体工事に要する費用であります。

139 ページになります。

17 節公有財産購入費は、札生北通整備に係る用地の買収費用であります。

18 節備品購入費は、耐震性貯水槽設置に伴います応急給水設備の購入費であります。

4 項住宅費、1 目住宅総務費、本年度予算額 246 万 2,000 円、本目は公営住宅関係の事務などに係る経費で、嘱託徴収員の賃金などが主なものであります。

140 ページになります。

2 目住宅管理費、本年度予算額 4,210 万 5,000 円、本目は町が管理する 876 戸の公営住宅等の維持管理及び修繕などに要する費用であります。

7 節賃金は、公営住宅管理人 22 人分の賃金、11 節需用費、細節 40 は、壁、床、建具などの一般修繕費用であります。

141 ページです。

15 節工事請負費は、営繕工事に要する経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本年度予算額 2 億 2,284 万 5,000 円、本目は公営住宅の建てかえのほか公営住宅長寿命化計画策定に係る経費であります。

13 節委託料は、2 年締めとなります春日東団地建てかえ工事に係る工事管理業務、また平成 29 年度に見直しを行う予定でございます住生活基本計画と公営住宅長寿命化計画策定に係る委託料。

15 節工事請負費は、春日東団地建てかえ事業に係る費用で、細節 1 は本年度建設する 2 棟分の建設工事、細節 2 は外構工事の費用、細節 3 は 3 棟分の解体工事の費用であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、ここで質問を予定されている方を確認いたしますので、挙手をお願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（岡本眞利子） この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、9 款消防費の審査が終了するまで行いたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議がないようでありますので、本日の委員会は 9 款消防費の審査が終了するまで行います。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

東口委員。

○委員（東口隆弘） 138 ページになります。

3 目都市施設整備費、15 節工事請負費です。この中に、都市公園等整備工事費ということで、先ほど説明がありましたナウマン公園の整備費ということで、夏に向けて、夏までにウォータースライドというのですか、水の中に滑り込む滑り台が完成をするという説明をいただきました。

それで、この工事、水の中に入って行く滑り台のアンケートというのを、小学校へ行ってお受けを

したということで、多分もっと小さい子も保育所の子たちも、それから小学生も利用するのであろうなというふうに思っております。

それで、この整備計画の中に、水の中へ入ってぬれたお子さんたちの更衣室、もしくは、もう既にナウマン公園で遊んでいた子がトイレが間に合わなくなったという事例もあります。それで、更衣室とトイレの建設についての考えはないのかどうかお伺いします。

○委員長（岡本眞利子） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） ナウマン公園親水遊具の更衣室またトイレの関係であります。

まず、更衣室についてであります。更衣室につきましては、先ほどの説明があったとおり、夏までというところであります。恒久的なものは現在考えてございませぬけれども、状況を見ながら更衣室については簡易なもの、これはもうベジタとか管理棟がございませぬので、そちらのほう、またはほかの方法もないか検討してまいりたいというふうに考えております。

トイレについてであります。トイレにつきましては、現在、JA 忠類の畜産物直売所のベジタ、こちらのトイレを公園用トイレとして、合併後使ってございませぬ。このトイレにつきましては、いまいち利用者の方々もわかりづらいというところもございませぬ。ここの既存のトイレの案内表示、こちらのほうをわかりやすく行いつつ、また近くに道の駅のトイレがございませぬ。ベジタで混雑しているときには道の駅を利用できるような、そういった表示のほうもしたいと思っておりますし、また、距離数を入れて、例えば公園の中心部から公園までこのぐらいありますよと、そういうことを入れつつ、公園の入り口にも入れて、お漏らし対策と言ったら変ですけども、保護者の方々に周知をして既存のトイレを使っていたきたいというふうに考えております。

また、遊具はリニューアルオープンしてまだワンシーズンたつてございませぬので、ここの利用状況、こちらのほうを精査していくことが大切だと思っておりますので、そういったことを見ながら見きわめてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 調査をしながら利用状況を見ながらということで、更衣室については簡易なものということですが、どの程度のことを考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思うのですが、小学生あたりになると、もう既に着がえをする場合は男女が別になるというような現状もあります。保育所についても、現状、トイレは男女が一緒であるということもありますが、更衣、着がえをするに関してどの程度のことを考えているのか。また、その利用状況を見ながら検討していきたいということですが、どの辺でしっかりしたものをつくるような考えがあるのか、基準はどこにあるのかということをお伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） まず、カーテンの関係でございませぬ。

遊水施設、例えば帯広でございませぬけれども、こちらは更衣室はございませぬ。そして、利用者は多分トイレとか車でしているのだらうというふうに推測するところであります。

私どもも、遊水施設を提供するというのもございませぬので、カーテンの仕切りを考えたいなどは思っております。ただ、これはまだ考えている最中でございませぬ。

それと、利用状況でございませぬけれども、これから夏に向けて、オープンした後にお客様が見えらるることと思っております。平日は、職員が直接午前中、午後、一定程度滞在して来客者数とか、あとトイレの利用状況等を見ていきたいというふうに考えております。あと、休日とか祝祭日、こちらにつきましても、毎回ではないですけども、適宜見ていってまいりたいというふうに思っております。それと、あと利用者の声もお聞きしていきたいというふうに考えております。

以上でございませぬ。

○委員長（岡本眞利子） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 職員の方には、大変お手数をかけることにならうかなと思っております。

昨年、遊具についても4カ所新設をして、入れかえをしていただいて、これはよく言われる話です

が、来客というか公園で過ごされる方も、高規格道路を利用し更別に寄ったり忠類のナウマン公園に寄ったりというその連携も考えられるだろうと。更別にない遊具が忠類にある、忠類にない遊具が更別にあると、こういうめぐり歩くような方も考えられるのではないかなというふうに思います。

それで、先ほどトイレの関係について、ベジタの暗いトイレ、それから道の駅のトイレ、距離を表示することによって予防を呼びかけていくという話ですが、やはりナウマン公園は非常に過ごしやすいという評判でございます。これから遊具も新しくなり、多くの方々が家族連れできっといらっしゃるのではあるのかなというふうに思います。それで、ベジタのトイレ、それから道の駅のトイレは距離的にもありますので、今後調査をしながら、どこら辺で新しい施設をつくろうという考えがあるのか、お伺いをします。

○委員長（岡本眞利子） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） まずはシーズンイン、そしてゴールデンウィーク、あとお盆等々、人の入り込みが違ふと思いますので、そこら辺を見ながら、そして先ほどもお話ししましたけれども、既存のトイレ、こちらのほうをどのように皆さんが理解していただいて、協力していただいて使われるか、そこら辺をお声いただきながら、また私たちの目で見ながら、最低ワンシーズン終わるまでは、ちょっとそこら辺は見させていただいて、見きわめてまいりたいというふうには考えております。

○委員長（岡本眞利子） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 見きわめる、例えば入場者数、それを明確にすることは今できますか。

○委員長（岡本眞利子） 経済建設課長。

○経済建設課長（川瀬康彦） 今、その見きわめる数字というのは根拠がないものですから、ここでお話しすることはできませんけれども、昨年のリニューアルオープン以来、休日につきましては、その場での瞬間の入込み者数でしたけれども、130人ぐらいいました。その方々は、特段ベジタのトイレ、その苦情というのはなかったような状況であります。ただ、その人数につきましては、これからお声いただきながら判断させていただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 私が聞きたいのは、何人来場者があつたら新設のトイレをつくるかどうかと、それから更衣室も含めて、ベジタをいつまでも利用するという事はなかなか考えづらいのではないかなというふうに考えておりますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（伊藤博明） 実際に、その公園の利用の状況を、日中あるいは土曜日、日曜日、祝日に、現場に張りついてカウントするというわけにはまいりません。ですので、今、課長が申し上げましたように、日中であれば一定の時間、公園に足を運んで、私たちの想定する公園に来場される方の滞在時間、こういったものも当然影響してくると思いますので、そういった状況を見ながら、なおかつ今シーズンにあっては、今のベジタから道の駅で大体170メートルありますので、小さい子供さんですと10分ぐらいかかりますから、そういったものを、入り口のところに表示をするなどして対応しますけれども、これはちょっと今聞かれたものとは違いますけれども、実際に数字でもって示すというのではなくて、やはりそういった込み合った状況というのを折に触れて見ながら、その上で判断をしてまいりたいと考えております。

○委員長（岡本眞利子） 東口委員。

○委員（東口隆弘） 余りしつこいことを言うと指摘があるかもしれませんが、適切な数字を見きわめていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 同じ忠類地域の者でありますから、このトイレに関しては、私、質問した経緯がございますけれども、遊具ができる前に、私、質問したはずで。それで、ベジタのトイレは、男子

トイレはベジタのトイレ自体を改築したわけですが、女性用トイレが1カ所しかないのですよね。これは、これから観光入り客、ウォータースライダーの調査をする以前に、もう完全にこれは少ないと、これはわかり切っていることだと思うのですけれども。

町長の執行方針の中にも、地域性あふれる観光の振興ということで、高規格道路が開通したと、観光客の入り込みが見出せると、ナウマン公園の遊水遊具の新設等、入り込み客は当然ふえるということを書いてございます。また、公園整備についても、ウォータースライダーをやるのですよ、ナウマン公園親水滑り台を新設しますよ、これは割と観光に重点を置いた町長の町政の執行方針だと思うのですけれども、やはりこれ、最初からわかり切っていることを、つけ焼き刃で対処するということで、簡易な着がえ場所、この施設に関しても案内板とか経費は当然かかるわけですよね。これは、何か捨て石のような感じがするのですけれども、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） ナウマン公園の中で、そういうトイレ、着がえ等の施設、こういうものが果たしてどういう機能を持っていて、どれぐらいの規模で、そしてどのような構造、それとその位置はどの辺がいいのか、こういろんなことをきっちりと考えていかなければならない。それには一定のやっぱり時間をかけながら、そしてもしつくとしたら金額もある程度高いものになるということが想定されますので、これは3カ年の実施計画の中で、町全体の事業の中でやはりこれは検討していかなければならないと、そのような認識であります。

ですから、まずはことし1年につきましては、既存の施設の中で工夫をしながらやっていくということでありまして、ですから再三申し上げているのは、既存のベジタのトイレそれと道の駅のトイレ、これも実際に活用できない距離ではありませんので、そういうものを利用者にわかりやすく表示して、そのような中で対応していきたい、そのように思っているところであります。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） わかります。わかるのでありますけれども、例えばナウマン公園全体を見たときの計画ですよ。利用者にとって、やっぱりいいものをつくらうとしてウォータースライダーとかつくるわけですから、それに対して、来ている人に安心して利用していただくということは、これは附帯施設というのは必ず考えなければいけないことだと思うのですよ。利用をしていってつくるのではなくて、全体の中でこれも含めた考え方を持つのが、私は当然だと思うのですよね。

産業建設常任委員会の委員で、所管事務調査で言った経緯がございまして、その中でも、全員協議会の中でしたか、これは絶対必要だということでも産建で意見は統一されているはずですよ。それも町長はご存じだと思うのですけれども、その辺を含めて、もう一回だけ答弁お願いします。

○委員長（岡本眞利子） 副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 繰り返しになるかもしれませんが、ウォータースライダーだけで物を考えるのではなくて、あくまでも公園全体、ですからパークゴルフ場もありますし、またいろいろな28年度中に整備した大型の遊具、そういうものもありますから、どこの場所がいいのか、そういうことも含めて、これは慎重に検討する必要がある、そのように思っているものですから、いま一度、少しお時間をいただきたいと、こういうことであります。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） ちょっとしつこくなるのですけれども、やっぱり先ほど言ったように、私は絵を描くときに、ここに何が要るよねと、遊具は1億2,000万円で作ったよね、ウォータースライダーを追加でやりましたよね、そうしたら当然ベジタのトイレ、これでは狭いよね。そうしたら、次、次年度にこれは要るよねということになると思うのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（岡本眞利子） 町長。

○町長（飯田晴義） これはないよりはあったほうがいい、これはもう間違いがないというふうに思っているわけでありまして。まず、先ほど支所長も申し上げましたけれども、滞在時間もあるわけですよね。1時間いてトイレが要るかといえば要らないですから、どのぐらいの時間遊んでいただけるのか、

そういう利用の実態もありますし、あるいは、これはもう教育にもつながりますけれども、きっと親がトイレまで、あそこにトイレがあるのでしたくなったら、もようしたら言ってね、あらかじめ言うのだよ、そんなこともあるわけですから、まずは利用の実態として、どのようなことになるのだと、そうした中でこれはぜひとも必要なものとなれば、それは設置しなければならないと思いますし、ベジタというのは昭和63年に建った施設ですので、あれをかわりに使うとしてもいつまでも使えるわけでもありませんので、あのナウマン公園全体の中で、どこにトイレを、あるいは休憩室というか更衣室をそういったものをつくるのがいいのかということは、今すぐではなくて、やっぱり1年なりの利用実態を見た中で、どこの位置にこういった施設が必要なのかということを見きわめたい、そうした上で判断をしたいという考え方があります。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 一つは、130ページの道路管理費の13節委託料、除排雪を含めまして計上をされております。毎年、ここで除雪のあり方などについてたゞさせていたゞいてきたのですけれども、今年度は幸い一度に大雪が降ることが少なく、排雪等についてもそんなに支障なくきていたのが現状だと思います。しかし、一昨年のような大雪が来ると、住宅の外の排雪場所が足りなくてなかなか困難を期しているという現状を訴えながら、何とかその排雪場所の確保をふやしていくことができなかつたのでした。新年度の予算の中では、どのようにそのことが計上されているのか、全く今までと変わらないのか、改善されたのか伺います。

次に、141ページ、公営住宅建設事業費の中で、これは関連になってまいります、現在は、春日東団地の3カ年計画の中での建設工事が進んでおります。それで、今までは公営住宅のマスター計画ストックプランがありまして、そういった中で古い公営住宅の建てかえなどが順次予定されていることが示されてきました。ここに来まして、新たに長寿命化計画も立てているということもあるのですけれども、建設そのものも一度にいろんな団地に手をつけるということは不可能でしょうから、今後、古い住宅、春日が終わった後には泉町であるとか、札内関係ですね、あかしや台であるとか桂町であるとかというふうに順次手がけていかれるのだろうと思います。

そういった流れを、どんなふうに計画を持っていらっしゃるのか、特に昨年の予算では、桂町団地の地耐力検査というのも調査されております。その結果を生かした計画につながっていくのだと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 初めに、除雪費ですね。排雪場所の確保、新しく新年度はされたかということだと思います。新年度につきましても、これまでと変わらず、札内地区でいきますと稲士別の雪捨て場、幕別地区につきましては旭町雪捨て場、あと忠類地区と、各地区3カ所、公共の雪捨て場を確保しているところでございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 私のほうから、公営住宅の建てかえ事業についてお話しさせていただきますが、現在、公営住宅の建てかえあるいは大規模修繕に係りましては、公営住宅等長寿命化計画、この一本の計画で全て行っております。これから来年度、計画を策定いたしますので、あくまで原課のちょっと考えとしてお聞きいただきたいのですが、ベースといたしましては古い団地から建てかえていきたいと思っております。

ただ、あかしや南団地につきましては、給排水の関係がかなり老朽化が進んでおりまして、上下階においてかなり被害が出たりとかそういった実態もございますので、我々としていたしましては、あかしや南のほうを先行して、その後、古い団地から順次整備を進めていくという方針で計画を進めていければなと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。排雪場所については従来どおりだということで、これはあくまでも、いわばこの3カ所というのは大規模な排雪場だと思うのですよね。

なかなか難しかったのですけれども、団地内の空き地の活用であるとか、依頼をするだとか、あるいはもう一つ、ここはなかなかクリアできないのですが、公園の有効活用だとか、そんなことを申し上げてきておりました。それとあわせて、地域の方たちと一体となった除排雪に向かう改善計画、これも一般質問等で議員から提案があったところです。こういったところを一緒に地域の方たちと取り組みながら、細かな対応ができるような排雪体制というのは課題であろうかと思えます。ぜひ検討といいますか、調査研究を重ねていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、公営住宅のほう、実は私も思っておりました。あかしやにつきましては、既に住民の皆さんの意向調査、アンケート調査をされておりますよね。それだけに、建てかえを待ち望んでいるという現状もございます。同時に、課長がおっしゃられるように、大変なトラブルがやっぱり続いているということもありますので、ぜひそういった計画を早い時点で示していただいて、これは今回の長寿命化計画の中の予算も計上されておりますけれども、そういったことが盛り込まれて公表されていく、つまりこの計画が完成されるというのは、いつ、今年度に全部完成して示していただけるのかどうか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 除雪のご質問でございます。排雪場所なのですけれども、大規模な排雪場所とって、町で用意した排雪場所ですので、今、中橋委員おっしゃっているのは、団地内に排雪場所をとということだと思うのですけれども、ことしからいきますと、調整池というところがございまして、暁の調整池や何かは、ことしから地域の雪を捨てる場所として、ゲートを新たにつけて、そこから地域の方が雪を捨てられるような工夫もさせていただきました。

それと、公園を排雪場所にというお話、これ去年からずっと出ているのですけれども、やはり公園に雪を捨てるとなると、やっぱり子供達の安全をどういうふうに考えるかという問題があって、なかなかちょっと難しいところがあって、近隣町村ですとかいろいろなところもちょっと調べてはいるのですけれども、やっぱり子供の安全をどう大人が守るかというところていきますと、なかなか公園には簡単にはちょっと今の段階では捨てることはできないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 都市計画課長。

○都市計画課長（吉本哲哉） 住生活基本計画と公営住宅等長寿命化計画の件ですけれども、一応、来年度早々に発注いたしまして、年度内、来年の3月ぐらいには最終的なまとめが終わって、公表できるかと思っております。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 長寿命化計画のほうはわかりました。来年の3月までにということ期待をしたいと思えます。

公園のことです。いつも同じ議論をしていまして、やっぱりちょっと進まなければいけないと思うのです。もちろんそれぞれの目的があってできている施設ですから、そこは優先されるというのは当然のことだと思います。しかし、いろいろ知恵を出していかなかったら、住民の安全、大局的に見て確保できないという現状が存在していることも事実だと思います。それで、提案があったように、公園の管理などは、ほとんどその地元の公区の方たちが、夏などは草刈りも含めて、石拾いも全部やっけてきているのが現状です。大きいところは委託されていると思うのですけれども。そうすると、一番住民の方たちが守っている公園がどんな使い方をされていくのか、住民たちにとって使い勝手のいい、しかも目的に沿ったものというの、みんな知恵を出し合えると思うのですよね。だから、そこは対立する関係ではなくて、一緒になってそのことを、これから公区長会議もあるでしょうし、一緒に

みんなで町をつくっていくという意味では、出前講座などもやられて、いろんなその距離を縮めながらやってこられていると思うのですよね。その中のテーマの一つとして除排雪というのを位置づけていただいて、そして一般質問では旭川の事例なども示されて、雪押し隊も地域ではつくられているのだよとかということを私たちも勉強してきて、学んできましたので、そういうところで生かされて、ちょっとでも改善するという方向を持っていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 除排雪の問題につきましては、なかなか議論が尽きるところがなく、本当に永遠の課題かなとは思いますが。

今、中橋委員おっしゃられるように、団地内の公園につきましても、団地内が、団地内の人と一緒に年をとったり若返ったりします。なので、その時々公園の使い方、使われ方というものもあるのかなというふうに思っております。

できれば、ご自身の敷地の中の雪についてはご自身の敷地の中で処理していただくということが原則ではございますけれども、どうしても車道の除雪についてはかき分け除雪をしている都合上、そのかき分けされた雪が玄関先に置かれて、その雪を捨てる場所がないというのがありますので、その辺については、委員がおっしゃられたように、公区長会議や何かの場面でもいろいろなご意見をいただいておりますので、今後、諦めずにいろいろと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

小島委員。

○委員（小島智恵） 132 ページ、1 目道路橋梁総務費の 7 節、9 節の樋門管理に関してなのですが、説明では 107 カ所 62 人が管理していくということなのですが、新聞報道で知る限りなのですが、昨年の台風、大雨の大変な状況を受けまして、大変負担が大きいといったことでして、樋門の管理人 7 人の方がやめたいという辞意を申されているということでありました。地域で意見交換会が開かれたと思うのですが、今後、全ての樋門をしっかり管理していけるのか懸念があるわけなのですが、どういった実態なのか、また今後、管理人のなり手確保ができる見込みはあるのか、また対策はどのようなことを考えられているのかお伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 樋門管理人のご質問でございます。

今、樋門管理人 62 名、樋門箇所が 107 カ所ですね。うち 101 カ所が道の管理施設で、6 カ所が町の管理する樋門でございます。新聞でも出ましたけれども、7 人 14 カ所の樋門管理人さんが、去年の 8 月の台風の件で、もうそろそろやめたいと。これ背景には、管理するのが大変だということもあるので、高齢の方もいらっしゃるなかして、それを含めて全員で 7 人と。

今現在、後任の方が見つかったところもありまして、7 人のうち 5 名が見つかっていると。後任の方を見つけたのと、あと今やっている方がもう一年やってもいいよと。これは、北海道さんですとか開発さんが一生懸命、樋門周辺の環境整備もしていただいておりますし、そういう状況も見てもう一年やっていただけたというところで、全員で 5 名は今見つかっておりまして、あと 2 名は今交渉中というか、まだ確定はしておりません。ですので、7 名のうち 5 名は見つかった状況です。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） あと 2 名、まだちょっと見つかっていないということで、それでも時は待ってくれず、ことしも大雨の災害がやってくるかもしれないといった状況だと思うのですが、2 名交渉されているということで、高齢化というそういった問題もあるので、意見交換会ではさまざまご意見があったと思います。しっかり受けとめなければいけないことだと思うのですが、その意見の中に、ポンプ排水施設の設置を検討してほしいといったご意見もあったかと思っております。手動だけではなく、そういった機械の整備によって、管理人の方の負担軽減にもつながっていくもの

だというふうには思うのですけれども、そういったことはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 樋門管理人さんとの意見交換会、3会場で意見交換をさせていただきました。私たちも樋門管理人さんから直接お話を伺って、当初は、樋門管理人さん1人に責任というか、押しつけるのではなくて、地域でバックアップ体制あるいは後方支援的なことをできないかということで、いろいろご相談させていただいたのですが、やはり河川ごとに考え方がいろいろあって、山の上に住んでいる人が、川まで見にきたりだとかということはなかなか難しいだろうと。樋門管理人さんも一生懸命やってくれている人もいらっしゃるって、自分の畑を守るために一生懸命やっているのですけれども、関係ない人が来られて、逆に邪魔になるだとかそういう意見もありまして、なかなか地域で見守るような体制づくりはちょっと難しいというふうにご考えております。

あと、ポンプのお話が出ましたけれども、ポンプをこの107カ所全部に入れるというと、莫大なポンプの数になるものですから、なかなかちょっと現実的ではないのかなと。今現在やっているのは、住宅を守るようなところについては入れているような状況でありますし、札内地区でありますと、泉町とみずほ町には強制排水施設を平成12年ごろにつけたような状況でございます。農地については上統内の排水機場、ここに大きな排水機場をつけておりますけれども、それ以外についてはポンプは入っていないような状況でございます。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小島委員。

○委員（小島智恵） ポンプなのですけれども、全箇所というわけではなく、必要な箇所があればということで今質問をしたのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） ポンプを設置するのは、樋門樋管が閉めてしまった後の内水氾濫対策にしかないのですね。樋門を閉めるまでは、やっぱり自流というのですか、堤内側の水の力で本川、本河川に流れ出る方が被害はるかに少なくなりますので、あくまでもポンプの設置というのは、樋門樋管を閉めたときには内水氾濫対策として、必要な箇所には設置をするということになると思います。先ほど土木課長が申し上げましたように、町では、まず泉町、それからみずほ町に設置してありますように、内水氾濫が起きた場合には、大きな人の命にかかわるような被害が発生するおそれがあるところについては、設置をさせていただいておりますけれども、周辺に人家がないとか、そういうところについては、あくまでも自然の災害ということでございますので、樋門樋管の操作を適正に行った上で、できる限り被害を少なくするように管理も行っていきたいというふうにご考えております。

○委員長（岡本眞利子） よろしいですか。ほかに質疑のほうはございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） なければ、8款土木費について、これで終わらせていただきます。

次に、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 9款消防費についてご説明申し上げます。

143ページをお開きください。

9款1項消防費、1日常備消防費、予算額5億1,081万3,000円であります。

とちち広域消防事務組合への分担金であります。

2目非常備消防費、予算額7,383万8,000円であります。

幕別町消防団にかかわる経費でございます。

1節の消防団員報酬、9節の旅費の災害訓練出動等にかかわる費用弁償のほか、次のページになりますが、15節工事請負費、細節1は糠内分遣所の外構工事にかかわる費用であり、18節備品購入費、

細節1は消防広報車の購入、細節2は消防団員防火衣を2年間で整備する費用となっております。

3目水防費、予算額88万5,000円であります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 9款消防費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、あすの委員会は午前10時から開会いたします。

17:24 散会

平成29年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成29年3月14日
開会 10時00分 閉会 15時48分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出 席 者

① 委員(17名)

板垣良輔	荒 貴賀	高橋健雄	小田新紀	内山美穂子
小島智恵	若山和幸	小川純文	東口隆弘	野原恵子
中橋友子	藤谷謹至	田口廣之	谷口和弥	千葉幹雄
乾 邦廣	藤原 孟			

② 委員長 岡本眞利子

③ 委員外議員 議長 芳滝 仁

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	企 画 総 務 部 長	菅野勇次
経 済 部 長	田井啓一	住 民 福 祉 部 長	境谷美智子
建 設 部 長	須田明彦	札 内 支 所 長	坂井康悦
忠類総合支所長	伊藤博明	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
政 策 推 進 課 長	山端広和	地 域 振 興 課 長	小野晴正
総 務 課 長	武田健吾	住 民 生 活 課 長	山本 充
都 市 計 画 課 長	吉本哲哉	経 済 建 設 課 長	川瀬康彦
土 木 課 長	寺田 治	水 道 課 長	笹原敏文
保 健 課 長	合田利信	税 務 課 長	川瀬吉治
保 健 福 祉 課 長	金田一宏美	図 書 館 長	林 隆則
学校給食センター所長	妹尾 真	生 涯 学 習 課 長	湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長	高橋修二		

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司

- 4 欠席者 寺林俊幸
- 5 審査事件 平成29年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 岡本眞利子

議事の経過

(平成29年3月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（岡本眞利子） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（細澤正典） 高橋委員、寺林委員より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（岡本眞利子） それでは、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

146ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、今年度予算額は231万4,000円、本目は教育委員4名の報酬、旅費、交際費などであります。

2目事務局費、予算額5,416万7,000円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金に要する費用であります。

1節報酬は、教育支援委員会委員9名、いじめ防止対策推進委員会委員5名の報酬であります。

7節賃金のうち、細節2臨時職員は、教育委員会事務局の事務職員1名の賃金、細節6学校教育推進員2名の賃金、細節7は子どもサポーターは「まっく・ざ・まっく」を拠点として、不登校の児童生徒に対する学習指導や相談業務なども行う臨時職員3名の賃金であり、このうち1人は北海道のスクールソーシャルワーカーを兼ねているものであります。

148ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節9魅力ある高校づくり支援事業補助金は、幕別高校、中札内高等養護学校幕別分校及び江陵高校における特色ある教育活動に対しての補助金であります。本年度は新たに、中札内高等養護学校幕別分校に在籍する生徒の教育の充実を図るため、町内の福祉、経済、関係団体などのご協力をいただき、中札内高等養護学校幕別分校地域協力会を4月に設立する運びであります。

このことから、これまで幕別高校教育振興会補助金に含めて分校分として30万円を補助していたところですが、分校の地域協力会設立後は同額を地域協力会に補助し、学校が町民に愛され、誇れる高校として発展できるよう、オール幕別体制でこれまで以上に生徒の教育活動や、地域における就労促進などについて支援してまいります。

細節10から12につきましては、白人小学校、糠内中学校、忠類中学校の各学校における周年事業が行われますことから、それら実行委員会に対する補助金であります。

細節13教育振興会交付金は、教職員の研修事業のほか、児童・生徒の英語暗唱大会、作品展の開催などに要する費用を交付するものであります。

細節16就学支援資金交付金は、高等学校に在籍する者のいる世帯に対し、就学上必要な経費を交付するものであります。

3目教育財産費、予算額1億1,517万円、本目は小中学校の校舎等の維持・管理に要する費用であります。

11節需用費のうち、細節40修繕料は、学校及び教員住宅に係る修繕料。

149ページになりますが、13節委託料、細節13の札内南小学校増築工事実施設計委託料は、平成31年度に札内南小学校の児童数がピークに達するのに伴い、普通教室が不足することから、現在、普

通教室を特別支援教室として活用している教室を普通教室に戻し、新たに特別支援教室等に特別支援教室を3教室分増築するための実施設計委託料であります。

15 節工事請負費、細節3の学校施設石綿対策工事は、札内南小学校、札内東中学校及び糠内中学校の3校における煙突の石綿除去の対策に伴う工事であります。

細節4の学校屋内運動場落下物防止対策工事は、糠内小学校、古舞小学校、明倫小学校、途別小学校及び糠内中学校の5校の屋内運動場のバスケットゴールや照明器具等に係る対策工事であります。

これにより、平成27年度から進めてまいりました小中学校の大規模地震等における学校屋内運動場落下物防止対策工事は、本年度をもって全て完了する予定であります。

細節5の幕別小学校屋内運動場屋根改修工事は、老朽化することにより雨漏りがひどいため、屋根の張りかえ改修を行うものでございます。

細節6の糠内中学校改修工事は、校舎内消防用設備の老朽化により、屋内消火栓を更新するものであります。

4目スクールバス管理費、予算額1億73万8,000円、13節委託料のうち細節5はスクールバス12路線の運行委託料、細節6は魅力ある高校づくり支援事業に係るスクールバスの運行委託料で、中札内高等学校幕別分校及び幕別高校が行う職業体験等に対して、スクールバスを運行するための委託料であります。

18 節備品購入費は、中里線スクールバスの老朽化に伴う更新であります。

151 ページになります。

5目国際化教育推進事業費、予算額1,238万5,000円は、中学校5校において英語教諭とのチーム・ティーチングにおける英語指導のほか、幼稚園、小学校にも訪問し英語指導を行うための嘱託職員2名の賃金が主なものであります。

6目学校給食センター管理費、予算額2億6,780万4,000円は、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に要する費用であります。

本年度の給食数につきましては、児童・生徒、教職員合わせて、幕別は1日約2,870食、忠類は1日約240食を見込んでおります。

7節賃金、細節2の臨時職員賃金は、幕別13人、忠類5人の調理員及び幕別1人の事務職員の賃金、細節4の嘱託職員賃金は、幕別学校給食センターの調理及び業務に係る嘱託職員7人に対する費用であります。

11 節需用費のうち、細節4の消耗品には、うどん丼3,000個の更新費用を含んでおります。

細節60及び61は、給食食材の購入に要する費用。

153 ページになりますが、13節委託料のうち細節5は、5路線分の配送委託料であります。

18 節備品購入費は、油ろ過器及び食缶等の更新に要する費用であります。

2項小学校費、1目学校管理費、予算額1億7,187万5,000円、本目は小学校9校の管理に要する費用であり、本年度の児童数は、前年度より47人減の1,428人、教職員数は159人の見込みであります。

7節賃金、細節2は、町単独で任用する4校4名の学校事務補助職員賃金、細節6は、7校37人の特別支援教育支援員賃金であります。今年度からは新たに、配置先の学校で教職員と支援員との連携をより円滑に行うため、週1回1時間の指導打ち合わせ時間に伴う費用について計上しております。

155 ページになります。

13 節委託料は、小学校の管理、清掃、警備、巡回校務補派遣に要する費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節5は、学校規模に応じた必要な管理費を、細節6は学校行事や体験活動などに要する運営費を交付するものであります。

2目教育振興費、予算額5,600万6,000円であります。

13 節委託料は、小学校の体育授業を支援するため、NPO法人幕別札内スポーツクラブに指導者の派遣を委託するものであります。

18 節備品購入費の細節 2 教育用 ICT 機器は、札内南小学校を除く 8 校にコンピューター 42 台分の購入に要する費用及び各小学校の普通教室への実物投影機、大型テレビなどを整備及び教職員のパソコンの一部更新に要する費用並びに北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました、児童用コンピューター 7 校、148 台分の償還金あります。

157 ページになります。

20 節扶助費は、就学援助に係る費用が主なものであります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、予算額 1 億 1,025 万 7,000 円、本目は中学校 5 校の管理に要する費用であり、本年度の生徒数は、前年度より 63 人減の 795 人、教職員数は 102 人の見込みであります。

7 節賃金、細節 2 は、町単独で任用する 3 校 3 名の学校事務補助員の賃金、細節 7 は、4 校 7 名の特別支援教育支援員の賃金であります。小学校と同様に週 1 時間の指導打ち合わせ時間に伴う費用を計上しております。

13 節委託料は、中学校の管理、清掃、警備に要する費用。

159 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 6 は学校行事や体験活動に要する運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費、予算額 5,962 万 1,000 円であります。

8 節報償費、細節 3 は部活動などで優秀な成績をおさめ、全道、全国大会に出場する際の費用を補助するものであります。

18 節備品購入費、細節 2 教育用 ICT 機器は、忠類中学校にパソコン 25 台分の購入に要する費用、及び各中学校の普通教室へのタブレット機器、大型テレビなどの整備及び教職員のパソコンの一部更新に要する費用、並びに北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し購入を進めておりました、生徒用コンピューター 3 校 76 台分の償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 修学旅行支援事業補助金は、義務教育期間に係る保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、町内の中学校に就学している生徒が参加する修学旅行に要する費用について、原則 2 分の 1 を補助し支援するものであり、子育て世帯の負担の軽減を図り、「住んでよかった幕別、住んでみたい幕別」の一助として事業を実施するものであります。

20 節扶助費は、就学援助に係る費用が主なものであります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、予算額 1,349 万 6,000 円、本目はわかば幼稚園の管理に係る費用であり、本年度の児童数は 3 歳児 14 人、4 歳児 11 人、5 歳児 12 人の計 37 人となる見込みであります。

7 節賃金、細節 2 は事務補助職員 1 人と代替職員 3 人の賃金、細節 4 は園長の賃金、細節 5 は支援員 3 人分の賃金になります。

162 ページになります。

2 目教育振興費、予算額 3,411 万 7,000 円であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 私立幼稚園入園料保育料補助金は、保護者の経済的負担軽減のために幼稚園及び保育料の一部を町が補助するものであります。

20 節扶助費、就園奨励費補助は、国の基準に基づき保育の一部を扶助するものであります。

次に、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、予算額 1,439 万 3,000 円、本目は社会教育委員 15 人の報酬のほか、各種団体の補助金が主なものであります。

9 節旅費、163 ページになりますが、細節 3 は中学校及び高校の海外研修の引率者 3 人分の旅費、19 節負担金補助及び交付金、細節 8 は中学生 16 人、高校生 2 人分の海外研修に係る補助金、細節 9 は小学生 35 人分の国内研修に係る補助金であります。

2 目公民館費、予算額 971 万 6,000 円、本目は糠内、駒島公民館及びまなびや相川と中里に係る管理運営に要する費用であります。

165 ページになります。

3 目町民会館費、予算額 1,819 万 5,000 円、本目は町民会館の管理運営に要する費用であり、11 節

需用費ほか13節委託料が主なものであります。

4目郷土館費、予算額605万4,000円、本目はふるさと館、蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であり、7節賃金、11節需用費が主なものでありますが、8節報償費、細節7郷土文化特別相談員謝礼は、(仮称)幕別郷土文化資料館の整備に向けたアイヌ民族などの資料収集、整理に関する相談、指導を受けるため、本年度新たに委嘱するものであります。

168ページになります。

5目ナウマン象記念館管理費、予算額1,044万1,000円、7節の賃金及び11節需用費が主なものであります。なお本年度、北海道博物館との連携により、北海道のマンモス象とナウマン象をテーマとした特別展示展を予定しております。

169ページになります。

6目集団研修施設費、予算額178万9,000円、本目は集団研修施設こまはたの管理運営に要する費用であり、11節需用費が主なものであります。

7目図書館管理費、予算額4,875万8,000円、本目は本館、札内、忠類分館の管理運営に要する費用であり、7節賃金は臨時司書7人、ブックモバイル運転手1人、臨時職員1人の賃金であります。

8節報償費、細節1の講師謝礼は、国の交付金を活用した「図書館を核とした活字と笑いで活力あるまちづくり事業」として、ストレスチェックとレファレンスによるストレス解消関連本の紹介や、保健福祉部署との連携による予防医療の推進などを計画しておりますが、笑いによるストレス解消といたしまして、昨年も実施した落語会の開催が主なものであります。

9節旅費、細節1の費用弁償は、北の本箱事業が始まって20年を迎えますが、本を寄贈していただいております著名人取材し、本や幕別町図書館に対する思いなどを語っていただき、図書館ホームページへの掲載や、冊子にするものであります。このことから、図書館で開催した編集力養成講座を受講し、図書館のボランティア活動として活動していただいております幕別ブックサポーターの方に、取材と原稿の作成、編集を行っていただきたく、その所要額を計上しております。

172ページになります。

18節備品購入費、細節1の図書資料は3,477冊、細節2のAV資料は54タイトル分の購入に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節6は「町民文芸誌まくべつ」の発行に係る交付金であります。

8目百年記念ホール管理費、予算額1億6,819万1,000円、本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

13節委託料、細節1は指定管理料。

173ページになりますが、15節工事請負費は、大ホールの舞台照明及び舞台つり物の改修に伴う工事費。

18節備品購入費は、百年記念ホール予約システム購入に係る北海道市町村備荒資金組合の資金の借り入れに伴う利子分。

19節負担金及び交付金は、文化協会への活動補助及び幕別町民劇場への交付金が主なものであります。

保健体育費及びスポーツセンター管理費は廃目し、174ページになりますが、保健体育費として新たに項を設けております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算額1,039万5,000円、本目はスポーツ推進員12人の報酬のほか、奨励金や各種団体等の補助金が主なものであります。

8節報償費、細節3は少年団や部活動などで全道、全国大会へ、文化、スポーツ大会などに出場する際の交通費や宿泊費などの費用の2分の1を補助するものであります。

細節5スポーツ推進事業謝礼は、未来のオリンピック選手を育てる事業に係る謝礼であり、ことしはアスリートを育てる食のイベント、ブラインドサッカー体験イベント、オリンピックアスリートと子供たちとの交流会、北海道日本ハムファイターズのOBによるベールボールアカデミー、マウンテン

バイク体験教室などを予定し、子供たちが各種スポーツに親しむ事業を推進してまいります。

19 節負担金補助及び交付金、175 ページになりますが、細節 7 はチャレンジデー実行委員会への補助金で、本年度は5月の最終水曜日の5月31日に、秋田県男鹿市との対戦が決定しております。

男鹿市はなまはげのふるさととして有名で、平成 29 年 2 月 1 日現在の人口は 2 万 8,984 人で、本町より若干多く、面積は男鹿半島の大半を占め、241 平方キロメートルですが、本町の約半分ほどの自治体の面積でございます。

昨年度の参加率は、本町の 37.4% に対し、男鹿市は 50.7% でございました。

本町は、昨年 3 回目で初めて勝利することができました。

本年の相手は強敵であります、2 年連続の勝利を目指して頑張りたいと思います。

2 目体育施設費、予算額 9,943 万 9,000 円、本目は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館、運動公園陸上競技場及び野球場、町民プールなどの管理運営に要する費用であります。

7 節賃金は、トレーニング補助員及び指導員 5 名分、パークゴルフクラブハウスのクマゲラハウスに 2 人分、町民プール監視員が 18 人分の賃金。

176 ページになりますが、13 節委託料は、運動公園野球場及び陸上競技場、町民プールのほか、177 ページになりますが、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンターの管理委託に要する費用が主なものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3 点ほどお伺いいたします。

149 ページ、3 目教育財産費、13 節委託料、細節 13 の札内南小増築工事実施設計委託料です。

説明では、ひまわりの増築とのことですが、非常口が大変ここ問題なのです。

避難訓練のときに、現在あるひまわりさん、そして普通教室との中の渡り廊下のところから避難訓練のときに外に出ています。

もともとあった避難所がひまわりの増築に伴いなくなってしまう、なかなか子供たちが多く、大きな入り口が確保できないということから、そちらから出ているというお話がありました。

今計画につきまして、非常口の増築が計画にあるのかどうかお伺いいたします。

2 点目、156 ページ 2 項小学校費、2 目教育振興費、18 節備品購入費、細節 3 の学校図書、同じく 159 ページの中学校の学校図書になります。

小中学校の学校図書費につきまして、小学校、中学校それぞれ幾らずつ計上されているのかお聞きします。

次、164 ページ、5 項社会教育費、13 節委託料、細節 2 の清掃委託料です。

こちら、去年まなびや相川のほうで、体育館で部活練習中に天井からごみが降ってきたということがありました。そのときは、清掃してすぐ練習を始めたというお話だったのですが、練習中に咳き込む生徒が大変ふえまして、これは学校のほこりのせいではないかということになりまして、体育館の天井清掃はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、まず一つ目の札内南小学校の増設の関係でございます。

これにつきましては、現在の南小学校西側に、特別支援棟ということで、今、増設をしているところです。

今回、新たに設けようとする部分につきましては、本校舎から支援棟に向かって渡り廊下の一番西側、支援棟側につながった形で新たに教室を設けようという予定であります。

ご質問にありました非常口の点につきましては、現状の非常口をそのまま利用していくというよう

な予定で考えております。

続きまして、学校図書費の関係です。これにつきましては、予算額、小学校につきましては400万円、また中学校においては190万円ということで、各学校の学級数、またそれをもとに価格を、予算配分をさせていただくことになっております。

小学校で申しますと、大規模の学校においては110万円。また、小さな小規模の学校でいきますと、最低で25万円というような、それぞれの配分予算になっております。

また、中学校においては、190万円の全体予算に対しまして、大規模な学校においては最大で75万円。また、小規模の学校につきましては、一番少なくて15万円というような配分予算となっております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まなびや相川の体育館のほうの清掃の関係かと思うのですがけれども、昨年、実はそういうお話をいただきまして、早速それに、床の清掃あるいはカーテンの修繕等実施させていただいたのですがけれども、予算上は体育館の部分と、それと校舎の部分がございまして、それぞれ隔年で床の清掃を予算としては見ております。

体育館につきましては、隔年ということですので、29年度については清掃の予算は持っておりませんので、校舎のほうの床の清掃だけということでございます。

特に天井からほこりが落ちてくるというような話は、ちょっと聞いてはいなかったのですがけれども、その辺については、予算上は特に対応はしてございません。

○委員長（岡本眞利子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） それでは、1問目から順番にお願いしたいと思います。

やはり、南小の非常口、大変小さいのですよね。確かに非常口はあるのです。ただ、現実的に、ちょっとせつかく増築するのですから、計画的に現場を見て判断していただきたいなというふうに思っております。

2点目です。学校図書費なのですが、去年の決算委員会でもお聞きしまして、大分減らされているなという感じがございます。

そのとき聞いたのが2026年度で、それは小学校で700万円、中学校で500万円というお話がありました。今回、かなり減っているのです、実は、学校図書は国からの補助が出ています。学校図書整備費用というのが2002年から5カ年計画で、2002年からは650億円、2007年から5年間で1,000億円、2007年から5年間でさらに1,000億円というふうに、随時学校図書を整備していくようにというふうに文科省から予算がおりて、地方交付税として各市町村にきています。

これ今回、2017年、今年度で一旦切れるので、次の5年間が続くかどうかわかりませんので、今現在学校図書の達成率が90%です。あと10%を達成するのに、この予算がなくなってくると大変厳しくなるのではないかと思いますので、今後も予算がなくなってもしっかりと引き続き計上していただくことを求めたいと思います。

まなびやのお話ですけれど、こちら去年、私とあともう一人の議員の方で、教育委員会さんのほうに、天井から降ってくるというお話だったので、ちょっと見てほしいというふうに言って、お話をしてきました。

もし、聞いていないというお話であれば、どこかのすれ違いでそうなったのかわからないのですが、実際に、こちら体育指導している方からのお話で直接来ていますので。特に相川まなびやの場合、左右のへりの部分がちょっと特殊で、左右にほこりがたまりやすいのですよね。ボールが上がってしまったら、そのままおりにこないようなぐらいの強いへりがありまして、そこから落ちてくる可能性もあるのですよ。そういう話はしてきているのですよね。

その辺、確認していただければと思うのですが、確かに隔年でいいとは思いますが、古い校舎にもなりますので、部活ですとか少年団で使うところでもありますので、清掃のほうを、毎年やる必要

はないと思いますけど、しっかり計上してまず見ていただく。大変であったら清掃していただくというのを考えていただきたいと思います。

その辺について、ご回答をお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 相川まなびやの関係ですけれども、先ほど天井ということだったのですけれども、棧の部分ですね。あのところにほこりがたまっていて、そこからほこりが落ちてくるというお話は受けておりますけれども、それについても去年対応させていただいております。

床については、隔年ということでございますけれども、そういったところの棧なり、ほこりが落ちてくる部分については、既存の予算の中で対応できる部分ありましたら、そのほうで対応、現地のほう確認しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑のある方は。

小田委員。

○委員（小田新紀） 4点質問させていただきます。

1点目は、1項教育総務費、15節工事請負費、ページ数150ページになりますね。細節4、5の二つになります。

決算特別審査委員会でもお話しさせていただきましたが、屋内体育館についての工事をされる時期が、昨年度冬場に行われたということで、学校の授業においてもある程度の支障があったと。それから地域の団体さんが、学校開放で使うということについても、非常に支障があったということでした。

今年度時期を、どのような時期でというふうに考えてらっしゃるのかということ。

それから、幕別小学校の屋内体育館ということで、運動場ですね、ありましたが、屋根ということでしたが、幕別小学校からバスケットゴールについても要望が上がっているというふうに聞いております。

バスケットゴールがかなり壁に近いところにあるということで、実際バスケットの授業をするときに、非常に危ないということで、私も直接見てきてその実態を確認してきましたが、確かに子供たちが普通にゴールを入れようと思うと壁にぶつかるといような状況があります。高学年になればなおさらということで、かなり危険だということでありましたが、あわせてできないものなのかということでも質問させていただきます。

2点目、154ページ、2項小学校費、7節賃金、細節6の特別支援教育支援員賃金、これ中学校、幼稚園にもかかわってくるので、あわせてということになります。

今年度、教員と支援員の打ち合わせ時間ということで、週1回1時間分の予算計上をさらに拡充したということで、これについては、非常に、児童理解も含めて評価できるものだなというふうに考えております。

もともと他町村と比べても、この人員に関しても、非常に多い人員を配置ということで、幕別の特徴ということで非常にすばらしい事業だというふうに感じているところですが、その打ち合わせ1時間の運用について質問させていただきたいのですが、これは週1回どこか時間を決めて、学校それぞれの対応ということになるのではないかとというふうに思うのですけれども、1時間しっかりその時間を確保した形でないとい運用できないのか、あるいは1週間の中で1日15分ずつという部分を計算しながら、おおむね1時間というような形で可能なのか、要は、なかなか丸々1時間を確保するというのは、学校現場の中では難しいといようなことで、ましてや指導員さんがいる時間に、それを確保するというのは、かなり難しいといふふうに感じられます。その辺の運用の仕方が柔軟にできるのかということの確認でした。

それから、あわせて、多くの予算がこのように計上されているわけですが、これはこれで、先ほど述べましたとおりのすばらしいことだといふふうに評価しているのですが、これだけの予算が確保できるに当たって、やはり学校側の第1の要望としては、40人学級を超えるような学級を2クラスに分けたいといふのが長年ずっとあるわけで、いろいろな一般質問等でも、定数の配置、加配をふや

して町独自にという部分での予算づけという部分の要望も出ております。

今年度、それをどうのこうのということはないとは思いますが、今後拡充していくという方向で考えている部分とあわせて、そういった方向にこの予算を活用していけないのかということ、今年度1年間、予算を執行するに当たって、検討していけないかということの質問になります。

3点目、160ページ、3項中学校費、19節負担金補助及び交付金、4節修学旅行費支援事業補助金ということで、今年度新たな事業ということで注目を浴びているところでございます。

狙い、意図については、先ほどの説明の中で非常に理解しました。

ただ、その狙いが、この修学旅行費というものを2分の1補助ということで、その狙いが本当に達成できるのか、これだけの予算を計上して達成できるのかということについては、やや疑問を感じているところもあります。

この事業、継続的に今後ずっとやっていかれるのか、それともある程度見通しが、二、三年というような見通しがあるのか、それからその修学旅行費をこの一つの事業だけで、先ほど説明を受けた狙いが全て達成するとは、それはそんなことはあり得ないのですけれども、それについての効果ということを検証されていくのか、そういったことを改めて見解を伺いたしたいと思います。

最後、4点目ですが、どこで計上しているのかということで、はっきりわからない部分がございますが、いわゆる小中連携にかかわって次年度しっかりと検証していく、調査していくということで、一般質問で回答いただきました。

学校運営協議会の交付金あたりなのかどうかということなのですが、それもわからないのですが、平成30年度モデル校をつくられて、やっていくという方向性があるということですので、来年度の調査研究等々が、あるいは準備するというのがかなり重要なことになってくると思います。かなり大きな事業ですので、そこについて計画的、かつ十分な予算づけというのが必要ではないかというふうに思いますが、どういった予算対応しているかということを含めて、質問いたします。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それではまず、1点目でございます。

屋内運動場の落下防止の関係でございます。

これにつきましては、昨年度、平成27年度から行ってまいりましたけれども、平成29年度が最終年度という予定で考えております。

昨年度、27年、28年につきましては、国の交付金を活用した中での工事ということもございまして、ご質問にあったような時期にどうしてもなってしまうというような点はあったかと思えます。

今年度、29年度につきましては、残る小規模の学校が対象となります。

今回については、交付金等は使わないで行いますので、この時期については、各学校と協議をしながら、授業等に支障のない中で実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。

次、2点目の幕別小学校の屋内運動場の関係でございます。

ご質問ありましたバスケットゴールの部分につきましては、幕別小学校については、体育館の側面にバスケットゴールがついているという形になっています。

本来のバスケットゴール、正面というのですかね、天井からぶら下げる形のものについては、幕別小学校については設置をしていない状況にあります。

これについても、学校と十分協議をした中で、今の形になってきているというようなことを伺っておりますけれども、今後につきましても、そういったご意見も含めた中で、学校と十分協議してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目、特別支援員の関係でございます。

今年度から、週1回1時間の教職員と支援員の打ち合わせ時間の確保ということで、新年度予算で新たにお問い合わせをするところなのですが、これにつきましては、従来から、支援員からの要望等

がございまして、なかなか忙しい中で、先生との打ち合わせができない、そういうことから子供の状況も十分把握できない中で支援をしていくという形になっておりました。

それらについても、子供たちのために少しでも解消ができればということで、今年度、支援員さんからの要望も含めた中で、週に1回1時間、これを打ち合わせ時間として確保していきたいということで考えております。

先ほどご質問にありました部分については、今後、学校と十分協議した中で、週に1時間を必ずというような形になるのか、各学校ごとにおいては、それぞれ曜日を分けた中で打ち合わせをしていくのかという点も、今後、各学校と運用の中で考えてまいりたいと、各学校に応じた対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

最後、修学旅行の支援事業の補助金でございます。

修学旅行の関係につきましては、今後の見通しということで、二、三年なのか、それとも継続的なのかというところでありますけれども、これについては、今後、保護者の経済的な負担軽減という点からも、今年度からスタートさせていただいて、長期的に支援をしていきたいというふうに考えているところであります。

先ほどの、3点目の支援員の関係の加配の関係の分については、これにつきましては、あくまでも特別支援教育の支援員ということで配置をしていくということを考えておりますので、加配という部分とはまた別な形で教職員の授業改善等、いろいろな点での加配については、道教委のほうに要望していきたいというふうに考えております。

最後でございます。小中一貫教育等の関係でございます。

これにつきましては、予算の中というようなご質問だったかということに思いますけれども、これにつきましては、平成29年度の予定を申し上げますと、今年度、ご質問にありましたように、来年、平成30年度にモデル校の設置を予定しております。その中で、平成29年度につきましては、中学校区を、一つのエリアを考えまして、そのエリアの推進するに当たっての基本的な構想、また推進計画等を策定してまいりたいと考えております。

予算の関係につきましては、住民、教職員への小中一貫教育の講演会を予定しております。

また、教育委員会のほうで設置をしております小中一貫教育の推進組織、こちらについては各学校の先生方が委員としてお入りいただいておりますので、それらの先生方の十分な認識をいただかなければならないということも考えておりますので、今年度については、道内の視察研修を考えております。ただ、先生方については、なかなか日程等もお忙しい中ではありますので、なるべく長期休業等、夏休みに合わせた中で、道内3班程度に分けた中で、視察研修を行ってまいりたいと考えております。

ただいまの講演会の予算の関係につきましては、予算書の146ページの事務局費の8節報償費でございます。講師謝礼ということで25万円の予算を計上させていただいております。

その次の細節9の旅費のほうに、先ほど申しました道内視察件数3班分の旅費を、予算計上させていただいているというような状況でございます。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1点目、屋内体育館についての時期については承知いたしました。

バスケットゴールも学校側と協議してきた上でということですが、かなり前の段階で、しっかりしたゴールを撤去して、そしてあれだけ残した。壁についているものだけ残したというような、学校側からの話でもそういう要望があつて残したというようなことも聞いております。

ただ、時代が変わって、教員も変わって、今の先生たちの中で、なぜああいう形で残っているのだろうというようないろいろな疑問もあります。確かに、危ないことは危ないってものの現実ありますので、今後も学校側と丁寧に協議していただいて、検討していただければというふうに思います。

それから先ほど、大きな2点目で、支援員ということで、各学校に応じた対応ということでありました。それも承知しました。

加配の部分については、別といえば別ですけれども、やはりその支援員がたくさんついてくれよう

が、子供の数、1学級の数には変わらないわけで、通常の指導授業のときに一人の子供に対して対応できる指導者がふえるというのは、それはすごく助かることではありますけれども、実際例えば、40人の子供が何か一つの授業で発表する、そういったときに40人分の時間がかかる。だけど、20人の学級では20人分の時間で済む。それだけで1時間、時数が必要になってくるというような実態はあります。

それから、テスト一つとっても、支援の先生が評価等々を最終的につけるわけにはいきませんので、そういった部分もあるということで、今回、支援員のことということですが、先ほども申し上げましたとおり、予算執行しながら、そういったことも頭に置きながら、検証していただければというふうに要望していきます。

それから、3点目修学旅行費ですが、長期的に検討しているということでした。

保護者にとって、2分の1補助ということについては、単純に恐らくありがたいことだというふうには思われます。思われますが、先ほど言ったとおり、ここの部分、修学旅行費という部分で、子育て支援であったりとか人口減対策であったりとかという部分で、必要なかどうかということについて、やはり若干疑問を感じています。

いわゆるばらまきというふうな形で言われないような検討も、必要ではないかというふうに考えます。

最後、小中一貫のことについて、予算の枠組みについては承知いたしました。

かなり本当に教育委員会だけで対応できるような内容ではないというふうに思いますし、町全体でのという部分の取り組みが必要になってくる事業ですので、予算が足りなくて何人しか視察にいけなとか、あるいは講師が限られてくるとか、そういった、あるいは調査が不十分に終わってしまうというようなことにならないで、かなり本当に大きな町を動かすこととなりますので、十分な予算確保というのを進めていただければというふうに要望します。

全体含めて、何かご回答あれば。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 初めに、特別支援と40人学級等の加配等のお話でございます。

委員、ご存じかというふうに思いますけれども、私どものやっている特別支援に関しては、困り感のある子供たちの授業サポートだとか、生活介助だとか、そういうものを中心にしながら、学校生活において不自由なく生活して、学習していただきたいという思いで、特別支援教育支援員を配置しているところでございます。

委員のおっしゃっている40人学級云々という部分については、これは学校の教職員の配置定数にも絡んでくる部分でございますので、これは今までも教育長からの答弁ございましたけれども、教委連等を通して、いわゆる少人数学級というものについては、道の教委連を通じて、国等に要望している事項でございます。

そういう面で、40人学級、少人数学級の実現という部分については、そういう方向から、要望しているということで押さえていただければというふうに思います。

それとあともう一点、修学旅行費のことでございますけれども、言われるとおり、私どもも修学旅行費のこれをやっただけで、全ての子育て支援になるとかということではないです。ただ、その一助にはなるだろうと。町長も常々、こういう子育て支援なり、定住対策だとかというのは、一つの施策をもってこれだというものはないかというふうに思います。いろいろな施策があって、先ほど私がお話ししましたとおり、住んでみたいまち幕別、住んでよかった幕別というのを実現していくのかなというふうに思います。

そういう面で、今回のこの修学旅行費についても、間違いなく、保護者等の意見も私ども聞いておりますことから、負担軽減になって一つの子育て支援策にもなりますし、定住施策にもなるというふうに思ってやってまいりたいというふうに考えております。

ご理解いただきたいと思っております。

それとあと、小中連携に関することでございますけれども、教育長の教育行政執行方針の中でも、

平成 30 年度に研究モデル校を設置するというので、今 28 年度からいろいろと協議したり、視察研修をしているところでございます。

今後、29 年度、先ほど課長言いましたように基本構想をつくって、今後の年次ごとの基本計画を策定し、きちっと計画的にやっていかなければ、これはなかなかすぐに達成できるものではないと、そう簡単なものではないというふうには、私たちも思っております。

そういう面から、今回の予算において、まず推進会議の委員、これは各学校から全て出ておりますので、その代表者の方にその小中一貫・連携というものをしっかりと理解していただく上で、先進的な地域、道内にも数カ所ありますので、それらをしっかりと見ていただいた中で、今後の本町における小中連携推進と、連携と一貫教育のあり方を十分検討していただきたい、推進したいということで、今回予算が計上されているところでございます。

言うまでもなく、今後、これをやっていくという面においては、その時々における適切な予算は、要求しながら間違いのない形でやってまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 1 点だけ。先ほどの加配の件ですけれども、国云々というのはわかります。その部分で、国がこれから変るといのはまだしばらくはないと思います。

各市町村で、独自に町職員という形で配置しているという部分もやっているところですので、十分な予算がある中で、そういったことも執行しながら検討していただければということで、意見として要求します。

以上です。回答必要ありません。

○委員長（岡本眞利子） 審査の途中ですが、この際 11 時 5 分まで休憩をとりたいと思います。

10 : 57 休憩

11 : 05 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連質疑がありますので、中橋委員。

○委員（中橋友子） ただいまの質問の 4 番目の修学旅行費に限ってだけお尋ねをいたします。

今年度から初めて実施するというので、説明にありましたように、保護者の負担の軽減の一環として、いろいろな分野から取り組むことを検討された中で、修学旅行費に踏み切られたのだと思います。

新聞報道もありまして、結構多額な費用がかかっていたことから期待する声も届いているところですので。

それで、要は保護者の負担を軽減していくという意味では、これまでも質問させてきていただいていたけれども、学校のその保護者の負担というのは、それぞれの学校によって多少の違いがあるのではないかというふうに思うのですよね。

その辺の違いというか、ばらつきというのを押さえていらっしゃったら説明をいただきたいということと、同じく修学旅行費についても、学校によって行き先が変わって、費用も多少違いがあるのかなと思います。それで、その押さえてらっしゃる費用と、それから時期、それから対象となる生徒数を教えてください。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの関係でございます。

保護者負担の軽減等については、各学校、ご質問にありましたとおり、鍵盤ハーモニカであったり、

指定ジャージであったりということで、学校によってさまざまな内容のものがございます。

いろいろそういった中で、教材等も含めた中でいろいろ支援のあり方について検討させていただいた中で、教育委員会としては非常に短期間で金額の大きい修学旅行ということについて、これについては、全中学校の全生徒が参加をするというものであるということもあわせて、今回修学旅行の費用の分を支援していきたいというふうに考えたところです。

各学校の状況といたしましては、五つの中学校、このうち4校については平成28年度修学旅行先として東京のほうへ行っております。また、1校については、東北地方を修学旅行先ということで選定をしているところです。

各学校、確かに修学旅行費、かかる経費はそれぞればらばらでございます。

28年度において、一番高い中学校については、負担が7万3,000円ほどとなっています。また、一番少ない中学校については、5万9,000円程度の修学旅行費がかかっているというような状況でございます。

そういった中で、教育委員会としては6万円、7万円、今回は7万円の上限ということで設定をさせていただいて、その2分の1を補助してまいろうというふうに考えております。

今年度、新年度の予算に当たりましては、中学生の新3年生を見込んだ中で、予算計上に当たっては、297人の見積もりを、計算を計上させていただいたところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

時期などもお尋ねはしたところですが、それぞれ実施されていくということで、修学旅行については、理解をするところです。

できれば、全体の保護者の負担などが、系統的に抑えられていたらいいかと、ジャージであるとか鍵盤ハーモニカであるとか、いろいろなメニューが紹介されたのですがけれども、全体として押さえた数字があれば、といいますのは、なかなかそういったデータというのはなくて、私たちも保護者の方からの聞き取りしかないわけですね。

先般、帯広市の聞き取りなどの結果が報道されておりましたけれども、そこでは、学校によっては6倍の負担の差があるということもありました。

そんなことがありましてね、幕別の実態も押さえて、保護者の負担が極力軽減されていく対策で、今回修学旅行やられてよかったと思うのですが、そういう方向が必要だと思ってお尋ねしたところです。

押さえていたらお示しをいただきたいと思います。

いなかったらいいですよ、あとで。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 大変失礼をいたしました。

先ほどの修学旅行の時期については、各学校とも4月の20日ごろからゴールデンウィーク前の時期に旅行に出かけていると。この時期が修学旅行、旅行のちょうど金額的にも安い時期、ゴールデンウィーク前ということで、各学校とも検討して、その時期に集中して行っているというような状況になっております。

あと保護者負担の関係につきましては、先ほど申しましたが、鍵盤ハーモニカ、いろいろ教材あるのですがけれども、鍵盤ハーモニカについては、おおよそ5,000円から6,000円程度の負担となっております。

各学校の指定ジャージについては、ジャージの上下また、短パン等もありますので、金額はさまざまなのですが、3万円から5万円程度の負担となっております。

各副教材、テスト等の、ドリル等の副教材関係については、各学校多いところで1万円、少ない学校においては4,000円程度のような状況になっているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑がある方は。

(関連の声あり)

○委員長(岡本眞利子) 藤谷委員。

○委員(藤谷謹至) 今のその教材費の話聞いていて、修学旅行の関係もあるのですが、学校によってこの負担が違ふと。それで、今聞いていますと、1万円から4,000円、最後言った数字でございませぬけれども、これ学校によって親の負担が違ふというのはちょっと問題があるのではないかと。

それで、今回は修学旅行の負担ということで、町内中学校3年生の親に対する負担軽減ということですよ。町長の公約、これ公報公約だと思うのですが、その中に中学校教材費の保護者負担の軽減に努めているというところが、未来を担う人材を育成するまちづくりの中に記載されてございました。

町長、公約の中で、これは多分したかったのだらうなという気持ちでいるのですが、それがなぜこの修学旅行のほうになってしまったのかという思いもございませぬ。その教材費の負担の学校の違ひを、それを教育委員会としてはどのように考えているのかお尋ねします。

○委員長(岡本眞利子) 教育部長。

○教育部長(山岸伸雄) 今、委員のほうからおっしゃられたとおり、町長の公約の中では、保護者の負担軽減として教材費等について負担軽減を図るということで、私たちもそれに基づいて、さまざまな角度から検討してまいりました。

課長からお話ありましたように、私のほうで各学校に全て、どのような主な徴収金があるかということで調べさせていただきましたけれども、その中では鍵盤ハーモニカだとか、あとリコーダー、卒業アルバム、修学旅行、給食費、それと指定ジャージ、あと正規教材としてドリルだとかそういう部分ですね、そういうものが主な徴収金として挙がっております。

その中で、教育委員会としましては、教材費、そこに町長の中の部分でいうと、その教材費というだけで見ますと、大きな差がございまして、これはなぜ差が出るかという、学校における授業の進め方なり、それとか学力向上対策としてどういうことを、この学校でポイントを置いてやっていくかというような、それぞれが学校において児童生徒に合わせた中で、教材等を選択していくことから、教材については大きな差がございませぬ。

教材というのは、一般的なテストだとか、ドリルだとか、そういう学力向上に対する教材という意味ですが、大きな差があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

また、ほかの部分で、例えば先ほど課長がいました指定ジャージなどもあるのですが、指定ジャージなども、結構6万円から安いところでは3万円程度というようなことなのですが、それも児童生徒数によってもつくるキャパというのですか、量によって変わってきたりだとか、それとかデザインだとか素材だとか、それがそれぞれの学校によって違ふものですから、そういうところにおいて相当の差があるというような中身です。

また、指定ジャージについては、忠類中学校でいいますと、指定ジャージがないという実態もございませぬ。そういうことから、ジャージについてはあまりにも差が大きいですということで、これが私どもが負担軽減をする中において、いかなるものかなといったところで議論はしてまいりました。

そのほか、鍵盤ハーモニカ、リコーダーというのは、どうしても兄弟がいる場合はお下がりをお願いしたりだとか、そういうのがあったりして、全ての方に行き渡らないという部分もあって、修学旅行になったということなのですが、修学旅行については、やはりこれは学習の一環としてやっておりますので、ただの旅行ではございませぬので、社会なり、生活、総合、そういう教科における授業の一環として修学旅行というのはされているという私ども認識しておりますので、そういう面から、授業等の教材等に当たっていくという判断のもとで、私も今回この事業を実施させていただいたということでございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長(岡本眞利子) 藤谷委員。

○委員(藤谷謹至) 指定ジャージ等についてはわかりましたけれども、学校、授業の教材費ですね。

教材費の中で、学校の授業の方針によってそれだけ違ふということは、教科書等は同じわけですよ

ね。その中で、授業をやっていく中で、そうなる授業の内容等が大分その学校によって違うのかという憶測なのではけれども、そういうことも、例えばいい教材を使うところは学習効率よくなるとか、そこまでは言いませんけれども、授業に教材を使うわけですから、その中で多くの負担の違いが出てくるといえることは、親にとってどうなのかな。親がそれを納得、理解しているのかなというところで、ちょっと疑問が残るわけなのではけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 繰り返しになる部分がございますけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、同じ教科書、それは当然使っております。ですけれども、その同じ教科書を使っても、その学校なりその児童生徒の状況等を考えて、やはりどういうふうにするのか教科書が求めている、教育課程が求めている学力をつけさせるかと、理解させるかといったところは、いろいろな角度から、やはり先生方はやっていくということでございます。

ですから、いろいろな指導方法があるというのはそこがポイントなのではけれども、それに応じた、その指導方法に応じた教材を、適切な教材を先生方は選んで、そして授業をします。目的は一つです。教育課程の実現です、ということに向けてやっているということで、その手法が各学校によって違うのだといったところは、理解していただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 内容はわかりました。

ただ、これは要するに、端的に言うと、学校それぞれで学校教員に全て任せているということですね。そうではない。そのような感じがするのではけれども、例えば教材の格差は直すために、何か学校の先生たちでその教材をいろいろ検討するとか、そういうことがあってもしかるべきなのかなとは思っているのではけれども、その辺どうですか。

○委員長（岡本眞利子） 教育長。

○教育長（田村修一） 繰り返しになる部分もあるかと思いますが、まず学校の学習の定着、学力の向上ということに関しましては、学校ごとに考えてやっているということではなくて、学習指導要領、教科書に基づいて学力の向上を図るというのが第1点。これは全国、全道、幕別町内、どの学校も同じ考え方で進んでいます。

もう一点、学校の授業の進め方、教育課程、進め方につきましては、教育課程というのを校長の権限のもと立てて、1年間どういう授業をするか、どういうことを指導していくか、どういうことの指導という根本的な中には、さっき言いましたけれども、学習指導要領ですとか、そういうものに基づいてやるのではけれども、それを学校内で決めて進めていくということになります。

一人一人の教員が考えてやるということではなくて、学校としてこういう目標、学力向上、体力向上、そういうことに向かって学習を進めていきたいと思いますという目標を立ててやると。その根本は、何度も言いますが、国で定めたものに基づいて行うということになっています。

そうした中で、この教材が変わるというのは、先ほど教育部長が言っていたように、学校、生徒によって特質が違うというところが、まず第1点あります。これは地域によってもまた違うものがあります。

実は、いろいろ賛否はございますけれども、全国学力学習状況調査というのがあって、それを細かく分析して、学校では、うちの学校の生徒、何学年のこのクラスの生徒は、どういうところが弱いとか、表現力が弱いとか、読み書きの読みの部分が弱いとかと、そういうものが傾向として出てきますので、そういうものを分析して、それに合った指導の仕方をまた学校の中で考えていくと、そういうことがあるのですから、どうしても教材にばらつきが出てくるという状況です。

これは、先ほど中橋委員の質問でありましたけれども、学校徴収金が帯広市内の小学校では6倍差があるという、これはこういう教材だけではないのではけれども、そういう意味合いもあって、やはり学校それぞれで対応していく部分もあるということで、こういう差が出てきているということでございます。

そういう意味で、決して先生一人、学校だけに丸投げしてやっているということではないので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） わかりました。

今回、その修学旅行助成ということで、これはやっていただいて、ただ、町長公約である教材費の負担についても、続けて調査研究をしていていただきたいと、親御さんに対する支援のあり方が、本当にどういうところが一番支援になるかということ、教育委員会で考えていていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点お尋ねいたします。

1点目、148ページ、3目教育財産費、教育関係の施設全般にわたって質問をいたします。

学校施設内での受動喫煙に関しての質問ですが、今、学校敷地内、学校の施設の中では禁煙になっていると思うのですが、敷地外での禁煙も勧めていくべきではないか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

今、保護者の中でも部活ですとか、そういうところで、子供たちがグラウンドで部活なんかをしているときに、保護者ですとか、そういう方々がたばこを吸っている、そういうところではやはり子供たちの受動喫煙ということで、非常に健康が心配だ、そういう声も聞かれています。

それで、今、禁煙というのは、全国的、世界的な流れになってきております。

ですから、そういうところでの、やはり喫煙は避けるべきではないかということで、敷地内の喫煙について質問いたします。

もう一点は、155ページ、1目学校管理費、12節役務費、16児童健康診断手数料に関してですが、今、子供たちの健康診断は、どういうところを診断しているのか、健康診断を実施しているのかお聞きしたいと思います。

といいますのは、今、子供たちの中に、肥満の傾向も見られまして、成人病の予防対策というか食生活の改善も含めまして、そういう手だてを行っていくことが必要ではないかということも課題になってきております。

子供の高血圧、それから糖尿病、高脂血症などもみられるということで、そういう手だても進めていくことが必要ではないかと思ひまして、2点お聞きいたします。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） まず1点目の学校における禁煙との関係でございます。

これにつきましては、現在学校敷地内の全面禁煙という点においては、町内の小中学校については、そこまで禁止をしてはございません。

基本的に、ご質問にありましたように、受動喫煙の関係等も含めて、これについては各学校長のほうの判断で、どこまでするかという点については、今のところ校長の判断にお任せをしているような状況でございます。

ただ、最近、報道等でも出ておりますように、国においても2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、学校施設等、医療機関等については、敷地内の全面禁煙を目指していくというような動きになってございますことから、これらについてもあわせて、今後、各学校において検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目でございますけれども、学校における健康診断の関係でございます。

これにつきましては、各学校において、児童生徒の健康診断を毎年行っているところでありますけれども、内容等につきましては、基本的な身長ですとか体重、また栄養の状態、それや、また視力、聴力を含めた中で検査をしておりますけれども、基本的には1年通しまして、尿検査であったり心電図

検査等の内科健診等も含めて、各学校で検査を行っております。

診断項目につきましては、先ほどの身長、体重、座高、それと栄養状態、あと聴力、視力、そして歯科の部分と結核、それと心臓、それと寄生虫卵の検査、失礼しました、寄生虫は平成 28 年から実施をしていない項目です。済みません。

これらの内容について、基本的には学校保健安全法に基づいた中で検査を行っておりますけれども、基本的には、各町内のお医者さんのほうにお願いをした中で、その他については各検査機関に委託をした中で、毎年実施をしていっているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、敷地内での禁煙ということなのですけれども、心配されるのは子供たちの受動喫煙ですね。だばこの煙を子供たちが吸ってしまう。

そういう中で、何が心配されるかということでは、やはり今言われているのが、受動喫煙で年間約 1 万 5,000 人ぐらいの方たちが、死亡されていると推計されております。

そういうところには、やはり子供たちも、将来そういう危険性があるということなのですけれども、何が心配かということになりますと、やはりいろいろな病気の大きな原因になるという、そこが心配になるところです。

この、脳卒中ですとか、心筋梗塞、それから小児ぜんそくですとか、そういうところのリスクが高まるということで、これは今、学校の校長先生の判断に任せる、そういうお答えでしたけれども、これだけ危険性があるということでは、やはり全町に対しまして、全町の小中学校、高校もなのですけれども、含めまして、校長の判断だけではなくて、やはり教育にかかわる教育委員会全体でこの問題をしっかりと受けとめて、子供たちの健康のためにきちっと指導していくということが大事ではないかというふうに思います。

それとあと、健診なのですけれども、この中に栄養の状態も健診の中に入っているということですが、この栄養の状態も健診の中に入っているのであれば、子供たちの成人病に対する危険性が明らかになると思うのですね。

それで、その栄養の状態の健康診断、どのような結果が出ているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 初めの 1 点目について、私のほうから答弁させていただきます。

委員がおっしゃいましたとおり、学校における受動喫煙という面においては、これは大きな課題になってくると、また今もなっているというふうに考えております。

先ほど課長のほうから申しあげましたように、国においてもオリンピック目指して、公共施設また、飲食店等においても、いろいろな議論がございますけれども、受動喫煙防止、またそれと全面禁煙化という議論がされている背景は、私どもも知っております。

そういう面から、私どもも児童生徒の安全確保を図るという面においては、今後、受動喫煙防止に対して、教育委員会として学校長とも相談させていただきながら、教育委員会として方針を定めていければというふうに思います。

ただ、学校というのはなかなか難しい部分も一方ではございまして、これは肯定化するものではございませんけれども、例えば運動会だとかそういう長い行事がある場合どうするかだとか、PTA 総会だとか PTA の役員会だとかそういう部分をどうするかだとか、そういうものも含めて、学校と十分意見調整しながら、喫煙者等の配慮も考えて、どういうふうに受動喫煙に対してやっていくかというのを、教育委員会としてしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 2 点目の児童の健康診断の栄養状態等の関係でございまして。

手元に、結果については資料を持ち合わせてはおりませんけれども、基本的に、検査した後何らかの異常がある児童生徒については、精密検査、精検が必要ということで、各保護者に対して教育委員会のほうから通知をして中で、病院のほう受診をしていただいているというような状況になっており

ます。

○委員長（岡本眞利子） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、禁煙のことですけれども、運動会ですとかPTA役員会ですとか、そういうところの課題があると答弁されておりますけれども、やはり子供の保護者ですから、そういう点では、子供に対する、家庭でも子供のいるところではたばこを吸わないという指導も含めて行っていくことが、子供の健康を守ることになると思います。

そして、今、20歳になったらたばこを吸いますよというふうになってはいますが、20歳になってもたばこを吸わないような、そういう長期的な展望に立った、健康指導ということも大事ではないかというふうに思います。

ちなみに、美唄市では、7月の1日から受動喫煙防止条例というのを施行しているのですよね。

そこではやはり学校施設だけではなくて、保育所ですとか、それから民生関係ですか、福祉施設ですとかそういうところでも喫煙をしないようにという、そういう流れもありますので、まずは幼稚園とか保育所とか学校施設で、そこで実施していく、これが大事だというふうに思います。

それと、もう一点は、子供の栄養状態の検査で、精密検査を受ける、そういうことも指導していくということでしたけれども、そうなる前に、やはり傾向のあるような、そういう結果が出て来たときには、家庭も一緒になって進めていかないと、これはなかなか学校だけでは改善できないと思いますので、そういう傾向がこの栄養状態の健診のところで見えたときには、しっかりと家庭と連携をとって進めていく、栄養指導も含めて行っていくことが大事だということを、私はそう思うのですね。

それで、今その結果状況が、資料を持ち合わせていないということでしたけれども、そのこともしっかりと精査して家庭と、それから今、栄養教員がいらっしゃいますので、そういう方とも連携をとって、早目に手だてをとっていくことが大事だと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、直接的に、入学時における健康診断に関するデータはちょっと手元に持ち合わせていないのですけれども、例えば私どものほうでやっている全国学力・体力・運動能力状況調査においては、小学5年生では、男子で言うと、男子、女子ともに全国を、体重ですけれども、上回っているという実態がございます。

また、中学生においても、男子、女子ともに体重を上回っているという面から、今、委員ご指摘のとおり、そういう栄養過多と言うのでしょうか、栄養状態がいいと。これは、栄養状態がいいという面ではよろしいのですけれども、肥満だとかそういうものに結びついていくと、これはいろいろな病気にもつながると言う面においては、今後、栄養管理という面では、委員ご指摘の栄養教諭が、今、私どものところに3人配置されておりますので、それらを活用して、正しい食生活だとか食習慣について、指導等行っていくよう、今後十分、学校また栄養教諭と話し合っていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑は。

若山委員。

○委員（若山和幸） 177ページ、6項保健体育費、1目体育施設費、15節工事請負費でありますけれども、細節1野球場整備工事となっておりますが、この工事内容はどのようになっているかということと、もう一点、幕別町の総合計画の3カ年実施計画というのがあるのですけれども、その中の「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」という中には、野球場整備というのは、実施計画が30年ということになって、お聞きしておりますけれども、ことしの実施計画では、札内スポーツセンターテニスコートの改修事業というのが計画されておりましたけれども、その辺の変更された理由等をお聞かせください。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まず1点目の野球場の整備工事の関係でございますけれども、これにつきましては、運動公園野球場の整備工事ということになりますけれども、これにつきましては不陸整

正とを転圧ということでございます。

それと、2点目の札内スポーツセンターのテニスコートの関係でございますけれども、これにつきましては、昨年の総合計画3カ年次においては、29年度実施ということで議員さんの皆さんにもお知らせしているかと思えます。

29年度からの3カ年につきましては、この議会終了日ぐらいに配付されるのではないかと思うのですが、その段階におきましては、平成30年度に実施ということで、1年繰り延べになっております。

これにつきましては、29年度からの3カ年計画の協議の段階で、1年先送りというふうになりましたので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 若山委員。

○委員（若山和幸） テニスコートに関してですけれども、協議の結果1年遅れるということでありましたけれども、計画を示された段階で、テニスを愛好しておられる方、またそこを利用している子供たち、生徒が29年度にやってもらえるというようなお話を聞いている人たちは、ことしいつごろ工事やるんだろうというようなお話も聞くわけでした。

それが次年度に延びるということであれば、もっと明快なお話を聞かせていただいたほうが理解が深まるのではないかと思うのですが、ただ1年延期というだけでは理解に苦しむわけであります。

よろしく申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まず、野球場の整備とテニスコートの整備の関係が、年次がおかしいのではないかということだと思いますけれども、野球場の整備については昨年の段階において、30年度に実施するというようなことにはなっていないかと思えます。

札内スポーツセンターのテニスコートについては、先ほども申し上げましたとおり、昨年の3カ年の段階におきましては、平成29年度に実施するというような3カ年計画になっておりましたけれども、先ほども言いましたとおり、3カ年の実施計画の協議の中で、そういうふうに30年度の実施にするというふうになったということでございます。

○委員長（岡本眞利子） 若山委員。

○委員（若山和幸） 私の聞いたことに答えてもらっていないように思うのですが、もう少し詳しくお話をください。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） テニスコートの件につきましては、確かに昨年の3カ年実施計画においては29年に事業実施ということとなっております。

その事業実施に当たって、再度、私どものほうでテニスコートを調査した結果、もう少し大規模に工事を実施するということが必要となったと、要は事業費がアップしてきたということにおいて、総体的に事業の中身を精査した結果、今回29年を見送り、30年度にクレール層と言うのですか、上のほうですね、2層ぐらいを全てとって、新たに張りかえるという大きな工事になるということから、30年度のほうの事業で、今、計画しているということでございます。

○委員長（岡本眞利子） 若山委員。

○委員（若山和幸） 実施計画の中では、1,587万6,000円ぐらいの総事業費であろうというような計画書でありますけれども、それが大幅に上回る工賃であるということによろしいのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 事業費については、現在、再度積算をしておりますけれども、工法等については、30年度までに再度検討していかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 私も、29年度からテニスコートの改修というのは入るのだろうと思っていましたが、今聞けば30年に先送りしたということでもあります。

いろいろあるというような話でしたけれども、当然、私も聞いていた工事の中では、表面を剥がして、一千数百万ですか、ぐらいかかるということでそういうつもりでいたのですが、いろいろと大きな事情があれば、そういうこともローリングシステムもあれだ思うのですが、やはりこれ何のための3カ年計画かということになりかねないと思うのですよね。やはり愛好者ですか、それは本当はもっと早くやってほしいという要望があったはずなのです。

それをもうちょっと待って、もうちょっと待って、29年からやるからということで、これにのってきて、そして愛好者の人も29年からやるからねということで理解をしていたというふうに思うのですよね。それで、これ、1年先送りということでもありますけれども、そういう愛好者の会等々あるかと思うのですが、その人たちには話し合いというのでしょうか、理解をしてもらっているのでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 協会さんのほうから、昨年12月でしたでしょうか、協会のほうがことし30周年だということで、できればそれまでに改修工事を実施していただきたいということでの要請文はいただいております。

ただ、3カ年実施計画は、もう早くに、11月の段階でうちのほうも内示を受けておりますので、ここについては間に合わなかったということでございます。

失礼しました。

協会さんのほうには、当初29年ということで昨年までは考えていたけれども、ことしは30年まで延びましたということでの話はさせていただいております。

○委員長（岡本眞利子） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 協会のほうは了解したということなのでしょうか。

それと、これももちろんローリングシステムということですから、絶対とは言いませんけれども、ただやはり一つの目安として、何カ年かにわたって段階的に向上していくという一つの指針になるわけですから、やっぱりこれを崩されると、何を信じていいのかわからないということにもつながってきます。

これはそこまでは言いませんけれども、やっぱりある程度、町民と行政との約束事なのだろうと思うのです。絶対とは言いませんけれども。そういうことを考えると、行政不信というか、そういったことにもつながりかねませんので、極力、ここにのったものはやっていくという大前提でないと、何のためにこれはあるのかということになってきますので、そこはやっぱりこればかりでないですが、そういう基本的な立場に立って進めていくことが、私は望まれることだと思いますので、これは協会のほうが了としているのであれば、それはそれであれだと思いますけれども、ただ我々の立場からしても、そういったことをなるべくないようにして進めていくべきだというふうに思います。

何かありましたら。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 協会のほうにはご説明いたしまして、教育長からご説明させていただきました、ご了解は得ているということでございます。

委員がおっしゃいますとおり、私どもも基本的には3カ年実施計画を出す場合は、3年5年のスパンの中で、どういう事業をどういうふうに位置づけていくかというのは、当然考えて予算を要求しているところでございます。

しかしながら、3カ年の中で、3年間の内示はいただきますけれども、現実、町全体の行政運営をした際のやはり財源的な手当だとか、交付税の趨勢だとか、そういうものがあって最終的には事業年度において、見直しをせざるを得ない部分もあるかなと思っております。

現下としましては、なるべく委員がおっしゃいましたとおり、相手もいる事業もございましてことか

ら、その辺についてはなるべく事業実施させていただきたいという思いは同じでございますけれども、何せやはり総体的なまちづくり前提の中での精査というのは当然されていくものと、そこも私としても理解するところでございますので、大変申しわけないですけれども、そういう面でご理解いただければというふうに思います。

(関連の声あり)

○委員長(岡本眞利子) 関連、谷口委員。

○委員(谷口和弥) こういう町内の、町が管理する体育施設の管理のことにかかわって、今このところで質問させていただきたいなというふうに思います。

幕別運動公園内の野球場の整備のことが出されました。

あと、幕別の大きなところでは、野球場ということでは、依田にも球場があったりします。去年、こんなことがありました。台風のあとの日程でありますけれども、台風の風によって、スコアボードが倒れて折れてしまっている、今そういう状況なのですね。それから、以前から、もう少しずれてしまっていて、球場に入るところのドアがちゃんと閉まらない。だから、ボールが出ていってしまっているような状況、そんなことがあったりします。

こういったことが教育委員会のほうになかなか声が届かない、そういった実態があるのかな。その主に使う町内のいろいろなスポーツ団体ありますけれども、そういったところの連携なんかも、今お話を聞いていると少し薄いのではないかなとそんな印象を受けました。その辺のところ、ちゃんとされたほうがいいのではないかなということを指摘させていただいて、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、例えばいろいろな施設がありますけれども、依田球場のバックネットの裏にも幾つか小屋があっいろいろな施設が置いてあります。その、敷地内にあるロッカーに何があるかわからないという、そういう教育委員会の実態もありましたし、土を入れたい、でもそれを運ぶ道具が何もない、そんなこともありました。ラインを引きたい、でもあるのは幕別の軟式野球協会の備品であって、それを勝手に町民が借りて使うものにはなっていないのですよね。使わないでくださいとはっきり明記がある、それは当然なのだと思うのです。

町民が使うあるいはそこを有料で借りる団体がラインを引くことができない。私がたまたまかかわっていたものですから、休みではありましたが、担当者に電話させていただいて、やりとりさせてもらったことなどありました。そんなことで言うと、少しそういったスポーツ施設の管理のあり方や競技団体とのつながりが薄いのではないかなと、そういう印象を受けます。その点どうでしょうか。

○委員長(岡本眞利子) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(湯佐茂雄) まず、依田のバックネットといいますか、スコアボードの関係ですけれども、そこについては協会さんのほうともお話をさせていただいてまして、使う方がもう一個、脇に実は小さいのがございまして、そちらのほうが使いやすいくというお話をちょっと実はいただいています。そういう関係もございまして、いろいろ話はさせていただいておりまして、いろいろな備品の関係も、いろいろ使い勝手が悪いというようなこともございまして、今うちのほうでも、逐次、備品等については、教育委員会として用意して、どなたでも使えるような形にしようということで、今、進めているところでございます。

また、ほかの施設に当たりますが、使われている方あるいはその協会の方等々、十分にお話をお聞きし、ふぐあい等があればすぐ対応するような形で進めていきたいなというふうに思います。

それから、各種スポーツ施設の管理についても、それぞれ関係する団体の方たち、その方たち等を含めて、いろいろと意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(岡本眞利子) ほかに質疑は。

内山委員。

○委員(内山美穂子) 1点だけ質問させていただきます。

158 ページになります。10 款教育費、2 項小学校費、細節 4 のスケートリンク整備交付金のところなのですけれども、これは中学校も関係してきますし、町営リンクにもかかわってくるので、あわせてお願いしたいと思います。

リンクの整備交付金の積算内容と、町営リンク造成管理委託料の内容についてお伺いします。ごめんなさい。積算内容の積算根拠ですね。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、小学校、中学校にかかわりますスケートリンクの整備の交付金でございます。

これについては、積算の内容ということでございますが、基本的に町内の学校にスケートリンクをつくる際に補助金を交付するというものでございます。積算の内容としては、基本的に造成をする場合の定額として、各学校 24 万円、1 校 24 万円の定額補助となっております。また、それに加えて、学校規模等に応じてプラスの加算分を支出しております。また、リンクの大きさですとか、そういったことをもとに支出をしておりますけれども、大規模の学校においては、250 メートル以上のリンクをつくりますと 20 万円、また通常の中規模の学校でいきますと 15 万円、小規模の学校になりますと 10 万円というような、それぞれの積算内訳となっておりますけれども、これに加えて中学校については、幕別中学校に今現在、アイスホッケーリンクがございます。これについてはアイスホッケーリンクということで、定額補助のほかに、アイスホッケーリンク分ということで、7 万円補助しております。総体で申しますと、小学校リンクにおいては最も多い補助金額といたしますと、46 万円となっております。また、小さな小規模の学校においては、34 万円というような状況となっております。

これについては、基本的に各学校さんのほうで、消耗品ですとかリンクの水まきに係る車の燃料代ですとか、あと造成に係る、またリンクの維持管理等に係る、除雪等含めた機械の借上料、それと散水車等の修繕に係る部分等も踏まえた中で、補助金額ということで積算をしております。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 町営リンクもあわせてというお話でございましたので、私のほうから町営リンクについてお話をさせていただきたいと思います。

町営リンクにつきましては、あくまでも町営リンクということでございますので、教育委員会が発注いたしまして、委託ということで発注してリンクを造成してございます。それぞれ幕別のリンクですね、これにつきましては運動公園の多目的広場の中、それと札内の町営リンクにつきましては、札内中学校さんのグラウンドをお借りしまして造成をしておりますので、それぞれ内容につきましては、幕別リンクのほうにつきましては、町有車両を貸与いたしまして作業等をしていただいております。札内リンクにつきましては、車両の借り上げも含めて発注ということでさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 学校に関しては、それぞれの学校の実情に応じて交付金を考えてくれているということなのですが、やはり学校リンクに関しては、ある程度技術が必要とされて来ていると思います。それにもまして昨今、気象状況によって、リンクをつくるのが大変厳しい状況になってきていると思います。加えて、市街地の学校の中には、昔のように PTA が中心になってリンクを造成するということが、ままならなくなっているという状況をお聞きする中で、学校自体も努力していることとは思いますけれども、やはりその学校によって、歴史とか、いろいろ実情とか、その背景とかが違う中で、一くりに判断することはできないと思います。

それで、この補助金がある学校についていえば、散水車など古くて更新しなければならないということになったときに、今の交付金では足りないといった場合に、少し何らかの見直しですとか、そういったことは可能なのかお伺いします。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの委員のおっしゃられた、リンク造成に当たっての各学校にお

ける状況については、ご指摘あったとおりでございまして、ただ、基本的には各学校とも、学校を中心にPTAの方々のご協力をいただきながら、現在、造成をしているというような現状です。

ただ、なかなか保護者の方々についても、お仕事の関係ですとか、そういったところで忙しい中ご協力をいただいているということで、各学校においてもいろいろ工夫をしながらリンクの造成、また維持管理に努めていただいているということは、委員会としても理解をしているところです。

ご指摘ありました、今のご質問にありました機械の更新に当たってというところでもございませけれども、これについては各学校とも機械を、散水車また除雪用のジープですとか、こういったものについては、各学校で、今、管理をいただいているところでもあります。

各学校とお話をさせていただきながら、状況に応じて対応をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 各学校の状況に合わせてということなのではございますけれども、やはり町営リンクとかいろいろ全体的なことに照らし合わせて考えていくことも大切だと思うのですが、うちの町は未来のオリンピックを育てる事業とかもありますし、身近なところにリンクがあることによって、子供たちが夢を描いてオリンピック選手になりたいというような、そういった環境を整えることが大事だと思いますので、ぜひご配慮をお願いしたいと思います。

（関連の声あり）

○委員長（岡本眞利子） 関連、谷口委員。

○委員（谷口和弥） このスケートリンクのことにかかわってもそうだし、夏場のグラウンドの管理のことについて質問させていただきたいというふうに思います。

今、散水車のお話が内山委員から出されました。幾つかの学校では、それを使ってスケートリンクを実際につくっていると。その車両のあり方については、もういつの時代にその車両を入れたかわからない。ずっと保護者が代々引き継いでいるわけです。古いもので、もちろん道路交通法に関係ないですから、車検なんかとっていませんけれども、いろいろ故障箇所があっても、保護者の中には車両関係の技術のある人がいますから、そういった人たちが直しながら続けてつないでいっている、使っているという状況があるのだそうです。

そういったことを考えると、私はその散水車を入れかえるのに云々ということの議論は、今するつもりはないのですが、どんな状況で保護者がスケートリンクの作製に当たっているかということの押さえは、教育委員会でちゃんと持っていきべきだなというふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの散水車の関係、これについては散水車もそうですけれども、先ほど申しました除雪用のジープですとか、こういったものも確かに各学校とも年代物になっているというのは実態です。

その中で学校、またPTAの方々、スケート少年団等も含めてなんでしょうけれども、いろいろご苦労いただきながら修理等も対応していただいているというところは、教育委員会としても理解しております。

更新等、修理等についても、これについても各学校からの要望をいただきながら、それぞれの学校の状況に応じて、その辺は若干違いはあるのかなというふうに思っておりますけれども、これらについても今後対応をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） まずは、その辺は理解しました。

それで、もう一つあるのは、夏場グラウンドが乾燥するときがあります。土ぼこりが舞うだとかいような状況などが生まれていると。それから、学校の体育の授業や、少年団の活動、中学校でいえば部活動、そういったときにグラウンドに水をまきたいのだという、そういう事態が発生したりしま

す。

グラウンドに水をまくのは、今言った土ぼこりや、それからグラウンドそのものに湿気を与えることでの事故の防止や、それから熱中症の防止とか、そういった役割があって、水まきというのは大変重要なだけけれども、それが散水車を、スケートリンク整備にかかわって持っている学校は、それを使いながらやれるのだけれども、それのない学校はできないのだよな。そういうことでの声が寄せられているところであります。

学校のグラウンドに、しかるべきときに水をまけるような施設を持つ、そのことは、今言った三つの論点等からも必要なのだと思うのだけれども、そういったことに対する教育委員会の考えをお聞かせいただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、委員のおっしゃっているないところというのは、多分町営リンクなんかを設置している学校かなというふうには考えるのですが、あるところはスケートリンクの散水車があるかというふうに思いますけれども、ないところは確かにグラウンドの土ぼこりを抑えるためのその散水車というのはございません。

実際その風が吹いたときということなのですけれども、なかなかあれだけの大きな面積に水をまくとなると、散水車でも大変だというふうに逆に思うのですよね。そういう面で、なかなか難しいところなのですけれども、今後どういう方法があるかというのを、ちょっと今ここで、こういうふうというふうにはならないかなというふうに思いますので、逆に何回そういうことがあるのかなというのものもあるかと思うのですよね。年に1回、2回のために、また設備を整えて云々という話も、なかなか難しいところもございますから、そこは実情等、学校とも相談させてもらって、どういう方策があるかというのは研究させていただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 学校側、それからその学校を支える男性の保護者グループもありますから、よく検討をしていただきたいと思います。

実際、学校側にも、周辺の家から土ぼこりに対する苦情等も来ているということは聞いておりますから、やはりそれは教育委員会の責任に及ぶところなのだと思うのですよね。

十分な検討をしていただきたいと思いますものというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 学校の施設管理等について、保護者の方にもいろいろとご苦労いただいているのは事実でございます。

今の土ぼこり等におけるグラウンドの管理については、例えばうちの町営リンクにも散水車がございますことから、それらの活用だとか、ほかの車両の中でできるかどうか・ただ、そのときにピンポイントですぐやれるかどうかというの、また一方では課題がございますことから、先ほど来の答弁と同じなのですけれども、今後どういう手法でそういうグラウンド管理等の土ぼこり対策等を進めていくかということについては、研究させていただきたいというふうに思います。

○委員長（岡本眞利子） 審査の途中ではありますが、この際、13時まで休憩をとりたいと思います。

12:15 休憩

13:00 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育費についての質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 3点お尋ねいたします。

初めに、148 ページの教育財産費ですが、ここには出ていないのですけれども、教育長の行政執行

方針の中で、札内のプールの今後のあり方について検討を開始していくということがありました。もう少し詳しくその方向についてご説明をいただきたいと思います。

次、157 ページ、教育振興費の 20 節扶助費にかかわりまして、これは 160 ページの中学校の 20 節扶助費も同じであります。ことしの対象となる、予定されている人数をお示しいただきたいのと、適用される割合は何パーセントを見ているのか。それと、以前に一般質問の中で、入学準備金について前倒しの支給ができないものかという提案がありました。これはかなり全国的にも進んできているという状況がありまして、このことについての今年度の取り組みや考えについて伺います。

最後であります。166 ページ、これは新しい事業で、4 目の郷土館の 8 節報償費になってきます。郷土文化特別相談員の謝礼につきましては、先ほど、蝦夷文化考古館の資料の整理について相談といえますか、お力をかりるといことであります。今回、新しい政策として、同じように研究員も、どんな形になっていくのかはわからないのですけれども、研究員についても検討されていくということになっています。これは、新しいというよりは、以前もそうだったのでしょけれども、郷土文化館研究員を配置していくことと、今回の相談員の配置というのが並んで示されているのですけれども、それぞれ連携してお仕事をされていく内容なのかどうかも含めまして、取り組まれる業務についてご説明をいただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まず 1 点目の、プールの関係でございますけれども、これは札内地区のプールでございますけれども、以前から札内の白人小学校のところにあります、札内東町民プールが建設してからことしで 50 年がたちまして、以前から建てかえの計画はあったわけなのですけれども、以前については札内東町民プールをまた単独で建てかえるというような計画を持っていた時期があるのですけれども、ここをそうではなくて、ほかには北小学校のところの北プール、それと、南小学校のところの南プールということで、札内市街には 3 カ所のプールがございまして、それぞれ南プール、北プールとも平成元年、2 年の建設ということでありまして、このプールについても、近々建てかえを検討しなければならぬ時期がやってくるのだらうというようなことがありまして、この際、札内東町民プールを建てかえるに当たって、3 カ所のプールを統合して、1 カ所にして建てかえるということで、新設するという計画をしているところでございます。

学校の授業にも当然町民プールは使われておりますので、学校の授業の際などにつきましては、立てる位置もまだ正式には決まっておられませんけれども、どちらかという札内南小学校に児童が多いので、学校の授業等を考えますと、南小学校が徒歩で通えられるようなところというようなことで考えているところでございますけれども、他の小学校につきましては、スクールバス等での送迎ということを考えているところでございます。

今のところ、3 カ年の協議の中では頭出しはされておられませんけれども、平成 32 年以降で今のところは計画をしておりますけれども、これは先ほども言いましたとおり、札内東町民プールがかなり古い状況にありますので、1 年でも早く建設に向けて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

ついては、そのプールにつきましては、今は夏場だけのことなのですけれども、できれば通年で開設をできるようなものにしていきたいと。一部は年間の中でも、厳冬期については補修管理といいたいでしょうか、点検といいたいでしょうか、そういう時期で使えないときもでてくるかもしれませんが、基本的には 1 年を通して開設できるようなものにしていきたいということから、今あるプールと違って屋根も取り外しできるというようなものではできませんので、当然、屋根のあるプールというようなことで、なおかつ温水でできるものということで考えているところでございます。

それと、3 点目の郷土文化特別相談員と研究員の関係でございますけれども、郷土文化研究員につきましては、もともと配置をしている研究員でございますので、このものにつきましては基本的には週 3 日でふるさと館のほうに詰めていただきまして、町の資料収集やまとめたり整理などに当たっていただいております。

今回の郷土文化特別相談員につきましては、毎日とかということではございません、基本的にはこちらの教育委員会のほうから、仮にふるさと館と蝦夷文化考古館を合築するような今資料館を新たに建設しようということで考えているところでございますけれども、それに向けて、研究員はいるのですけれども、仮に研究員が何かわからないことがあってお聞きしたい、あるいはこういうアイヌ文化について特化して何かを調査したい、聞きたいというようなときに、特別相談員の方にその都度相談をして、今後の資料館に向けた基本構想なりのそういうものの策定に向けて、そういった相談あるいは指導を受けるために配置しようというものでございます。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、私のほうからは就学援助の関係についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、就学援助の受給者の方々的人数等でございますけれども、今年度、平成 28 年度の 2 月末の数字で申し上げますと、小学校で就学援助認定を受けている方が 248 名でございます。小学校の認定率といたしましては、17.4%となっております。また、中学校におきましては、認定者が 187 名の、認定率で申し上げますと 22.1%という状況です。

平成 29 年度の予算に当たりましては、当初予算の計上では、小学校については人数が 260 人で計上させていただいております。また、率については 19%の率で見させていただいております。また、中学校につきましては、人数が予算計上に当たっては 179 名、率については 22%という中で平成 29 年度の予算を計上させていただいたところでございます。

ご質問のもう一点目の入学前の支給についてというところでございますけれども、ご質問にありましたように、全国的にも入学前に支給をする自治体がふえてきております。今のところ、こちらのほうで調査をした中では、現状では道内の市町村においても、13 の市町村が入学前に支給をしている状況でございます。

ただ、そうなりますと、要綱に定めております前年の所得が確定をできないという点から、恐らく、前々年度の所得をもとに支給をしていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、入学前に支給をした後、本町の小学校、中学校に入学する場合はいいのですけれども、例えば転出をされてしまった場合とかっていうことの部分についても、返還が必要となることも想定をされるところであります。それらについても、道内に 13 ほどの市町村が実際に実施しているところがありますので、それらの状況等も踏まえた中で、今後、実施に当たっては調査、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは、まず、学校プールのほうなのですけれども、三つの学校のプールがそれぞれ古くなってきているので、一番古い東プールをまずは建てかえることから始めて統合する方向でということでありました。

まず、一番最初にお聞きしたいことは、学校プールという位置づけと町民プールという位置づけがあるのだと思うのです。どうも今のお答えでしたら、それがかぶさる形の姿が見えるのですけれども、その辺のすみ分け、財源をつくる関係もあるでしょうし、そこがどうなのかということが一つです。

もう一つは、三つのプールは確かに南小学校も、あるいは北小学校も平成元年、平成 2 年でありますから、年数は 25 年、26 年たっています。これは、ただプールとしての耐用年数というふうに考えれば、本来まだどのぐらいもつものなのか、そういうものも含めて一緒にしていくという場合には、多分コストの問題があるのではないかと思うのです。そういったことも試算されていると思いますので、その辺もお示しをいただきたいと思います。

次です。研究委員のことはわかりました。ただ、教育長の行政執行方針の中で、幕別郷土文化資料館の整備に向けていきますよということで、いろいろ手だてをとって行く中に、博物館、学芸員資格のある地域おこし協力隊の募集についても検討ということがありまして、それでこしは従前からの

研究員の配置と、加えて相談員が配置され、さらに地域おこし協力隊の検討と。学芸員ということが重なってきたものですから、もともと、幕別の歴史的なナウマン館にしても、蝦夷文化考古館にしても、きちっとした専門の知識を持った方がそこにいらして、その価値を訪れる方に、あるいは地域の方にわかっていただく努力は必要だなということはずっと思っていて、たびたび議会でも学芸員は置けないのかということをお尋ねしてきた経過があります。そういった形に集約ではないのですけれども、資料も整理され、施設もきちっとしていきますよと。その上で学芸員という形もそこに配置をして充実させていくのだという入り口に見えるのですけれども、その辺のお考えをお示してください。

就学援助のほうです。初めにお聞きすればよかったですのですが、実は、今お話いたしました入学準備金につきましては、国の基準が今年度大幅に引き上げられましたよね。これまで、小学生であれば2万470円、中学生であれば2万3,550円であったものが、小学生は4万600円、中学校は4万7,400円という基準が示されております。幕別町は、この新しい基準できちっと支給されるのかどうかということを確認させていただきます。

その上で、認定率等は、平成28年度の2月現状よりは少しは対象を引き上げて予算を組んでらっしゃるといふことですので、昨年の資料を見ましても、もちろんその基準に合致することが大前提であります。希望される方たちが、なかなかきちっと受けられるような制度に確立することが大事で、こういう点では基準額の見直しなどについても検討が要ることかなというふうに思っております。

これは、もしお考えがあればお聞きしたいところですが、戻りまして、入学準備金が国の基準どおり支給されるかと、もう一つは、なかなか町が進められない理由の中に、今、前々年度の所得で試算した場合に、支給した場合に、他町に転出される、あるいはうちの学校に入らないということも想定されるということですが、これはこれまでの実績があると思うのですよね。そういう対象の人たちというのは、例えば小学校で就学援助を受けていましたよと、中学校に入るときに変わりましたよという人は、そんなに多くないと思うのです。一体どのくらい的人数が想定されるのか伺います。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まず、プールの関係でございますけれども、実際に南と北でそれぞれ1,000平米ぐらいなのですが、この1,000平米ぐらいの規模ですと、5億円から6億円ぐらいかかるだろうと。今、3カ所を合築といいますか、統合するとすれば、面積やコースの関係もありますので、まだちょっと検討段階ですので確定したことは申し上げづらいところもあるのですけれども、面積でいくと1,800平米ぐらいかなと想定しております。事業費については12億円から13億円くらいかなと。先ほど、質問の中で申し上げるのを忘れちゃったけれども、今は確かに町民プールということで管理しておりますが、新施設につきましてはあくまでも学校プールとして建設をしまして、これは、今、委員もおっしゃいましたとおり、財源の関係もございまして、学校施設の整備費の補助金をいただいて建設できないかということで検討しているところでございます。

そんな形で、今後は学校プールとして管理をしていって、学校プールだけれども、町民も使えるというような管理の仕方をしていこうというふうに考えております。

今の町民プール自体も、実際には学校の授業が最優先でやってございまして、それ以外に町民の方に使っていただいているということですので、名前は変わりますけれども、さほど使い勝手といいたいでしょうか、使い方といいたいでしょうか、それについては変更はないような形で、今、考えているところでございます。

それと、郷土文化研究員の関係と、地域おこし協力隊の関係でございまして、執行方針の中では、今後、検討してまいりたいということで、教育長のほうからお話をさせていただいております。これについても、執行方針でもありましたとおり、先ほど申し上げましたふるさと館と蝦夷文化考古館の文化資料を、仮称ですが、共同文化資料館ということで建設する予定でございまして、これにかかわって、今、申し上げました地域おこし協力隊、これについては学芸員資格をお持ちの方ということで、できれば募集をさせていただいて、その資料館建設の基本構想の策定など、あるいは町

内にある3カ所の資料館、ナウマン象記念館も含めまして、連携であるとか、いろいろなことも考えられますので、そういった策定業務だけではなく、幕別町内全体のそういった資料館の連携といったものも含めて進めていただきたいということで、地域おこし協力隊を活用させていただければというふうに考えております。

つきましては、まだ検討中ではございますけれども、これはあくまでも求人という形になるのですけれども、実は、移住・交流推進機構というものがございまして、ここが、英語の頭文字をとりまして、JOIN というところなのですけれど、この JOIN がいろいろと総務省とタイアップしながら地域おこしフェアだとかもやっている団体になるのですけれども、そこに地域おこし協力隊の募集のところもございまして、今、見ますと、3月に入ってから10件ほどの求人があります。その中でも、本町と同じような、学芸員の資格がある方という募集もされているのが実態としてあります。資格をお持ちだということに限定すると、なかなか募集がどうかというところもありますけれども、町のホームページあるいは広報紙、いろいろなもので募集をしていきたいということで、できれば今年度、平成29年度内に募集なりのことを考えていきたいと。

ただ、地域おこし協力隊については、待遇や報酬だとかの額を決定しなければならない、ある程度ルールをつくらなくてはならないということでございますので、これは町としてのルールということになりまして、その辺は教育委員会だけではできませんので、町部局とも含めて協議をさせていただきながら、募集のほうに当たっていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） それでは、私のほうからは就学援助の新入学の用具に係る関係でございます。先ほど、委員がおっしゃられましたとおり、平成29年度に改正をされるという予定になっております。本町といたしましても同額の基準で、小学生については4万600円、中学校については4万7,400円の支給をしまいたいということでございます。

あと、先ほどの入学前の転出の関係でございます。これについては、人数は数人というふうにこちらでは押さえております。支出の方法においても、先ほども申し上げましたが、転出された場合ということで、これに伴ってあくまでも入学予定者が対象となるというふうに考えておりますので、転出された後に、その分のお金を返還いただくのか、また返還ではなくそのまま給付した形がいいのかということも、道内では、今、13市町村が進めていますけれども、先進地の町村において、さまざまな手法があるように伺っております。それらも含めて、今後、支出の方法についても調査を進めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） ちょっと答弁が抜けておりましたので。

プールの関係で、経費ということでランニングコストの関係の質問があったかと思うのですけれども、これにつきましてもちょっと検討中ではございますけれども、今、3カ所のプールが季節的な開設でございまして、この3カ所で年間大体500万円から600万円ぐらいかかっております。今度は、さっき言いましたとおり、1年間通してのものになりますので、その倍以上にはなるかなということで、今、考えているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） 耐用年数ということでございますけれども、今、細かい資料を持っていないのですが、学校プールということで、どうしても塩素を使っている施設になりますので、通常の鉄骨づくりの施設よりも短いはずで、耐用年数については。

済みません、細かい資料がございません。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） プールのことからいきますけれども、学校予算で建てて、学校プールなのだけれども、しかし形としては町民プールになっていて、全町で使える施設にしていくと。地域的には、町

民プールの建設が、幕別は本町しかありませんでしたから、非常に要望が強いところで、そういった点では期待されるのかなというふうに思います。

ただ、学校プールという位置づけから見たときには、子供たちの教育施設というのは地域の中で歩いて通えるような、そこできちっと必要な機関が利用できるというのは大事な原則ですよ。ですから、それを一つにしてしまうことによって生じてくるリスク、これをどんなふうに補っていくのかということと、それから例えば東プールの跡に建てるのであれば、北小や南小はそのまま使えるようにしておいて、東でと行くのでしょけれど、そこが変わっていくというふうになれば、集約施設を建てた後に一斉に廃棄していくというふうになるのだらうと思うのですよね。

そういった経済的なことはわかりましたけれども、教育的なところに熟慮がいるのではないかと思います。これから関係機関の皆さんと詰められるということでもありますから、そこは十分地域の声や学校の声も聞きながら、不都合が来さないように進めていくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

あと、郷土館のことにつきましては、全体の形がまだ見えてきておりませんので、具体的にどんな人にどう張りついていただけるのか、なかなかわかりません。すばっと学芸員なら学芸員の方を採用して、そして幕別町の文化施設のきちとした核になっていただくということがいいのではないかなというふうに思うのですけれど、いろいろな経過をとられるので、それでそういう土壌づくりとしてはいたし方ないのかなというふうに思います。将来的にどうするかも含めてお答えください。

就学援助です。就学援助につきましては、ぜひ他市町村も検討していただくということになります。早く踏み切ったところは、前段、私が申し上げましたように、転出なども想定しながらも、それは本当に限られた人数だということを押さえて、場合によっては返還ということもあり得るけれども、そういったことにも十分対処できるということを確認された上で事業に踏み切っていってほしいです。ですから、町も、やっぴいこうと思えばできるのだと思うのですよね。その辺の決意、踏み切りを伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（湯佐茂雄） まず、プールの関係でございますけれども、先ほども私のほうも答弁させていただきましたけれども、3カ所を1カ所にするに際しては、南小学校の児童が多いということで、六百何人おりますので、南小学校が徒歩で利用できるという場所に計画といたしまししょうか、考えているところでございます。北小と白人小学校につきましては、学校の授業に際してはスクールバスでの送迎ということで考えております。あとは、長期休業ですとか、そういう場合もございまして、その辺の輸送といたしまししょうか、送迎のことについては、今後、協議も必要になってきますけれども、コミバスに乗っていただくですとか、そういったような手だてもいろいろ考えられるのかなと思っております。

いずれにしても、議員さんがおっしゃるように、学校、PTAあるいは水泳協会さんであるとか、関係団体のご意見を伺いながら最善の施設にしていければいいなというふうに考えております。

それと、共同文化資料館でございまして、これにつきましては、確かにまだ先が見えていないといたしまししょうか、基本構想案はできていまして、合築が望ましいだろうということにはなっているわけです。建てる位置としますと、今の蝦夷文化考古館と生活館の間が全て町有地になってございまして、その間がいいのではないかなという案にはなっておりますけれども、まだ最終決定ではございません。そういった共同文化特別相談員ですとか、そういった地域おこし協力隊の方たちにご協力いただきながら、よりよい施設になるような形で協議を進めていきたいと考えております。最終的にはこの地域おこし協力隊には、おおむね3年まで特別交付税の措置もあるということでございます。町によっては何十人もいるところもございまして、そういった地域おこし協力隊の方が、3年後といたしまししょうか、資料館を建てるまでの間の中で、今後、町の資料館に対して、そういった人員の配置が必要かどうかということも、そういった中も含めて検討していかなければならないというふうに考えております。

○委員長（岡本眞利子） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 就学援助に関してでございます。今まで、課長のほうから答弁していることの繰り返しになるのですけれど、やはり今の制度上、前々年度の所得ということになりますことから、入学前に支給するということになる、いわゆるみなし認定のような形になってくるのかなというふうに思います。その辺みなし認定という形になってきた際には、転出した方に対する対応をどうするのか、また前年度の所得が確定したときに、それから外れた人をどうするのかと、そういうところの課題も多いことから、今しばらく他の市町村の手法だとか、またみなし認定をした方で戻していただくといったところの影響だとか、そういうことを勘案しながら、慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今の件だけです。就学援助の項目の中に、入学準備金、つまり入学をするときの準備のためのお金、これが現実には5月以降に出ているというところに不都合が生じてくるということですね。

それで、今、部長にお答えいただいたように、簡単にいくことではないというふうに思います。みなしということになってくれば、みなしたことによるいろいろな弊害と申しますか、先ほど言ったように返還を求めなければならないということも生じてきますからね。ですから、そういうことも踏まえた上で、入学準備金という名目である以上、そのとおりに使われていくような支援のあり方を構築することが大事なのだと思うのです。

先ほど来から、学校にかかわる経費のことを議論してまいりましたけれども、入学のときに多額のお金が必要になるということは一番言えていることで、だからこそ、今回、国も倍額近い引き上げに踏み切ったのだと思うのです。せっかくそこまで踏み切ったわけですから、実際に準備に間に合うようにどんな手だてをとっていけるのかというところを、ぜひぜひ深めていただいて、次年度には間に合うような形で持って行っていただければ、希望するところだなというふうに思います。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 10款教育費につきまして、ほかに質疑はないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費について一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

178ページをお開きください。

11款1項公債費、1目元金16億7,515万8,000円、借り入れいたしております起債の償還元金であります。

2目利子1億9,195万9,000円、借り入れいたしました起債の償還利子であります。

次のページになりますが、3目公債諸費4万1,000円、起債償還に係る支払手数料であります。

以上が、公債費であります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

180ページになります。

12款職員費、1項1目職員給与費18億590万6,000円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁する221人分の職員の人件費等であります。

2節の給料は、前年度比1名減となっております、約1,000万円ほどの減となっております。

3節職員手当等につきましては、昨年度の参議院議員選挙に係る時間外勤務手当の皆減などにより約1,300万円ほどの減となっております。

4 節の共済費では、次のページになりますが、昨年度、精算年でありました細節 12 の退職手当組合への負担金の減などにより約 2,600 万円ほど減となっております。

7 節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金であります。忠類保育所の直営化に伴いまして常雇職員が 2 名増となりましたことから、増となっております。

19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が、職員費であります。

続きまして、13 款災害復旧費につきましてご説明申し上げます。

182 ページになります。

13 款災害復旧費、1 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 1 億円であります。

本目は、平成 28 年 8 月の台風 10 号により被災いたしました札内川河川緑地、十勝エコロジーパークの、国の補助金の対象とならない施設の復旧に要する経費であります。

15 節工事請負費は、札内川河川緑地の運動広場のトイレ、野球場及びソフトボール場フェンス等の復旧、十勝エコロジーパークの堆積土砂撤去に係る費用が主なものであります。

以上で、13 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、14 款予備費につきましてご説明申し上げます。

183 ページになります。

14 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費、災害復旧費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数では 180 ページ、職員費につきまして、3、職員手当の 11、時間外勤務手当にかかわりまして質問を行います。

一般の一般質問で、時間外手当につきまして、職員の 1 人当たりの平均時間が 238 時間ということでありました。十勝管内の中でも一番残業が多いということで、改善に取り組まれるとご答弁でありました。

そこで、私がお伺いしたいのは、やはり職員の健康管理という点が一番なのですけれども、この時間外手当の平均時間は出ているのですが、1 日当たりの残業時間が昨年は最高でどのぐらいになっていて、次の仕事に出るまでの時間はどのぐらい間があくのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 1 日当たりの最高の時間数と、次の勤務の日までのインターバルというところでございますけれども、申しわけございませんが、1 日当たりの最高の時間数というものは、今、手元の資料としては……。

申しわけございません。昨年度、平成 28 年度で申しますと、8 月 30 日に台風の被害を受けた日がございましたけれども、これについては昼夜を通しまして 1 日ずっと職員が張りついていた状況でございますので、それについては 24 時間対応であったというふうに考えております。

あと翌日の勤務時間ですけれども、これのインターバルというものは特に設けていない状況にございまして、時間どおりに出勤していただくような形にはなっております。以上でございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 災害のときですとか、不測の事態というのは特別な対応があつてしかりだと思えます。

いわゆる日常業務、昨年の決算の中で一番残業をされていた方は 928 時間だったのですけれども、この場合は産休代替等をきちっと確保できなかったというようなこともあつて残業につながった、つまり必要な突発的なものではなくて、日業的な業務の中で残業になったということでありまして。そういう場合に、就業時間が終わってから、その日一体何時まで勤めていて、次の日の朝にそのとおり出

勤して来ていると思うのですが、間がどのぐらいなのか。インターバル規制の中では11時間というのが目安としてあるのですけれども、そういったことを考えれば、今まで、もしそういうことを全く放置と言ったら申しわけないですが、規制を考えずにやっていたということであれば、改善は絶対に必要になってくるだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 今のインターバル規制の関係ですけれど、11時間というお話でしたけれども、それについては、今そういう論議がなされているようなお話は聞いていますけれども、まだ正式には決まっていないということでございます。

それと、公務員だからということではないのですけれども、災害等公務の場合については、労基法の適応の中でも、時間の上限ですとか、インターバルだとかという考えはないのが現状でございます、現状としてそのインターバルを設けるということについては考えておりませんが、やはり翌日の仕事にかかわっては、ある程度のやっぱり休息時間は必要だろうというふうには考えております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 残業そのものも、一般的に、今、過労死の問題があって、国会で議論されていて、いろいろな提案もあって、どういう規制になっていくかという熱い議論がされているところではあります、まだ決まってはいません。当然、自分たちが、今、何を目安にするかといいますと、過去に国会で答弁した大臣通告というか、大臣答弁というのが一番直近の中では基準になることであろうということで、労働時間は1週間、残業時間としては45時間、年360時間、目安ですね。しかし、今、部長がお答えになったように、これも働いている側と使用者側とが話し合いをすれば、それはいろいろ柔軟に変わっていくということでもありますから、これがそっくりそのまま幕別町の町職員の皆さんにきちっと適応しなくてはならないというふうに思っているわけではありません。

ただ、恒常的な残業が続き、十勝でもずっと多いのだということになっていけば、職員の皆さんの疲労感というのも相当だろうというふうに推察するわけです。そうなってくると、一定、そういう目安があるものを参考にしながら、町も改善に向けていくということをししないと、これまた1年がたちましたよと、決算を迎えました、また恒常的な残業がありましたということでは全く改善になっていかないものですから、何らかの目安を持ちながら改善に向けていく。

特に、もうぎりぎり夜中まで働いて、何とか着がえに走って、朝また職務につくぞというようなことはないと思うのですが、そういうことは絶対に避けるということを含めて、改善の目安を持つ努力が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 今、委員がおっしゃられる、翌日の時間に係る準備といいたいまいしょうか、休息といいたいまいしょうか、そういったものは先ほども申し上げましたように必要であろうというふうに考えておりますので、今、政府の働き方改革の中でもいろいろな論議がなされているかと思っておりますので、そういった、どういった内容になるかもよく見きわめながら、やはりこれは地方公務員である我々も含めて論議されているというふうに考えておりますので、参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

現状の確認だけして終わらせていただきます。

先ほど、災害など特別なときの、いわば24時間勤務のようなことはありましたということでありました。それ以外の勤務の中で、いわゆる12時を超えるような残業というのは、この間、昨年、町が業務を遂行する上であったのかないのかを伺います。

○委員長（岡本眞利子） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 12時を超えるということですね。12時を超えるということであれば、まずは選挙等でも実際にあったかと思えます。そのほかの部分についても、あったというふうに思っ

おりますが、ちょっと詳細についてはわかりませんが、あったかと思えます。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 11 款公債費、12 款職員費、13 款災害復旧費、14 款予備費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から、14 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税より 22 款町債まで、一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 歳入につきましてご説明いたします。

16 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 10 億 4,855 万 8,000 円、昨年の台風被害等による農業所得の減などにより、前年対比で 3.3%の減額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 3,226 万 5,000 円、農業関連業種の法人税割の減により、前年対比で 3.2%の減額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 10 億 9,246 万 7,000 円、土地の下落修正はありますものの、新規償却資産の増により、前年対比 4.4%の増で計上しております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,695 万 9,000 円、平成 27 年度の評価替えに伴う道有資産等の台帳価格の減により減額を見込んでおります。

17 ページになります。

3 項 1 目軽自動車税 7,066 万 9,000 円、課税台数の増により、6.1%の増額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 7,765 万円、昨年度の決算見込みを勘案し、販売本数の減を見込んで前年対比 1.8%減で計上いたしております。

5 項 1 目入湯税 1,102 万 9,000 円、前年と同額で見込んでおります。

次のページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 8,000 万円、地方揮発油税総額の 42%相当額が市町村に譲与されるもので、前年同額であります。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億円であります。

自動車重量税の総額の 40.7%が市町村に譲与されるもので、前年同額であります。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円、北海道に納入された利子割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額で計上しております。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円であります。

北海道に納入された配当割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年同額であります。

次のページになります。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 500 万円であります。

北海道に納入された株式等譲渡所得割額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、交付実績等を勘案し、増額で計上いたしております。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 4 億 7,000 万円であります。北海道に配分された地方消費税の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年対比で 6.8%の増で計上いたしております。

7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 1,400 万円であります。札内川ゴルフ場分の減収を考慮し、26.3%の減額で計上いたしております。

8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 4,000 万円、前年同額であります。

次のページになりますが、9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円あります。

10 款 1 項 1 目地方特例交付金 1,700 万円あります。

住宅借入金等特別控除に係る住民税の減収補填として措置されるもので、前年同額であります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 55 億 2,800 万円であります。前年対比 4.5%の減で計上をいたしておりますが、このうち普通交付税につきましては、前年度交付決定額の 4.9%減の 52 億 7,800 万円で見込んでおります。

12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円であります。

交付実績等を考慮し、同額で計上いたしております。

次のページになりますが、13 款 分担金及び負担金、1 項 分担金、1 目 農林業費 分担金 1 億 966 万 9,000 円 あります。

農業基盤整備事業に係る 分担金 あります。

2 項 負担金、1 目 民生費 負担金 1 億 1,030 万 7,000 円 あります。施設型保育施設の保育料が主なものであります。

14 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 総務 使用料 210 万 9,000 円 ありますが、次のページになりますが、札内コミュニティプラザや近隣センター使用料が主なものとなっております。

2 目 民生 使用料 2,935 万 8,000 円、主なものは 2 節 児童福祉 使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料 あります。

3 目 衛生 使用料 272 万 3,000 円、葬斎場及び墓地の使用料 となっております。

4 目 農林業 使用料 2,734 万 4,000 円 ありますが、町営牧場の入牧料が主なものであります。

5 目 商工 使用料 1,052 万円、スキー場リフト使用料及び忠類白銀台スキー場に あります 宿泊ロッジ 使用料が主なものであります。

6 目 土木 使用料 1 億 5,274 万 2,000 円、1 節の道路 占用料や、次のページになりますが、4 節の公営住宅 使用料が主なものであります。

7 目 教育 使用料 570 万 8,000 円、2 節の幼稚園 保育料や 3 節のナウマン象記念館 入館料が主なもの となっております。

次のページになりますが、2 項 手数料、1 目 総務 手数料 943 万 5,000 円、戸籍住民票 手数料が主な もの となっております。

2 目 民生 手数料 1,128 万 7,000 円、2 節の介護予防サービス計画等 作成 手数料が主なもので あります。

3 目 衛生 手数料 5,724 万 8,000 円 あります。主なものは、ごみ処理 手数料 あります。

4 目 農林業 手数料 6 万円 あります。農地の移動に係る 嘱託登記 手数料 などであります。

5 目 土木 手数料 345 万 7,000 円、建築確認申請の 手数料及び完了検査に係ります 手数料 などが主な ものであります。

次のページになりますが、15 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 民生費 負担金 7 億 4,355 万 3,000 円、主なものといたしましては、1 節の障害者 自立支援 給付費、2 節の児童手当にかかわる 国の負担金 あります。

2 項 国庫補助金、1 目 総務費 補助金 311 万 4,000 円、個人番号カードの 交付にかかわる 交付金 あります。

2 目 民生費 補助金 6,411 万 6,000 円、1 節の障害者福祉に係る 地域生活支援事業 補助金、2 節の学童保育などに 係る 地域子ども・子育て支援事業 交付金 あります。

3 目 衛生費 補助金 22 万 8,000 円、疾病予防対策にかかわる 補助金 あります。

次のページになりますが、4 目 商工費 補助金 225 万円、プラス 8 プロジェクト事業に係る 地方創生 推進 交付金 あります。

5 目 土木費 補助金は 2 億 5,548 万 6,000 円、1 節は道路や橋梁などに 係るもの、2 節は公園施設の 長寿命化対策事業や都市防災総合推進事業、耐震性貯水槽整備に係るもの、3 節は公営住宅にかかわる 交付金 あります。

6 目 教育費 補助金 3,571 万 7,000 円、主なものは 1 節の学校の石綿対策に係る 学校施設環境改善交

付金、4節の幼稚園就園奨励費に係る補助金などがあります。

次のページになりますが、3項国庫委託金、1目総務費委託金17万3,000円、中長期在留者登録事務などにかかわる委託金であります。

2目民生費委託金659万8,000円、基礎年金事務などに係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金4億4,576万5,000円、1節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等負担金などが主なものであります。

次のページになりますが、2目農林業費負担金745万円、農業委員会職員設置費に係る道の負担金などがあります。

3目土木費負担金4,006万4,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目総務費補助金410万円、防災備蓄品や新庁舎の外構工事にかかわる補助金であります。

2目民生費補助金1億849万3,000円、1節の地域生活支援事業や重度心身障害者医療費などの障害者福祉に係るもの、ひとり親家庭等医療費や高齢者に係る各種事業、2節は乳幼児等医療費や学童保育などに係る地域子ども・子育て支援事業など児童福祉に係る補助金となっております。

次のページになりますが、3目衛生費補助金115万6,000円、妊産婦健康診査などに係る道補助金であります。

4目農林業費補助金3億3,657万3,000円、主なものといたしましては、1節では中山間地域等直接支払交付金など、2節は畜産関係資金利子補給費補助金、3節は各種土地改良事業に伴う補助金、4節は民有林や町有林の管理、造成などに係る道補助金であります。

次のページになりますが、5目商工費補助金120万円、地方の消費者行政機能拡充のための交付金であります。

6目教育費補助金36万1,000円、学校支援地域本部事業に係る補助金であります。

土木費補助金は廃目であります。

3項道委託金、1目総務費委託金4,104万8,000円、2節の道民税徴収事務委託金、3節の指定統計調査委託金などがあります。

2目衛生費委託金1万5,000円。

3目農林業費委託金468万3,000円、次のページになりますが、3節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4目商工費委託金1万8,000円、5目土木費委託金242万7,000円、1節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6目教育費委託金76万5,000円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

次のページになりますが、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,571万8,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金8万1,000円、各種基金等からの利子収入であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,068万4,000円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2目物品売払収入2,987万5,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入などがあります。

次のページになりますが、18款1項寄付金、1目一般寄付金10万円あります。

2目総務費寄付金1億円、ふるさと寄付金あります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億円、平成29年度予算における一般財源充当分として繰り入れをするものであります。

2目減債基金繰入金1億円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをいたしまして公債費の支出に充てるものであります。

3目まちづくり基金繰入金3億1,535万7,000円、ふるさと寄付の活用分、あるいは財政調整分と

して繰り入れするものであります。

4 目庁舎建設基金繰入金 5,483 万 7,000 円、新庁舎の外構整備に充当するため繰り入れをするものであります。

20 款 1 項 1 目繰越金 20 万円であります。

次のページになりますが、21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円、2 目の加算金は 1,000 円、3 目の過料 1,000 円であります。

2 項 1 目町預金利子 1,000 円であります。

3 項貸付金元利収入、1 目社会福祉金庫貸付金元金収入 50 万円であります。

2 目ウタリ住宅貸付金元利収入は 81 万円であります。

3 目生活環境改善設備資金貸付金元金収入につきましては 20 万円であります、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

次のページになりますが、4 目勤労者福祉資金貸付金元金収入は 1,000 万円であります。

5 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては 4,897 万 9,000 円。

6 目中小企業貸付金元金収入は 3 億 8,500 万円であります。

7 目忠類振興公社貸付金元利収入につきましては 4,500 万 2,000 円であります。

8 目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては 1 億 1,894 万 2,000 円であります。

4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 3 万円、2 目民生費受託事業収入 1,000 円、3 目衛生費受託事業収入 420 万 5,000 円、後期高齢者健診受託事業が主なものであります。

4 目教育費受託事業収入 368 万 6,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食配送に係る受託事業収入であります。

次のページになります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 52 万 9,000 円、2 目弁償金は 1,000 円、3 目の違約金及び延滞利息は 1,000 円であります。

4 目雑入 2 億 3,026 万 4,000 円であります。

1 節は住民健診等の負担金、2 節は学校給食費、3 節につきましては各施設の電話使用料となっております。

次のページになりますが、4 節職員給与費負担金につきましては、とちち広域消防への職員派遣に伴うものであります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

続きまして、39 ページになります。

5 目過年度収入 1,000 円であります。

22 款 1 項町債であります、各目に計上している起債のうち、ソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債充当のソフト事業であります。

1 目総務債 9,590 万円、次のページになりますが、忠類地域民間賃貸住宅建設促進補助事業債、新庁舎建設事業債が主なものであります。

2 目民生債は 1,580 万円あります。忠類地域通所介護事業運営費補助事業債や子ども医療費助成事業債が主なものであります。

3 目の衛生債は 4,250 万円で、管内の全市町村が共同で整備いたします汚水処理施設に係る整備事業債が主なものであります。

4 目の農林業債は 5,660 万円で、2 節の土地改良事業債、道営農地整備に係る起債が主なものであります。

次のページになりますが、5 目商工債 1,420 万円で、商工観光振興に係る起債であります、アルコ 236 整備事業債などが主なものであります。

6 目土木債 4 億 8,840 万円で、1 節の道路橋梁整備や 2 節の公園整備、耐震性貯水槽の整備、札内コミュニティプラザ建設事業債、3 節の春日東団地建替事業債などが主なものであります。

7目消防債3,250万円で、糠内分遣所建設事業債に係る起債が主なものであります。

次のページになりますが、8目教育債1億3,520万円、1節の学校施設石綿対策事業債、3節の百年記念ホール改修事業債が主なものであります。

9目災害復旧債1億円、札内川河川緑地などの災害復旧に係る起債であります。

10目臨時財政対策債は4億7,300万円で、普通交付税の財源不足を補うために、市町村みずからが地方債を発行いたしまして補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることとなっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 一般会計の総括質疑につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

この際、2時15分まで休憩いたします。

14:06 休憩

14:15 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） それでは、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページです。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ36億1,264万7,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、2ページから5ページまで、それぞれ定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものであります。

なお、平成29年度におけます年間平均の国保被保険者数は7,200人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からです。

15ページになります。

15ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額8,742万2,000円であります。

本目は、担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要する経費であります。

16ページになります。

2目連合会負担金、予算額122万2,000円であります。

本目は、医療費の審査支払い事務を委託しております北海道国保連合会に対する負担金であります。17ページです。

2項徴税費、1目賦課徴収費、予算額671万7,000円であります。

本目は、国税の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

18ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節3は、滞納整理機構への国保会計分の負担金となります。

3項1目運営協議会費、予算額44万9,000円あります。

本目は、国保運営協議会の運営に要する経費であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算額18億円あります。

本目は、一般被保険者の医療機関受診に対します診療報酬の支払いに要する経費であります。

19ページになります。

2目退職被保険者等療養給付費、予算額3,000万円あります。

本目は、退職被保険者の医療機関受診に対します診療報酬の支払いに要する経費であります。

20ページになります。

3目一般被保険者療養費、予算額2,000万円、あわせて4目退職被保険者等療養費、予算額50万円あります。

いずれも、柔道整復師の施術を受けた場合などに対します現金給付に要する経費となります。

5目審査支払手数料、予算額587万2,000円あります。

本目は、医療費の支払い等の事務に要する経費であります。

21ページになります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算額2億2,000万円、あわせて2目退職被保険者等高額療養費、予算額500万円あります。

いずれも、高額療養費にかかわる経費であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算額30万円。

次のページになります。あわせて4目退職被保険者等高額介護合算療養費。

いずれも、1年間における医療給付と介護給付の自己負担額の合算額が、一定の基準を超える場合にその超えた分を本人に支給することに関する経費となります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算額20万円。

2目退職被保険者等移送費、予算額1万円あります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算額2,101万1,000円あります。

本目は、1件当たり42万円を出産育児一時金として給付することにかかわる経費となります。

23ページになります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算額150万円あります。

本目は、1件当たり3万円を葬祭費として支給することにかかわる経費であります。

3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、予算額3億8,308万6,000円あります。

本目は、後期高齢者医療制度で医療給付を受けられる方の医療費にかかわる保険者の負担分、社会保険診療報酬支払基金に支出するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算額2万9,000円あります。

本目は、事務費分を支払基金に拠出するものです。

24ページになります。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、予算額138万6,000円あります。

本目は、前期高齢者が保険者間で偏在していることから、保険者の負担の不均衡を調整するための費用負担で、支払基金に納付するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、予算額2万8,000円あります。

本目は、支払基金への事務費拠出金であります。

5款1項老人保健拠出金、予算額1,000円、あわせて2目老人保健事務費拠出金、予算額2万円です。

いずれも、老人保険制度が既に廃止されておりますが、過年度の精算等にかかわる拠出金及び事務費にかかわる拠出金であり、支払基金に支出するものであります。

6款1項1目介護納付金、予算額1億4,606万8,000円です。

本目は、国保被保険者のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者にかかわる保険料負担分を支払基金へ納付するものであります。

次のページになります。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、予算額8,557万4,000円です。

本目は、高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が行う再保険事業に対して、必要経費を拠出するものであり、1件80万円を超える高額医療費が対象となります。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、予算額7億6,203万5,000円です。

本目は、1目と同様ですが、1件80万円以下の医療費が対象となるものであります。

3目その他共同事業事務費拠出金、予算額3,000円です。

本目は、事務費拠出金となります。

26ページになります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、予算額1,900万2,000円です。

本目は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であり、13節委託料、細節6は、40歳以上の被保険者が受診する際の自己負担額を無料化しております。

27ページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算額170万9,000円です。

本目は、健康の保持、増進を図るために要する経費です。

9款1項公債費、1目利子、予算額5万円です。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算額300万円。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算額10万円。

次のページです。

3目償還金、予算額3,000円。

4目一般被保険者等還付加算金、予算額20万円。

5目退職被保険者等還付加算金、予算額5万円です。

11款1項1目予備費、予算額1,000万円です。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入の説明をさせていただきます。

8ページにお戻りください。

8ページ、歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算額8億1,249万2,000円です。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算額962万1,000円です。

9ページです。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、予算額5億5,630万9,000円です。

本目は、療養給付費等にかかわる国の定率分で、負担率は32%となります。

2目高額医療費共同事業負担金、予算額2,139万3,000円です。

3目特定健康診査等負担金、予算額333万5,000円です。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算額1億1,330万円です。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金、予算額112万4,000円です。

本目は、国保の広域化に向けた国保システム改修費用に対しまして、国から補助されるものであります。

10 ページになります。

3 款 1 項 1 目療養費給付金等交付金、予算額 4,569 万円であります。

4 款 1 項 1 目前期高齢者交付金、予算額 7 億 1,454 万 4,000 円であります。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、予算額 2,139 万 3,000 円であります。

本目は、高額医療費共同事業拠出金にかかわります北海道の定率負担分であります。

2 目特定健康診査等負担金、予算額 333 万 5,000 円であります。

次のページです。

2 項道補助金、1 目都道府県財政調整交付金、予算額 2 億 3,800 万円あります。

6 款 1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、予算額 7,000 万円あります。

本目は、1 件 80 万円を超える高額医療費の再保険事業にかかわります国保連からの交付金であります。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、予算額 6 億 9,000 万円あります。

本目は、1 目と同様であります。1 件 80 万円以下の医療費が対象となります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 1,198 万 9,000 円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものとなっております。

12 ページになります。

8 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額 1,000 円あります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、予算額 1,000 円。

2 目退職被保険者等延滞金、予算額 1,000 円あります。

13 ページになります。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円あります。

3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入、予算額 1,000 円あります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、予算額 1,000 円。

2 目一般被保険者第三者納付金、予算額 1,000 円。

3 目退職被保険者等第三者納付金、予算額 1,000 円。

4 目一般被保険者等返納金、予算額 10 万円。

5 目退職被保険者等返納金、予算額 1 万円。

14 ページになります。

6 目保険医療機関返還金、予算額 2,000 円。

7 目雑入、予算額 1,000 円あります。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、1 目超高額医療費共同事業交付金、予算額 1,000 円あります。

本目は、420 万円を超える超高額療養費の 200 万円を超える分が国保連から交付されるものです。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 9 ページの、国庫支出金のところの、国民健康保険制度の関係業務準備事業ということでお尋ねをしたいと思います。

いよいよ、本年度といたしますか、平成 29 年度を最後に国民健康保険制度そのものは、北海道に移されることになると思います。したがって、提案されている独自の予算としては最後になるのでは

ないかと思うのですけれども、広域化に向けて、1年間準備されていくというふうに思うのですが、具体的にどんな日程で進んで行かれるのか、タイムスケジュールなのですけれども、国民健康保険税の確定であるとか、あるいは北海道との連携のもとで道がやる仕事、そして幕別町がやる仕事、ほとんど幕別町がやっていく仕事については、今後も変わらないというようなことはお聞きしているのですが、変更があるのかどうか。

そして、さらにもう一つ、例えばただいま11ページの中で繰入金、職員給与費相当分が繰り入れられているというようなこともありましたけれども、こういったことが今後も続いていくのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 国民健康保険の広域化につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の主体責任となります。それに伴いまして、市町村におきましては、引き続き地域住民と密接な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細やかな事業はそのまま担うこととなっております。北海道におきましては、道が主体責任となることから、安定的な財政運営や効率的な事業確保のために、中心的な役割を行うということになっております。

財政運営が、都道府県が主体となりまして、市町村におきましては市町村ごとに納付金が決定されまして、それを税において都道府県に支払うという流れになっております。

現在、納付金の試算を、道において2回目の試算がなされておきまして、今後7月に道におきまして国保広域化に向けた財政の運営の方針を決定し、10月には市町村における納付金が確定して、市町村における標準的な税率が示されて、それに基づきまして、平成30年度の税率等は市町村がそれを参考にして決めるというスケジュールになっております。

職員給与費等の一般会計の繰り入れにつきましては、そのまま制度が残るということで、職員給与費につきましては一般会計から繰り入れすることとなります。

以上です。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 既に2回の広域化に向けた準備が進んでいまして、10月には市町村の標準の保険料が示されるということでもありますね。それに基づいて、我が町の保険料を幾らにするかということが決まっていくのだと思うのですけれども、その点では市町村の裁量といいますか、市町村の考えが反映されて決まっていくというふうには思うのですけれども、しかし、既に試算されたものが、昨年マスコミで出されましたときに、特に十勝管内の南部方面の町村が、標準が示された額が非常に現状と乖離している、高いということで、そういった改善を求める運動が開始されていますけれども、いろいろ裁量権は残されたとしても、北海道の指導というのは、道の事業になりますから、かなり強められるという危惧を持つのですけれども、そういった裁量権についてきちっと保障していただきたいというふうに思っていて、実際、それに向けてどんなふうに会議に臨んでいただけるのか、そういった調整の議論も、会議の中ではされていると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡本眞利子） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 道と市町村につきましては、市町村の連携会議というものがございまして、その中で納付金などの算定について協議をしている状況でございます。

幕別町におきましては、平成27年の1人当たりの保険料率と比較いたしまして、1回目の算定におきましては、1人当たり13万8,894円が、1回目の算定では15万6,978円ということで、13%増額というふうになる試算が出ておきまして、その後、2回目の算定におきまして、所得等の再設定等を行いました結果、幕別町におきましては、15万1,249円ということで8.9%の増というふうになっております。

増額する市町村に対して、道といたしましては、激変緩和措置ということで、とりあえず参考として示されたのは5%を、1回目に5%で打ち切って、越えた分については道が基金等で対処するというので、一律初年度は5%ということで、幕別町におきましては、1人当たり14万5,839円という

金額が今のところ示されております。

幕別町といたしましても、今回、1人当たりの納付金の額が上がるということで、十勝管内のほとんどが全道よりも所得が高いということで、引き上がる状況でございます。会議の中では、やはりそういった引き上げに対して激変緩和措置を、道は5%と、で、6年間、約40%までは激変緩和措置をしていくという内容で説明されましたが、6年間ではなくて、10年なり、その率をもう少し3%なり低く抑えて、長いスパンでできないかというような意見も、私たちのほうでは出させていただきました。

これは全道で、十勝市町村連携会議が開かれますので、その中の意見を集約して、改めて道として激変緩和措置の範囲とか年数とか、改めてまた協議されると思いますけれども、幕別町といたしましても、町民に負担がかからないよう、激変緩和措置等を検討していただきたいということで、会議の中では意見を申させていただいているところでございます。

○委員長（岡本眞利子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。ぜひその姿勢で臨んでいただきたい。幕別だけのことではなくて、恐らく他町村ではもっともっと引き上げが、5%以上は当分は対処はされるとはいつても、高額になっていくことには変わりありませんし、現状でも国民健康保険税は他の保険と比べたら負担が高いということは繰り返し申し上げてきたところでもありますので、今、課長が道に対して負担がふえないように望んでいるということでもありますから、その姿勢を貫いていただくことを求めて終わりたいと思います。

○委員長（岡本眞利子） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

35ページになります。

第1条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億8,329万9,000円と定めるものであります。

同条の第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、36ページ、37ページ、それぞれ定めております。

なお、平成29年度におけます年間平均の被保険者数につきましては4,259人と見込んでおります。

次に、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からです。

43ページをお開きください。

43ページ、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額1,057万7,000円であります。

担当職員1人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要する経費となります。

44ページになります。

2項1目徴収費、予算額100万4,000円であります。

本目は、後期高齢者医療にかかわる保険料の徴収事務に要する経費となります。

45ページです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算額3億6,956万8,000円であります。

本目は、広域連合への納付金であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、広域連合の事務費にかかわる負担金であり、

細節4は、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分にかかわる一般会計からの繰入分を合わせ納付しております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円であります。
46ページです。

2目保険料還付加算金、予算額5万円であります。

4款1項1目予備費、予算額10万円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

40ページにお戻りください。

40ページ、歳入です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、予算額2億7,400万円であります。

平成28年及び29年度の北海道における保険料率につきましては、均等割額が4万9,809円、所得割率が10.51%であります。また、賦課限度額につきましては57万円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億713万4,000円あります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1節は広域連合の事務費にかかわる負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであります。

2節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

41ページです。

4款1項1目繰越金、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算額1万円。

2目過料、予算額1,000円あります。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算額200万円。

2目還付加算金、予算額5万円あります。

42ページになります。

3項1目預金利子、予算額1,000円あります。

4項雑入、1目滞納処分費、予算額1,000円。

2目雑入、予算額1,000円あります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 平成29年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

51ページになります。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,751万円と定めるものであります。

同条の第2項においては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」によることとし、52ページから55ページまで、それぞれ定めているものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からです。

64ページになります。

64 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額 2,030 万 3,000 円であります。

本目は、担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要する経費であります。

65 ページです。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算額 119 万 7,000 円であります。

本目は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であります。

66 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、予算額 1,322 万円であります。

本目は、審査会の委員報酬及び担当事務職員 1 名分の人件費など審査会の運営に要する経費となっております。

67 ページになります。

2 目認定調査等費、予算額 1,822 万 7,000 円であります。

本目は、認定調査に要する経費となります。

68 ページになりますが、12 節役務費、細節 15 はおよそ 2,000 件の主治医意見書を見込んでおります。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費、予算額 59 万 9,000 円であります。

本目は、介護保険運営等協議会の運営に要する経費となります。

69 ページです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、予算額 5 億 8,893 万 4,000 円あります。

本目は、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスにかかわる保険給付費が主なものとなります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、予算額 7 億 7,945 万 7,000 円あります。

本目は、グループホーム、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型介護サービスにかかわる保険給付となります。

70 ページです。

3 目施設介護サービス給付費、予算額 5 億 4,506 万 2,000 円あります。

本目は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方にかかわります保険給付費になります。

71 ページです。

4 目居宅介護サービス計画給付費、予算額 9,110 万 3,000 円あります。

本目は、要介護者のケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

72 ページになります。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、予算額 9,152 万 2,000 円あります。

本目は、要支援者の介護予防サービスにかかわる保険給付費になります。

要支援者の保険給付費につきましては、一部地域支援事業への組みかえによる減額となっております。

73 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額 558 万 2,000 円あります。

本目は、介護予防小規模多機能型居宅介護などにかかわります保険給付費であります。

74 ページをお開きください。

3 目介護予防サービス計画給付費、予算額 1,579 万 2,000 円あります。

本目は、要支援者のケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

75 ページです。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算額282万4,000円であります。

76ページです。

4項1目高額介護サービス等費、予算額5,410万円であります。

本目は、利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

77ページです。

5項1目高額医療合算介護サービス等費、予算額1,100万円であります。

1年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合、その超えた分を払い戻すものとなっております。

78ページをお開きください。

6項1目市町村特別給付費、予算額40万円であります。

本目は、バスケット等、介護保険給付対象外の経費に対する給付となっております。

7項1目特定入所者介護サービス等費、予算額1億1,130万円であります。

本目は、自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対しまして、基準費用額と負担限度額との差額分を補填給付、補足給付するものとして支給するものであります。

79ページになります。

3款1項1目基金積立金、予算額1,000円であります。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス費。

4款の地域支援事業費につきましては、相互事業により、項立てが昨年度と変更となっております。

1目介護予防・生活支援サービス事業費、新目であります。予算額3,468万4,000円あります。

本目は、4月から実施いたします、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業において要支援1、要支援2及び事業の対象者が利用いたしますホームヘルプサービスとデイサービスにかかわる給付費が主なものとなっております。

80ページになります。

80ページ、2目介護予防ケアマネジメント事業費、こちらも新目です。予算額705万2,000円あります。

本目は、総合事業対象者のケアプラン作成業務にかかわります経費で、嘱託職員、ケアマネージャー1名分の人件費と、総合事業システムの保守にかかわる委託料が主なものとなっております。

81ページになります。

2項1目一般介護予防事業費、予算額1,121万4,000円あります。

本目は、要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防事業費に要する経費が主なものとなっております。こちらは昨年までの1項介護予防事業費の組みかえとなっております。

82ページをお開きください。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、予算額1,026万4,000円あります。

本目は、成年後見人制度の推進や啓発を行う後見実施機関業務の委託料や、多様な生活支援、介護予防サービスの提供体制を構築する生活支援コーディネーター業務に対します委託料などに要する経費が主なものとなっております。

83ページです。

2目任意事業費、予算額735万6,000円あります。

本目は、道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業の委託料や、グループホームに入所されている方の家賃等の利用者負担を軽減するための補助金などに要する経費が主なものとなっております。

84ページです。

3目地域包括支援センター運営費、予算額1,361万6,000円あります。

次のページです。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、予算額100万円あります。

86 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金、予算額 80 万円。

2 目第 1 号被保険者還付加算金、予算額 10 万円。

3 目償還金、予算額 1,000 円であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

58 ページまでお戻りください。

58 ページ、歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、予算額 4 億 8,579 万 4,000 円であり
ます。

第 1 号被保険者は 8,459 人を見込んでおり、標準給付費に対します負担率は 22%となっております。

また、基準保険料につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間は月額 5,150 円とな
っております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、予算額 798 万 3,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置しております池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算額 1,000 円であり、情報公開等請求手
数料です。

2 目民生手数料、予算額 7 万 6,000 円であります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用にかかります手数料となります。

59 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金、予算額 4 億 2,582 万 3,000 円であ
ります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、予算額 1 億 1,491 万 9,000 円であります。

市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費
の 5%相当分となっております。

2 目地域支援事業交付金、予算額 2,541 万 5,000 円であります。

本目は、総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 25%、
2 節のその他の事業に対しましては 39%の交付率となっております。

3 目介護保険事業費国庫補助金、予算額 126 万 4,000 円であります。

60 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、予算額 6 億 4,354 万 6,000 円であり
ます。

本目は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者にかかります支払基金の定率負担分であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、予算額 1,485 万 4,000 円であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、予算額 3 億 2,115 万円であります。

61 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、予算額 1,271 万 1,000 円であります。

総合事業及び介護予防事業などに対する道の交付金となります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算額 1,000 円であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算額 3 億 4,885 万 6,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節の介護給付費にかかわる部分、次のページになりますが、5 節のその他として、職員給与費及
び事務費相当分などが主なものとなっております。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算額 3,500 万円あります。

基金からの繰入金であります。

9 款 1 項 1 目繰越金、予算額 10 万 1,000 円であります。

63 ページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金、予算額 1,000 円
あります。

2 項 1 目預金利子、予算額 1,000 円あります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、3 目返納金、4 目雑入、いずれも予算額 1,000 円
あります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 介護保険特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以
上をもって終了させていただきます。

この際、15 時 10 分まで休憩いたします。

14 : 56 休憩

15 : 10 再開

○委員長（岡本眞利子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 5 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第 5 号、平成 29 年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたしま
す。

93 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,790 万 1,000 円と定めるものでありま
す。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、94 ページ、95 ページの「第 1 表 歳入歳出予
算」のとおりであります。

第 2 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、96 ページの「第 2 表 地方債」
のとおりであります。

96 ページをお開きください。

第 2 表、地方債であります。地方債の本年度の借入予定額は、幕別簡水整備事業の 3,350 万円、忠
類簡水整備事業の 2,450 万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

歳出より説明いたします。

102 ページをお開きください。

歳出、1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、本年度予算額 3 億 6,780 万 1,000 円。

本目は、簡易水道の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2 節から 4 節につきましては、担当職員 1 名分の人件費であります。

103 ページになります。

13 節委託料は、細節 1 の簡易水道施設の管理に係る委託料、細節 5 は検針に係る委託料のほか、細
節 12 は駒畠、大豊簡水区域内の配水管路の漏水調査、細節 13 は道道豊頃糠内芽室線の栄橋かけかえ
工事に伴う配水管移設の実施設計であります。

104 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は検定満了量水器取りかえ工事のほか、細節 3 は糠内浄水場情報伝達装置

の更新、細節4は道営駒島地区農地整備事業に伴う送水管の移設工事、細節5は西部浄水場計装設備更新工事が主なものであります。

19節負担金補助及び負担金、細節4は、更別村共同施設維持管理に要する負担金であります。
105 ページです。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

99 ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、本年度予算額103万7,000円、水道管移設工事等の負担金であります。

2款水道使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額9,384万9,000円であり
ます。

本目は、幕別地区4簡水と忠類地区1簡水の水道使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

100 ページになります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億9,581万円、一般会計か
らの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額10万円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、本年度予算額10万3,000円であります。

101 ページ、6款町債、1項町債、1目水道事業債、本年度予算額7,700万円であります。

これにつきましては第2表で説明をいたしました、工事に係る起債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 簡易水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以
上をもって終了をさせていただきます。

次に、議案第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたし
ます。

112 ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億62万4,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、113 ページ、114 ページの「第1表 歳入歳出
予算」のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、115 ページの「第2表 地方
債」のとおりであります。

115 ページをお開きください。

第2表、地方債、本年度の借入予定額は、公共下水道建設事業2,680万円、十勝川流域下水道建設
事業の建設事業分担分320万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係る企業債相当額の一部を一定期間後年次に
繰り延べする起債であり、本年度分は元金分1億6,290万円、利子分で4,790万円、下水道事業の特
別措置分4,420万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

初めに、歳出より説明いたします。

121 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 1 億 463 万円、本目は、下水道事業の推進に係る担当職員 1 名分の人件費のほか、各種負担金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の 122 ページになります。細節 6 は十勝川浄化センターの運営分担当であります。

27 節公課費は、平成 28 年度及び平成 29 年度中間申告分の消費税であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、本年度予算額 9,657 万 9,000 円、本目は、担当職員 2 名分の人件費のほか、下水道整備に係る経費であります。

123 ページになります。

13 節委託料、細節 9 は下水道施設全体を中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築、修繕を一体的に捉えて、計画的、効率的に行うための下水道ストックマネジメント計画策定に係る委託料であります。

15 節工事請負費、細節 2 は、札内中継ポンプ場の電気設備の更新工事であります。

124 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝川流域下水道の建設事業に係る負担金であります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算額 9,434 万 7,000 円、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費で、年間汚水処理量は 60 万トンを予定しております。

125 ページになります。

2 目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額 1,710 万 5,000 円、本目は、札内処理区の汚水を十勝川浄化センターへ圧送する中継ポンプ場の維持管理経費で、年間圧送量は 170 万トンを予定しております。

3 目管渠維持管理費、本年度予算額 1,489 万 5,000 円、本目は、汚水・雨水の管渠及びマンホール並びに泉町、みずほ町の雨水排水ポンプ所の維持管理経費であります。

126 ページになります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 6 億 3,782 万 6,000 円、起債償還の元金であります。

127 ページになります。

2 目利子、本年度予算額 1 億 3,514 万 2,000 円、起債償還の利子であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

118 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、本年度予算額 91 万 4,000 円、公共下水道の受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、本年度予算額 3 億 2,369 万円、幕別、札内両処理区の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、本年度予算額 3,140 万円、下水道建設事業の国庫補助金であります。

119 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 4 億 5,932 万 1,000 円、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 10 万円であります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額 19 万 9,000 円、簡易水道、上水道の中央監視装置の電気料が主なものであります。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、120 ページになります、2 目資本費平準化債、3 目の下水道事業債につきましては、先ほど第 2 表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

135ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,490万5,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、136ページ、137ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第2条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、138ページの「第2表 地方債」のとおりであります。

138ページをお開きください。

第2表、地方債、本年度の借入予定は、個別排水処理施設整備事業として4,250万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであります。

初めに、歳出より説明いたします。

143ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額552万1,000円、本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21節の貸付金につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度に貸し付けするものであります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、本年度予算額6,058万7,000円、本目は、担当職員1名分の人件費のほか、合併浄化槽の整備に係る経費であります。

144ページになります。

15節工事請負費は本年度設置を予定しております合併浄化槽の建設経費であります。

145ページになります。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額6,231万1,000円、本目は、本年度建設分も含め幕別地区358基、札内地区305基、忠類地区88基、合計751基分の浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に係る経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は4,707万7,000円、起債償還の元金であります。

2目利子、本年度予算額1,930万9,000円、起債償還利子であります。

146ページになります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

141ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、本年度予算額243万4,000円、合併浄化槽整備分の受益者負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額2,677万3,000円、

本年度工事予定分を含めた合併浄化槽の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 1 億 1,644 万 1,000 円、一般会計からの繰入金であります。

142 ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 10 万円。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入、本年度予算額 500 万円で、貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、本年度予算額 165 万 7,000 円、平成 28 年度分の精算還付金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は 4,250 万円で、合併浄化槽の整備の起債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 8 号、平成 29 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第 8 号、平成 29 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

153 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,856 万 8,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、154 ページ、155 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、156 ページの「第 2 表 地方債」のとおりであります。

156 ページをお開きください。

第 2 表、地方債、地方債の本年度借入予定額は、農業集落排水整備事業 240 万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

初めに、歳出より説明いたします。

161 ページになります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 52 万 8,000 円、本目は、農業集落排水事業に係る事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額 4,374 万 2,000 円、本目は、農業集落排水処理施設忠類処理区の維持管理経費であり、年間汚水処理量は 12 万トンを予定しております。

162 ページになります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本年度予算額 156 万 7,000 円、本目は、汚水管渠、マンホール及び汚水ますの維持管理に関する経費であります。

163 ページ、3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 1,785 万 3,000 円、起債償還の元金であります。

2 目利子、本年度予算額 477 万 8,000 円、起債償還の利子であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

159 ページをお開きください。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額 1,710 万 6,000 円、忠類処理区の排水処理施設使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 8,000 円、農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額 85 万 5,000 円、農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子の償還の一部に充てるものであります。

160 ページになります。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 4,809 万 9,000 円、一般会計繰入金であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 10 万円。

5 款町債、1 項町債、1 目農業集落排水整備事業債、本年度予算額 240 万円、「第 2 表 地方債」で説明いたしました起債であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（須田明彦） 議案第 9 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計について説明いたします。

166 ページをお開きください。

第 2 条、業務の予定量は、給水戸数 9,626 戸、年間総給水量 232 万 5,050 トン、1 日平均給水量 6,370 トンであります。

主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、収入の第 1 款水道事業収益は 5 億 7,941 万 9,000 円。

支出の第 1 款水道事業費用は 5 億 6,953 万 5,000 円と定めるものであります。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額、収入の第 1 款資本的収入は 5,780 万円。

167 ページになります。

支出の第 1 款資本的支出は 2 億 9,031 万円と定めるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 3,251 万円は、過年度分損益勘定留保資金 6,519 万 3,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,731 万 7,000 円で補填するものであります。

第 5 条、企業債、起債の目的、及び限度額につきましては、配水管布設整備事業の 5,260 万円であります。

第 6 条、議会で議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 3,581 万円であります。

第 7 条、たな卸資産の購入限度額は 294 万 7,000 円と定めるものであります。

初めに、平成 28 年度の決算見込みから説明いたします。

190 ページをお開きください。

平成 28 年度幕別町水道事業の決算見込みの損益計算書であります。

営業利益はマイナス 3,946 万 1,000 円ですが、営業外利益は 4,260 万 3,000 円を見込んでおり、経常利益は 314 万 2,000 円となります。これに予備費 10 万円を差し引きいたしますと、当年度、平成 28 年度の純利益は 304 万 2,000 円と見込んでおります。

当年度純利益に前年度の未処分利益剰余金 9 億 2,897 万 3,000 円を加えますと、平成 28 年度未処分利益剰余金は 9 億 3,201 万 5,000 円となる見込みであります。

次に、平成 29 年度の幕別町水道事業会計予定実施計画収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに、支出から説明いたします。

169 ページにお戻りください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予定額 1 億 7,678 万 5,000 円、本目は受水に要する経費であります。

29 節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金は幕別町の責任水量 1 万 300 トン分に対し、1 トン当たり 9,360 円、従量料金は 1 トン当たり 27 円、年間受水量 249 万 1,900 トンを見込んでおります。

2 目配水及び給水費、本年度予定額は 4,878 万 2,000 円、本目は職員 1 名分の人件費及び配水、給水に要する経費であります。

13 節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務のほか、細節 6 配水管水量水圧調査委託料は、上水道区域内の水量及び水圧を把握し、今後の適切な施設管理を行うための調査委託料であります。

5 目総係費、本年度予定額 4,952 万 5,000 円、本目は職員 2 名分の人件費と事務管理に要する経費であります。

171 ページになります。

13 節委託料は、検針委託料等に係る経費であります。

15 節賃借料は、検針用の携帯端末機の借上料等であります。

6 目減価償却費、本年度予定額は 2 億 2,829 万 9,000 円、本目は、固定資産の減価償却費に係る経費であります。

7 目資産減耗費、本年度予定額 653 万 5,000 円。

172 ページになります。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金、本年度予定額 4,707 万 6,000 円、本目は企業債利息であります。

3 目消費税及び地方消費税、本年度予定額 1,233 万 3,000 円。

5 目雑支出、本年度予定額 10 万円であります。

4 項予備費、1 目予備費、本年度予定額 10 万円であります。

次に、3 条、収益的収入について説明いたします。

168 ページにお戻りください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予定額 4 億 7,806 万 7,000 円。

本目は給水戸数 9,626 戸分の水道使用料であります。

3 目その他営業収益 631 万 8,000 円は、加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、本年度予算額 1,000 円で、預金利息であります。

3 目長期前受金戻入 7,027 万 8,000 円は、固定資産の取得に充てた補助金等を収益化するものであります。

7 目雑収益、本年度予定額 2,475 万 5,000 円、下水道会計の収納及び管理業務に係る受託収入と、耐震性貯水槽の幕別地区 1 基分、札内地区 2 基分の維持管理に要する一般会計からの負担金であります。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出について説明いたします。

初めに、支出から説明いたします。

174 ページをお開きください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、本年度予定額 9,554 万 7,000 円、本目は、

配水管布設等の施設整備に係る経費であります。

26 節工事請負費、細節 1 の配水管布設は若草東団地 11 号の配水管整備、減圧弁施設のバイパス管整備、新成地区の一時的な水圧不足を解消するための新たな給水管の接続を行う工事であります。

細節 4 は配水管の更新を行うものであり、本通、西 1 条仲通、千代田通、明野 6 線、桂町 2 号など 5 路線を実施するものであります。

28 節負担金、細節 2 の西幕別地区営農用水事業負担金は、途別地区の飲雑用水整備に要するための負担金であります。

2 目営業設備費、本年度予定額 3,824 万 4,000 円、本目は、検定満了量水器取りかえ等に係る費用であります。

175 ページになります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、本年度予定額 1 億 5,651 万 9,000 円、上水道施設の建設改良に係る企業債の元金償還金であります。

次に、資本的収入について説明いたします。

173 ページをお開きください。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、本年度予定額 5,260 万円、配水管布設がえに伴う企業債であります。

6 項負担金、1 目負担金、本年度予定額 520 万円、消火栓の更新及び布設がえ工事に伴う負担金であります。

次に、平成 29 年度幕別町水道事業会計予定貸借対照表について説明いたします。

184 ページをお開きください。

平成 29 年度の水道事業予定貸借対照表です。

資産の部、固定資産合計 54 億 2,989 万 8,000 円、流動資産合計 6 億 7,829 万 5,000 円、資産合計 61 億 819 万 3,000 円。

負債の部、185 ページになります。

固定負債合計 18 億 210 万 7,000 円、流動負債合計 2 億 2,861 万 8,000 円、繰り延べ収益合計 16 億 595 万 5,000 円、負債合計 36 億 3,668 万円。

資本の部、資本金合計 12 億 9,923 万 7,000 円。

余剰金、186 ページになります。

(2) 利益剰余金、2 の未処分利益剰余金は、平成 28 年度末の未処分利益剰余金 9 億 3,201 万 5,000 円に、平成 29 年度の純利益 276 万 1,000 円を見込んでおり、平成 29 年度末未処分利益剰余金は 9 億 3,477 万 6,000 円となる見込みであります。

次に、平成 29 年度の幕別町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について説明いたします。

176 ページになります。

平成 29 年度幕別町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書です。

業務活動による収支は 1 億 4,389 万 8,000 円の増額となる見込みであります。

177 ページになります。

投資活動による収支は 1 億 2,022 万 1,000 円の減額となります。

財務活動による収支につきましては 1 億 391 万 9,000 円の減額となります。

平成 29 年度末における現金及び現金同等物は 8,024 万 2,000 円の減額となり、年度末における残高は 5 億 4,445 万 2,000 円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岡本眞利子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（岡本眞利子） 水道事業会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上を

もって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号、平成29年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成29年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(岡本眞利子) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、平成29年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2日間にわたり、終始熱心にご審議をいただき、心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。

ふなれな委員長ではありましたが、皆様のおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査を無事終了することができました。

皆様のご協力に対し、心より感謝を申し上げます。簡単ではありますが、お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)

これもちまして、平成29年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

15:48 閉会